

2023年8月15日

各 位

会社名 株式会社メルディアDC
代表者名 代表取締役 田中 一也
(コード：1739、東証グロース市場)
問合せ先 取締役執行役員経営管理本部長 榊原 拓也
電話番号 06-4866-5388

親会社の「第三者委員会の調査報告書公表等」に関するお知らせ

当社の親会社である株式会社三栄建築設計が、本日、別紙のとおり、「第三者委員会の調査報告書公表等に関するお知らせ」について適時開示を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本調査報告書において第三者委員会から当社のコンプライアンス体制及び反社チェック体制についても課題及び問題点を指摘されております。第三者委員会からの改善案の提言を真摯に受け止め、早期に実効性のある具体的な改善策を策定し、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス体制の整備と強化を図ってまいります。なお、改善策につきましては、策定次第速やかに開示させていただきます。

また、過年度の有価証券報告書に記載されておりましたコーポレート・ガバナンスの状況等についての訂正報告書の提出は必要はないと判断しております。

それらに伴い東京証券取引所に提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載内容を更新する必要がある場合は速やかに行います。

当社の株主及びお取引先をはじめとする関係者の皆様におかれましては、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げますとともに、引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上



2023年8月15日

各位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長 千葉 理恵

(コード番号:3228 東証プライム市場)

問合せ先： 執行役員経営企画本部長 榎本 喜明

電話番号： 03-5381-3212

第三者委員会の調査報告書公表等に関するお知らせ

当社は、2023年8月14日に公表いたしました「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、部分的な非公表措置を施された調査報告書を添付のとおり、公表致します。

記

1. 第三者委員会の調査結果

第三者委員会の調査結果につきましては、添付の調査報告書(公表版)をご参照ください。なお、当該調査報告書につきましては、秘密保持及び個人情報保護の観点から、個人名等部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 第三者委員会の調査結果を踏まえた当社の対応方針

当社は、第三者委員会が認定した事実と原因分析に基づいた実行すべき再発防止策の提言を真摯に受け止め、これを踏まえたコンプライアンス体制及びコーポレート・ガバナンス体制等の見直しを図ってまいります。

なお、当社は、本日、第三者委員会の調査報告書における指摘を踏まえ、当社のコンプライアンス体制及びコーポレート・ガバナンス体制に不十分な点があったものと判断し、過年度の有価証券報告書に記載されておりましたコーポレート・ガバナンスの状況等について、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出いたします。

また、発表を延期させていただいていた「第30期(令和5年8月期)第3四半期報告書」及び「2023年8月期第3四半期決算短信」についても、本日開示いたします。

株主、お取引先を始めとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、改めて深くお詫び申し上げます。

以上

調 査 報 告 書

2023年8月14日

株式会社三栄建築設計 第三者委員会

委員長 弁護士 安 田 博 延

委 員 弁護士 田 中 克 幸

委 員 弁護士 中 原 健 夫

委 員 弁護士 板 橋 喜 彦

委 員 弁護士 倉 橋 博 文

目次

第1章	はじめに—本件勧告を含む X 氏と Y 氏の関係性及びそれについての役職員の認識の概要	12
第1	本章記載の趣旨	12
第2	本報告書の要旨	12
1	X 氏と Y 氏の関係性について	12
2	当社及びそのグループ会社の役職員の認識について	19
3	上記 1 及び 2 を踏まえた当委員会の評価等について	22
第2章	本調査の概要	23
第1	当委員会の設置経緯	23
1	はじめに	23
2	独立委員会の設置経緯等	23
3	当委員会の設置に至る経緯等	24
第2	本調査の目的（委嘱事項）	25
第3	本調査の体制	25
1	委員の構成及び補助者	25
2	当委員会の独立性	26
第4	調査期間等	27
第5	本調査の手法	27
1	関係者ヒアリング	27
2	提供を受けた資料の精査	28
3	デジタル・フォレンジック調査	28
4	役職員に対するアンケート調査	28
5	ホットラインの設置	29
6	反社 DB 等との照合	29
第6	留意事項	30
1	調査の限界	30
2	採用した調査手続の限界	30
3	調査報告書の目的外利用の制限	30

4	デジタル・フォレンジック調査上の制限	30
5	調査協力の程度	31
第3章	当社の概要等	33
第1	概要・沿革	33
1	概要	33
2	沿革	33
3	X氏の株式保有比率	35
4	事業内容	36
第2	当社の役員の変遷	40
第3	主なコンプライアンス及び内部監査体制の概要	41
1	コンプライアンス委員会	41
2	内部通報	41
3	内部監査	42
第4章	X氏とY氏との関係性	42
第1	Y氏の自宅建物の設計及び建築	42
1	Y氏の自宅建物の建築確認申請をX氏が行ったこと	42
2	■の自宅の設計及び建築	44
3	■の自宅に関する契約、代金、支払方法等について	46
4	小括	47
第2	■の自宅建築後のY氏対応	47
1	本件設計等担当従業員が引き続きY氏の対応をしていたこと	47
2	Y氏の要請する他の工事について	48
第3	本件設計等担当従業員の退職と、その後のY氏対応の継続	49
1	本件設計等担当従業員を承継した本件■従業員がY氏を担当するに至った経緯	49
2	Y氏からの要請内容	50
3	C氏との担当の交代	51
第4	C氏を担当とするY氏対応の継続	51
1	C氏がY氏の担当となった経緯とX氏の指示事項	51
2	C氏の業務内容	52

3	その他の Y 氏からの依頼事項.....	54
4	C 氏が X 氏の指示により Y 氏の対応を行っていたこと	54
第 5	b 事案における Y 氏の関与.....	56
1	b 社から当社に対する脅迫的な書簡の送付	56
2	当社と a 氏との合意.....	56
3	当社と a 氏との合意書の締結に Y 氏が関与したこと	56
第 6	Y 氏に対する送金依頼.....	57
1	X 氏と N 社の元代表取締役である N1 氏とのやり取り	57
2	以上のメッセージから判明する事実	58
第 7	y 事案における X 氏と Y 氏との会話	58
1	y のマンションに関する X 氏と Y 氏の [REDACTED]	58
2	y のマンションに関するやり取り	58
3	以上の X 氏と Y 氏との会話から判明する事実	61
第 8	[REDACTED] から判明する X 氏と Y 氏の関係性.....	62
1	X 氏と C 氏との間の Y 氏に言及した [REDACTED] の存在.....	62
2	[REDACTED] から明らかとなる X 氏と Y 氏の関係.....	63
3	[REDACTED] から判明する事実.....	68
第 9	X 氏の主張とこれに対する当委員会の判断.....	69
1	概説	69
2	Y 氏との関係性についての X 氏の供述及び回答.....	70
3	本件解体工事を Y 氏の紹介する業者に発注した件について.....	71
4	X 氏が Y 氏と 2 名で飲食した件	73
5	その他の件についての認識	73
6	本件質問で質問した事項に対する回答	74
7	捜査開始後の X 氏の主張	74
8	上記の X 氏の主張内容に対する当委員会の認定及び判断	75
第 10	Y 氏の主張とこれに対する当委員会の認定	77
1	概説	77
2	X 氏との関係.....	78

3	n・oの解体工事について.....	79
4	v案件について.....	82
5	C氏との関係について.....	82
6	Y氏の上記主張に対する当委員会の認定.....	83
第5章	本件事案について.....	83
第1	事実認定の要旨.....	83
第2	事実認定の詳細.....	84
1	Y氏による解体工事紹介の要請とX氏の下承.....	84
2	本件解体工事の紹介経緯.....	86
3	本件解体工事の工事代金に関するY氏との当初のやりとり等.....	88
4	J社及びK社について.....	89
5	J社に対するコンプライアンスチェックについて.....	90
6	J社のJ2氏、F氏、及びK社のK1氏との間の紹介料に関する当初の協議内容.....	91
7	n案件及びo案件の土地の仕入れ及び建物解体スケジュール.....	93
8	本件解体工事の開始前に交わされた発注書等.....	93
9	工事代金が増額された経緯.....	95
10	本件解体工事に関する契約書.....	98
11	本件解体工事に関する当社の発注関係書類等.....	102
12	C氏の退職に伴うX氏の指示.....	104
13	X氏の指示に従ったC氏の対応.....	111
14	支払方法に関する変遷.....	112
15	工事代金が2枚の小切手により支払われた経緯.....	114
16	本件解体工事の工事代金が2枚の小切手にて支払われた理由、及び小切手による支払いにX氏が関与したこと.....	117
17	本件解体工事に関して支払われた小切手の換金等.....	122
18	結語.....	124
第6章	本調査で認められた事実関係（別件事案）.....	125
第1	v市wの土地購入に関する件.....	125
1	当社によるv市w所在の土地の買取と仲介業者.....	125
2	M1氏が本件土地の売却代金を1億円と設定した経緯.....	126

3	M1氏がY氏と関係を持つに至った経緯	127
4	Y氏から当社に対する本件土地購入の打診がなされた経緯	127
5	支店での検討状況とC氏の対応	128
6	売買代金額増額の経緯とY氏のによる当社との売買	129
7	v 案件が最終的に大幅な赤字であったこと	131
8		131
9	小括	132
第2	b社の件	132
1	bの関与に至る前の経緯	132
2	b社の関与	133
3	その後の交渉の経緯	134
4	Y氏の関与についてのX氏の認識	135
第3	当社社長室から発見された領収書の件	136
1	調査の端緒	136
2	本件領収書記載の情報と当社会計情報との照合結果等	137
3	小括	139
第4	Y氏の自宅等まつわる当社の関与とその問題点	140
1	概説	140
2	の自宅のメンテナンス対応の件	141
3	Y氏の本件離れの建築をC氏が対応した件	146
4	本件離れの建築まつわる当社の出捐行為	150
第7章	当社及びそのグループ会社の役職員の認識	152
第1	事実認定の要旨	152
1	はじめに	152
2	役職員の認識に関する4類型	153
第2	事実認定の詳細	154
1	はじめに	154
2	Q氏の認識	154
3	Q氏以外の当社及びMAIの現職役員及び執行役員	156
4	2023年6月20日に当社役員を辞任した元役員	160

5	C氏と同時期に████支店で勤務していた従業員の認識.....	162
6	C氏と同時期にMAIに在籍していた同社本社の役職員の認識（上記2（5）に記載したW1氏を除く。）.....	162
7	当社の現職役員の認識.....	163
第8章	当社及びそのグループ会社における反社チェック.....	164
第1	当社及びそのグループ会社の反社チェック等に関するプロセス等の概要.....	164
1	当社及びそのグループ会社における反社チェックに関する規程等..	165
2	当社及びそのグループ会社における反社チェックに関するプロセス等.....	165
3	メルディアDC及びその子会社における反社チェックに関するプロセス等.....	170
第2	当社及びそのグループ会社における反社チェック体制の課題..	172
1	████████████████████.....	172
2	████████████████████.....	173
3	████████████████████.....	173
第3	メルディアDCにおける反社チェック体制の問題点.....	174
第9章	発生原因.....	175
第1	X氏のコンプライアンス意識の欠如.....	175
第2	X氏に対してものが言えない社内の風土.....	176
第3	X氏以外の役職員のコンプライアンス意識が不十分であったこと.....	177
第4	社外役員に対する情報連携が不十分であったこと.....	177
第5	反社チェック体制が不十分であったこと.....	178
第10章	再発防止策等の提言.....	179
第1	X氏による影響の排除.....	179
第2	役職員に対するコンプライアンス意識の醸成.....	180
第3	取締役会等の監視機能の強化等.....	180
第4	社外役員に対する情報連携ルートの構築.....	180
第5	反社チェック体制の改善.....	181

1	181
2	181
3	182
4	183
第 6	その他の社内体制の見直し（口頭発注防止等の社内ルール順守の徹底、契約書チェック体制の見直し及び書類管理体制の見直し等）	183
1	口頭発注防止等の社内ルール順守の徹底	184
2	契約書チェック体制及び書類管理体制の見直し	184
第 11 章	結語	185

本報告書における略語の定義は以下のとおりである [1] 。

用語	略語
株式会社三栄建築設計	当社
本件事案に係る第三者委員会	当委員会
本件事案に係る独立調査委員会	独立委員会
当委員会に係る調査報告書	本報告書
当委員会による調査	本調査
元当社代表取締役社長 [] 氏	X 氏
[] 氏	A 氏
[] 氏	B 氏
[] 氏	C 氏
[] 氏	D 氏
指定暴力団 []	E 会
E 会会長 [] 氏	Y 氏
Y 氏妻 [] 氏	Y1 氏
Y 氏前妻 [] 氏	Y2 氏
Y 氏息子 [] 氏	Y3 氏
Y 氏娘 [] 氏	Y4 氏
E 会理事長 [] 氏	F 氏
F 氏母 [] 氏	F1 氏
E 会構成員 [] 氏	G 氏
[] 氏	H 氏
[]	I 社
[]	J 社
[] 氏	J1 氏
[] 氏	J2 氏
[]	K 社
[] 氏	K1 氏
[] 法律事務所弁護士 [] 氏	L1 弁護士
[]	M 社

1 役職等は当委員会によるヒアリング実施時点のものを記載した。

■■■■■ 氏	M1 氏
■■■■■	N 社
■■■■■ 氏	N1 氏
■■■■■ 氏	P1 氏
■■■■■ 氏	P2 氏
■■■■■ 氏	P3 氏
株式会社メルディア DC	メルディア DC
株式会社シード	シード
当社代表取締役社長 ■■■■■ 氏	Q 氏
元当社代表取締役社長 ■■■■■ 氏	R 氏
元当社取締役副社長 ■■■■■ 氏	S 氏
当社取締役 ■■■■■ 氏	T1 氏
当社取締役 ■■■■■ 氏	T2 氏
当社社外取締役 ■■■■■ 氏	T3 氏
当社社外取締役 ■■■■■ 氏	T4 氏
当社社外常勤監査役 ■■■■■ 氏	T5 氏
当社社外監査役 ■■■■■ 氏	T6 氏
当社社外監査役 ■■■■■ 氏	T7 氏
元当社社外取締役 ■■■■■ 氏	T8 氏
元当社社外常勤監査役 ■■■■■ 氏	T9 氏
当社執行役員 ■■■■■ 氏	U1 氏
当社執行役員 ■■■■■ 氏	U2 氏
当社執行役員 ■■■■■ 氏	U3 氏
当社従業員 ■■■■■ 氏	V 氏
株式会社 MAI	MAI
当社執行役員 MAI 代表取締役社長 ■■■■■ 氏	W1 氏
MAI 従業員 ■■■■■ 氏	W2 氏
MAI 従業員 ■■■■■ 氏	W3 氏
■■■■■ 支店	■■■■■ 支店
■■■■■ 氏	Z1 氏
■■■■■ 氏	Z2 氏

■■■■ 氏	Z3 氏
■■■■■	a 氏
■■■■■	b1 氏
■■■■■■■	c 店
■■■■■■■	d 社
■■■■■■■ 氏	d1 氏
■■■■■	e 社
■■■■■	f 社
■■■■■	g 社
■■■■■	h 社
■■■■■■■ 氏	h1 氏
■■■■■	i 社
■■■■■	k 社

第1章 はじめに—本件勧告を含む X 氏と Y 氏の関係性及びそれについての役員 職員の認識の概要

第1 本章記載の趣旨

本報告書は、第4章から第7章を読むことにより、①本件事案を含めた X 氏と Y 氏の関係性、②当社及びそのグループ会社の役員職員の当該関係性についての認識について理解できる構成となっている。しかし、本報告書の中核をなす第4章から第6章は大部であるため、冒頭の本章において、本報告書第4章から第7章の要旨を記載するとともに、上記①及び②を踏まえた当委員会としての評価等についても記載することとした。

なお、上記①に関する当委員会の認定について、X 氏及び Y 氏は当委員会の認定と異なる供述をしている部分が多いが、それにもかかわらず、当委員会が X 氏及び Y 氏の供述に沿った認定を行わなかった理由については、第4章から第6章の該当箇所に詳述しているので、そちらを確認いただきたい。

第2 本報告書の要旨

1 X 氏と Y 氏の関係性について

当委員会が認定した本件事案を含めた X 氏と Y 氏の関係性は、以下のとおりである。なお、説明の便宜上、必ずしも時系列に沿って記載されていない部分がある。

(1) 自宅の設計及び建築（第4章・第1参照）

X 氏と Y 氏の関係性は、遅くとも 2000 年頃の Y 氏の自宅（以下「 の自宅」という。）の設計時点では認められる。2000 年 の建築計画概要書に、Y 氏が建築主、X 氏がその代理者、設計者及び工事監理者と記載されており、X 氏は、当社従業員（退職者）（以下「本件設計等担当従業員」という。）を設計担当者及び現場監督として の自宅の設計及び建築に関与させ、2000 年 10 月 6 日、 の自宅が新築登記された。

(2) 自宅建築後の Y 氏対応（第 4 章・第 2 参照）

本件設計等担当従業員が退職するまで、本件設計等担当従業員が Y 氏の種々の要望事項に対応することとなった。本件設計等担当従業員は、Y 氏の依頼を受け、他の従業員とともに■■■■の自宅に有刺鉄線を巻いたり、業者を手配したりするなどして、■■■■の自宅のみならず、■■■■の自宅以外のメンテナンス等についても対応しており、X 氏に対し、これら Y 氏の要望及びその対応について事前又は事後に報告を行っていた。

(3) 本件設計等担当従業員退職後の Y 氏対応（第 4 章・第 3 参照）

本件設計等担当従業員は 2003 年に退職した。次いで、当社が名古屋証券取引所セントレックスに上場した 2006 年 9 月以降である 2007 年頃から 2009 年頃までの間は [2]、X 氏の指示により、■■■■支店所属の当社従業員（退職者）（以下「本件■■■■従業員」という。）が Y 氏の担当となった。本件■■■■従業員は、Y 氏の依頼を受け、手配した業者に■■■■の自宅のメンテナンス等を行わせていた。なお、当時、当社及びそのグループ会社が Y 氏からメンテナンス等を請け負っていたのか、又は、直接請け負わず、本件■■■■従業員が業者を手配し、当該現場での監督等をするにとどめていたかは解明できなかったものの、本件■■■■従業員は、Y 氏からの要望を聞き取り、業者にメンテナンス等を行わせており、Y 氏と業者とが直接のやり取りをすることはなかった。また、本件■■■■従業員は、上記メンテナンス等の見積りを業者から取得した後は、これを X 氏に渡しており、Y 氏の支払うべきメンテナンス費用の額や、Y 氏からの支払方法等については、X 氏と Y 氏との間で取り決めることとなっていた。

² 当委員会の調査によれば、本件設計等担当従業員が 2003 年に退職した後、2007 年頃から次の従業員が担当するまでの間、Y 氏を担当していた従業員は確認されなかった。

[REDACTED]

(7) Y氏関係の [REDACTED] (第4章・第6参照)

[REDACTED]、X氏は、Y氏 [REDACTED] から、同人の名前で [REDACTED] [REDACTED] メッセージを受領し、同日、このメッセージをN社の代表取締役であったN1氏に [REDACTED] [REDACTED] し、同じく同日、N1氏から [REDACTED] [REDACTED] の連絡を受けた。かかるエピソードから窺えるとおおり、Y氏が [REDACTED]

³ 作成日の日付部分は空欄であった。

本件においても、口座振込により支払われる予定であったが、支払日前日になり、小切手による支払いに変更され、しかもその小切手が2枚に分けられたこと、それぞれの小切手の額面金額はY氏が作成したと認められる手書きのメモに記載されたとおりの金額で作成されたこと、この手書きのメモが当社に存在していたこと、小切手の振出行為は、X氏、R氏又はS氏の指示がなければできないところ、R氏及びS氏は関与を否定しており、X氏とY氏の関係性に鑑みれば、本件で小切手の振出しを指示した者はX氏以外に考えられないこと、小切手の受渡しがY氏の指定したL法律事務所にて行われたことなどからすれば、X氏は、当該小切手がY氏側に渡ることを認識しつつ、これに協力したものと認めることができる。

なお、X氏は、

Y氏に解体工事を紹介することで、Y氏の利益を図ることを意図していたものと合理的に推認できる。

当委員会の調査によれば、C氏の退職後にY氏の担当となった当社及びそのグループ会社の役職員の存在は認められなかった。

(12) Y氏との飲食及び当社経費計上に関する疑義（第6章・第3参照）

X氏が利用していたから、多数の飲食店の領収書が発見され、その一部については少なくともY氏から送付されてきたものと認められた。X氏は、当委員会に対し、当初、Y氏と銀座の店でたまたま一緒になったことが一度ある旨を述べたため^[4]、調査したところ、以下のとおり、X氏がY氏と飲食した際のものである可能性のある経費2件が当社保管証憑から確認された。

年月日	飲食店名	金額
-----	------	----

⁴ Y氏とたまたま一緒になったことが一度ある旨のX氏の供述は、他の証拠からすれば信用できないと考えられる。もっとも、X氏は、当委員会の第2回ヒアリングにおいて、Y氏との会食が複数回あったことを認めつつ、多忙を理由に断ったこともあった旨述べた

2022年5月17日	c店	28万2260円
2022年6月20日	c店	42万6360円

この2件のうち2022年5月17日分については、摘要において通常記載されていてしかるべき接待相手の記載がなされておらず、また、上記領収書のうちの1枚の記載の金額と一致するものであり、日付も同月16日のものであったため（X氏が飲食費の支払いのために法人カードを使用した時間帯が深夜0時を超えていたと考えられる。）、X氏及びY氏が飲食をともにした際の支払いに関する経費であると認められる。

もう1件の2022年6月20日分については、該当する領収書は発見されなかったものの、同様に摘要において接待相手の記載がなされておらず、誰を接待したものが不明な状態で経費処理されていたことからすれば、X氏及びY氏が飲食をともにした際の支払いに係る経費である疑いが残ると認められる。

2 当社及びそのグループ会社の役職員の認識について

(1) 全体的な流れ

上記1のとおり、X氏とY氏の関係性は、少なくとも20年以上の長年にわたるものであった。

そして、上場以前は、当社の規模も小さく、役職員の中には、■■■■の自宅の設計及び建築に関与した者や、本件設計等担当従業員当時のX氏とY氏の関係性を伝え聞くなどして認識していた者も少なからず存在していた。

しかし、当社の上場（2006年9月に名古屋証券取引所セントレックス上場）後は、X氏がY氏を担当する従業員に対して指示する業務はいわばX氏の特命案件となり、Y氏を担当する従業員が専らY氏の相手をし、Y氏との関係につき他の役職員に対して公言したり、他の役職員が■■■■の自宅に赴いたりすることもなくなった。そのため、当社の上場後は、X氏とY氏の関係性を認識していた当社及びそのグループ会社の役職員は、かなり少なくなっ

たと考えられる。

もっとも、[redacted]をした当社及び MAI の役職員や、C 氏と同時期に [redacted] 支店に勤務していた当社の役職員及び同時期に MAI に在籍していた同社本社の役職員の中には、C 氏が Y 氏との間で何らかのやり取りをしていたであろうことを認識していた者は存在していた。ただし、当委員会による調査の結果、本件事案について、Y 氏ら暴力団員が関与していることを認識していた当社及びそのグループ会社の役職員は認められず、また、X 氏と Y 氏との関係や、C 氏と Y 氏とのやり取りを認識して本件事案に関与した役職員も認められなかった。

以下、当委員会が特に重要と考える当社及び MAI の役職員の認識について、4 つの類型に分けて紹介する。

(2) Q 氏の認識

Q 氏は、[redacted] 月の [redacted] 出産前、[redacted] 年 [redacted] 月頃に当社を一旦退職し、[redacted] 年には当社ではなく三建興産に復帰したため、2000 年の Y 氏の [redacted] の自宅の設計及び建築当時、本件設計等担当従業員と直接の接点はなかった。また、Q 氏は、[redacted] 年 [redacted] 月から [redacted] 出産のため産休及び育休を取得し、その復帰後 [redacted] 年から当社にて勤務することになったが、保育園に子供を迎えに行くなどのために時短勤務であったこともあり、本件設計等担当従業員との関係は希薄であった。そのため、Q 氏は、Y 氏という名前を認識しておらず、当社が売却した建物の買主が暴力団員である疑いがあり、本件設計等担当従業員がそのメンテナンス等のためにその買主の対応をしているという程度の認識にとどまっていた。

また、Q 氏は、当社の上場後、X 氏に対し、[redacted] の自宅のメンテナンス等を行っているか否かを直接確認しており、その際、X 氏がやっていないと否定したため、その説明を信用していた。なお、Q 氏は、その業務上、C 氏との接点が乏しく、C 氏から Y 氏の話聞くこともなく、[redacted] 支店に勤務したこともなかった。

したがって、当委員会は、Q氏について、上場前にX氏とY氏の関係性につき何らかの認識はあったが、遮断済みと認識していたと判断した。

(3) W1氏の認識

C氏がMAIに在籍していた当時、MAI代表取締役社長であったW1氏は、Y氏という名前までは認識していなかったものの、■に暴力団員の自宅があり、C氏がX氏の指示により担当をしていることを認識していた。そのため、W1氏は、かかる関係を是正すべきと考えて、X氏に対し、その旨を一度指摘したものの、X氏より、メンテナンスは顧客対応の一環である旨発言され、それ以上の指摘を行わなかった。

(4) Q氏及びW1氏以外の当社及びMAIの一部役職員の認識

本件設計等担当従業員が2003年に退職するよりも前に当社に入社した従業員の中には、本件設計等担当従業員とともに■の自宅に有刺鉄線を巻くなどした経験のある者がおり、これらの者は、当社が暴力団員であるY氏の■の自宅の建築に関与したこと、X氏がY氏と知り合いであることなど、上場以前のX氏とY氏の関係性を一部明確に認識していた。また、それらの者の中には、現在、当社の役員や幹部を務める者もいるところ、上場後も■
■
■者もいた。さらに、C氏と同時期に■支店で勤務していた当社の役職員及び同時期にMAIに在籍していた同社本社の役職員の中には、C氏が社内のホワイトボードに「■
■」と記載して外出するのを認識していた者もいた（「■」とはY氏のため■の自宅に行くことを指すと理解されていた。）。なお、当委員会が実施したアンケートによれば、2022年9月の警察による捜索差押を受ける前に、反社会的勢力との関係を何らかの有する当社又はMAIの役職員の存在を認識していたと回答した当社及びそのグループ会社の役職員は、合計20名であった。

もっとも、上場後もX氏がY氏と何らかの関係性を継続していることを認

識していた当社及び MAI の役職員の中には、X 氏に対し、Q 氏のように、その関係が切れているか確認したり、W1 氏のように、その関係を是正するよう進言するなどした者は認められなかった。

(5) 当社の現職社外役員の認識

当委員会は、当社の現職社外役員が、2022 年 9 月の警察による搜索差押が行われるまでは、X 氏と Y 氏の関係性について、当社取締役会等で話題になることもなく、当社の役職員から個別に説明を受けたこともなかったため、全く認識しておらず、それを窺い知る機会すらなかったと判断した。

3 上記 1 及び 2 を踏まえた当委員会の評価等について

以上のとおり（詳細は第 4 章ないし第 7 章のとおり）、X 氏と Y 氏との関係性は、少なくとも 20 年以上の長年にわたるものであったが、当委員会による調査の結果、X 氏の指示により Y 氏の担当となった 3 名の従業員を除き、当社及びそのグループ会社の役職員の中に Y 氏と直接関わりを持った者は認められず、また、本件事案について、Y 氏ら暴力団員が関与していること、X 氏と Y 氏との関係が背景となっていること、並びに ██████████ ██████████ が存在したことを認識していた当社及びそのグループ会社の役職員も認められなかった。

したがって、当委員会としては、X 氏と Y 氏との関係性を認識した上で本件事案に関与した当社及びそのグループ会社の当時の役職員は X 氏及び C 氏以外におらず、C 氏の退職後に本件事案の小切手の振出しや交付に関与した当社の従業員は、X 氏と Y 氏との関係性を認識しないまま X 氏に利用されたにすぎないと判断した。また、C 氏の退職後に Y 氏の担当となった当社及びそのグループ会社の役職員は認められないものと判断した。

もっとも、上記 2 のとおり、当社及び MAI の役職員の中には、X 氏と Y 氏との関係性について何らか認識していた者の存在が認められた。そのため、本件事案を含めて本報告書に記載した各種事象を生じさせた最大の原因は

当社の大株主であり代表取締役社長でもあった X 氏にあることは明らかであるとはいえず、当委員会としては、X 氏以外の当社及び MAI の役職員の中に、X 氏と Y 氏との関係性を遮断させるべく対応すべきであったが、かかる対応ができなかった役職員もいたと評価せざるを得ない。その意味では、当社の大株主であり代表取締役社長でもあった X 氏に対する牽制や統制環境には不備があったものと考えられる。

第 2 章 本調査の概要

第 1 当委員会の設置経緯

1 はじめに

当社は、2023 年 6 月 20 日、東京都公安委員会により、X 氏が、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることの情を知って、2021 年 3 月 25 日、[REDACTED]
[REDACTED] L 法律事務所において、J 社に対する解体工事代金の支払い名目として、[REDACTED] を介すなどして、規制対象者である E 会会長 Y 氏に対し、額面金額 189 万 3244 円の小切手を交付し、もって規制対象者に対し、利益供与をしたとの事実により勧告（以下「本件勧告」という。）を受けた。

当委員会は、本件勧告にて指摘された事実関係等に関する調査を行うために設置されたものである。

なお、当社は、当委員会設置以前から、X 氏から独立した立場で調査を行うことのできる者を委員とした独立委員会を設置していたため、当委員会は、本調査に当たり独立委員会による調査において収集済みの資料を利用するとともに、その調査内容等も参考とすることとした。

2 独立委員会の設置経緯等

(1) 独立委員会の設置経緯

警視庁は、2022 年 9 月 12 日、当社の新宿本社において、①u 区 o アパー

ト分譲プロジェクト及び②t 区 n アパート分譲プロジェクトという、2つのアパート分譲プロジェクト（以下、この2つのプロジェクトを併せて「本件プロジェクト」という。）に関して搜索差押を行った（以下、当該搜索差押が行われた対象となる被疑事実を「本件被疑事実」という。）。

その際、警視庁からは、本件被疑事実の被疑者には、本件プロジェクトが進行していた当時の当社代表取締役社長であった X 氏が含まれていること、また、Y 氏も被疑者であることにつき説明がなされた。

当社は、X 氏の本件プロジェクトへの関与の有無及び内容の把握、当社内の本件プロジェクトに関係した者の存否及び認識等について調査するため、独立委員会を設置した。

(2) 独立委員会の構成

独立委員会の委員の構成は、以下のとおりであった。

委員長	T4（当社独立社外取締役）
副委員長	T5（当社独立社外常勤監査役）
社内委員	T3（当社独立社外取締役）
社内委員	T7（当社独立社外監査役）
外部委員	田中克幸（弁護士）
外部委員	板橋喜彦（弁護士）

このうち、外部委員 2 名は、独立委員会の設置に至るまで当社及びそのグループ会社と何ら関係を有していない者であった。

3 当委員会の設置に至る経緯等

前述のとおり、当社は、2023 年 6 月 20 日、東京都公安委員会により、本件勧告を受けた。

本件勧告を受けて、その当時の当社代表取締役であった R 氏及び当社取締役副社長であった S 氏が、取締役を辞任する旨申し出たため、当社は、両名について X 氏との従前の関係性等に鑑み、当社経営に対する X 氏の影響を

排除するため、これらの辞任の申出を受理することとし、同日付けで、R氏及びS氏は、当社の役職を全て辞任した。

当社は、同日開催の取締役会において、常務取締役のQ氏を代表取締役社長に選定することを決議し、Q氏が当社代表取締役社長に就任した。

かかる経緯も受けて、当社は、2023年6月22日、後述する「本調査の目的」のために当委員会を設置し、当委員会による本調査が開始された。

第2 本調査の目的（委嘱事項）

本調査の目的（委嘱事項）は、以下のとおりである。

- ① 当社が東京都公安委員会から東京都暴力団排除条例第27条に基づく勧告を受けるに至る原因となった、元代表取締役であるX氏が、当社の事業に関し、2021年3月25日、指定暴力団■■■■会系の暴力団組員に対し額面約189万円の小切手を交付し、もって規制対象者に利益を供与した事実に関する調査（本件）
- ② 上記①に類似する事案（別件）の有無に関する調査
- ③ 本件に関する当社のコンプライアンス体制及びコーポレートガバナンス体制の状況
- ④ 原因究明及び再発防止策の提言

なお、当委員会は、上記③のとおり、本件に関するコンプライアンス体制及びコーポレートガバナンス体制を調査対象としており、コンプライアンス体制及びコーポレートガバナンス体制の全般を調査対象として設置されたものではないが、当委員会が必要と認めた範囲で当該体制についても言及している。

第3 本調査の体制

1 委員の構成及び補助者

当委員会の委員の構成は、以下のとおりである。

委員長	安田博延（弁護士）	平河町法律事務所
-----	-----------	----------

委員	田中克幸（弁護士）	東京靖和綜合法律事務所
委員	中原健夫（弁護士）	弁護士法人ほくと綜合法律事務所
委員	板橋喜彦（弁護士）	新都綜合法律事務所
委員	倉橋博文（弁護士）	弁護士法人ほくと綜合法律事務所

当委員会のうち、安田委員長、中原委員及び倉橋委員は、当委員会の設置に至るまで当社及びそのグループ会社と何ら関係を有していない者である。また、田中委員及び板橋委員は、独立委員会の外部委員を務めていたが、前述のとおり独立委員会の設置に至るまで当社及びそのグループ会社と何ら関係を有していない者であったことに加え、当委員会として限られた期間内に効率的かつ実効性の高い調査を行う必要があることなどに鑑み、当委員会の委員を務めることとした。

また、当委員会は、本調査を補助する者として、新都綜合法律事務所森田香弁護士、東京靖和綜合法律事務所山田隼史弁護士、弁護士法人ほくと綜合法律事務所千葉恵介弁護士、岩永航弁護士、若狭周作弁護士を補助者として起用し、後述するデジタル・フォレンジック調査のために株式会社 foxcale（以下「foxcale」という。）の支援を受けた。

なお、後述する関係者ヒアリングの日程調整、社内資料の提供の窓口等の事務を行うため、当委員会は、当社の内部監査室、経営企画本部に所属する従業員 4 名を事務局として選任した。ただし、事務局は当委員会が行う関係者ヒアリングのいずれにも同席しておらず、また、本報告書の作成にも関わっていない。

2 当委員会の独立性

当委員会の委員、補助者及びこれらの者が所属する組織は、当社及びそのグループ会社との間で当委員会の委員及び補助者業務以外に何らの利害関係を有していない。なお、当委員会は、日本弁護士連合会が 2010 年 7 月 15 日に策定（同年 12 月 17 日改訂）した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠している。

第4 調査期間等

本調査の期間は、当委員会が設置された2023年6月21日から同年8月13日までである。なお、調査期間中に開催した委員会は以下のとおりである。

No.	日付
第1回	2023年6月21日
第2回	2023年6月24日
第3回	2023年6月28日
第4回	2023年7月1日
第5回	2023年7月4日
第6回	2023年7月9日
第7回	2023年7月12日
第8回	2023年7月17日
第9回	2023年7月20日
第10回	2023年7月23日
第11回	2023年7月28日
第12回	2023年8月1日
第13回	2023年8月5日
第14回	2023年8月6日
第15回	2023年8月8日
第16回	2023年8月10日
第17回	2023年8月11日
第18回	2023年8月12日

第5 本調査の手法

1 関係者ヒアリング

当委員会は、本調査に必要な範囲で、当社及びそのグループ会社の役職員及び退職者並びに取引先等を含む関係者に対するヒアリングを実施した。具体的なヒアリングの実施年月日及び氏名は、別紙1のとおりである。

2 提供を受けた資料の精査

(1) 社内保存資料の精査

当委員会は、本調査に必要な範囲で、当社及びそのグループ会社に対し、本件事案及びその他類似事案に関係すると考えられる当社の社内保存資料（電子データを含む。以下同じ。）を徴求し、開示された社内保存資料（社内規程、議事録、各種契約書、監査書類、財務諸表、経理書類及びその他関係書類）を精査した。

(2) 関係者から提出された資料の精査

当委員会は、ヒアリングを実施した関係者から随時開示された資料を精査した。

(3) 公知資料の分析

当委員会は、当社及びそのグループ会社に係る法定開示資料及びウェブサイトに掲載されている各種資料（記事及びニュース等）を分析した。

3 デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、foxcale の支援を受けて、関係者のデジタルデータを保全し、デジタル・フォレンジック調査を行った。調査の詳細は別紙 2 のとおりである。

4 役職員に対するアンケート調査

当委員会は、2023 年 6 月 26 日、Google フォームを活用して、当社及びそのグループ会社に在籍する役職員 1151 名に対するアンケート調査を実施し、アンケートに対する回答は、全て当委員会が直接受領をした。役職員に対するアンケート調査の質問事項は、概要、後述のとおりである。

① 当社又はそのグループ会社と反社会的勢力に属すると思われる人物又

は会社との間の取引又は行為を自ら行ったこと又は指示したことの有無

- ② 上記①の事実を見聞きしたことの有無
- ③ 上記①のような直接の取引又は行為ではなくとも、反社会的勢力に属すると思われる人物又は会社が当社又はそのグループ会社の業務や取引に対し何らかの形で関与することを経験したことの有無
- ④ 上記③の事実を見聞きしたことの有無
- ⑤ 上記①ないし④以外に反社会的勢力との関係が疑われるような状況等を経験した又は見聞きしたことの有無

5 ホットラインの設置

当委員会は、役職員に対するアンケート調査の質問事項に関する情報を別の窓口において収集する目的で、2023年6月26日から同年7月10日までの間、当委員会が直接受け付ける専用の通報窓口（ホットライン）を設置し、アンケート対象と同様の範囲で当社及びそのグループ会社の役職員に周知し、情報収集した。

6 反社DB等との照合

当委員会は、株式会社JPリサーチ&コンサルティング（以下「JPR&C」という。）の支援を受けて、当社及びそのグループ会社の取引先について、JPR&Cが有する反社データベース等との照合を行った。調査の概要は別紙3のとおりであるが、JPR&Cは2020年9月～2023年5月（28期・29期・30期）の期間の取引先（支払先）を調査対象として4312対象に対して調査した結果、明確に狭義の反社属性要件に該当し、同一性が確認された取引先は存在しないとの結論が報告された。

第6 留意事項

1 調査の限界

当委員会は強制的な調査権限を有しておらず、あくまで当社及びそのグループ会社の役職員その他の関係者の任意の協力の下での調査を実施したにすぎないため、本調査及びその結果には一定の限界がある。また、本調査は、当社と合意した委嘱事項の範囲内で決定した調査範囲及び調査手続の中で事実確認を行った事項に限定されており、当社及びそのグループ会社の不正であっても、委嘱事項外、すなわち本件に類似する事案（別件）に該当し得ない事業上の不正、その他の不正について網羅的に事実確認することを目的にしていない。

2 採用した調査手続の限界

本調査は、事案の性質上、調査時点で当社及びそのグループ会社の役職員ではない者に対するヒアリングその他の資料要請等を含むものであり、これらの者は当委員会に対して協力する義務等を負っておらず、その点で本調査には一定の限界がある。

3 調査報告書の目的外利用の制限

本報告書は、当社の役職員において事実関係を把握する目的のために作成するものであり、それ以外の目的での利用は認められない。

4 デジタル・フォレンジック調査上の制限

上記第5・3記載のとおり、当委員会がデジタル・フォレンジック調査を実施した結果、X氏のスマートフォンにおいて、2023年7月2日に新たなApple ID及びiCloudのアカウントが作成されていることが判明したところ、かかるアカウントの作成はそれまでに使っていたApple ID及びiCloudを削除した上でなされた可能性があり、削除前のApple ID及びiCloudに関連する情報は同アカウントの削除と同時に消失した可能性がある。

また、R 氏のスマートフォンに残存していた R 氏と X 氏との間のチャット履歴及び発着信履歴が R 氏によって同スマートフォン返却前に削除されたこと、並びに R 氏とその他の者とのチャット履歴及び発信履歴についても削除された可能性があることが判明した。

さらに、S 氏のスマートフォンに残存していたチャット履歴の一部が、2023 年 5 月 26 日に 1 件、同年 6 月 12 日に 31 件削除されたことが判明した。

以上のとおり、デジタル・フォレンジック調査の対象となるデータが削除されており又は削除された可能性があるなどの点で本調査には一定の限界がある。

5 調査協力の程度

当委員会は、X 氏に対して早期にかつ複数回にわたりヒアリングを実施したいと考えて、設置当初よりヒアリング実施を申し入れていたところ、X 氏及びその代理人弁護士とのスケジュールとの関係で、初回ヒアリングは 2023 年 7 月 11 日と決まった。そのため、当委員会は、X 氏のヒアリング後に Y 氏のヒアリングを実施したいと考えて、Y 氏の代理人弁護士宛に申し入れたところ、そのヒアリングが同月 11 日 13 時から 14 時までの間と決まった。その後、X 氏及び Y 氏の各代理人弁護士からの申入れを受けて、当委員会より X 氏宛のヒアリング事項を書面（別紙 4 参照）で送付したところ、同月 11 日の直前に X 氏のスケジュールを理由として X 氏の初回ヒアリングがキャンセルされ、日程調整を余儀なくされた。その後、同月 14 日、Y 氏の代理人弁護士より当委員会宛に Y 氏作成の同月 13 日付け陳述書（別紙 5 参照）が送付され、他方で、当委員会より X 氏の代理人弁護士宛にできる限り同月 16 日までに初回ヒアリングを実施したい旨を申し入れたものの、X 氏の代理人は X 氏のスケジュール等を理由として同月 16 日までにヒアリングを実施することを拒み、X 氏の初回ヒアリングの日程は同月 17 日 16 時（Y 氏のヒアリング終了予定時刻の 2 時間後）に決まった。

同月 17 日の X 氏の初回ヒアリングは、約 3 時間にわたり実施したものの、その時点の X 氏の供述は、よく考えて後日回答する旨のものが多く見受けられたため、当委員会は、X 氏の代理人弁護士に対して、回答が留保になった質問事項等につき、2 回目のヒアリングを申し入れていたところ、X 氏の代理人弁護士より同月 19 日、ヒアリングではなく書面にて質問してもらえれば書面にて回答する旨の連絡を受けた。そのため、当委員会は、同月 21 日、X 氏の代理人弁護士宛に質問事項の一部を記載した書面（別紙 6 参照）を送付し、同月 25 日までの期限を付して回答を依頼したものの、X 氏の代理人弁護士からは、同月 28 日になって各質問事項について簡潔な書面回答（別紙 7 参照）が提出された。この書面回答を受けて、当委員会は、追加ヒアリングの実施が必須であると判断し、同月 29 日、X 氏の代理人弁護士に対し、追加で X 氏に確認する必要がある事項を列記した書面（別紙 8 参照）を送付するとともに、早期に再度のヒアリングを依頼したが、X 氏の代理人弁護士からは、同月 31 日より X 氏が [] を理由として直ちに再度のヒアリングを設定することができなかった。

もっとも、X 氏の代理人弁護士によれば、X 氏は同年 8 月 7 日に [] とのことであったため、同月 7 日、改めて X 氏の代理人弁護士に対し、再度のヒアリングを申し入れたところ、同月 9 日、X 氏の代理人弁護士より、X 氏の [] から再度のヒアリングを受けるのは難しいものの、 [] を示してもらいたい旨の回答があった。そのため、当委員会は、同月 10 日、X 氏の代理人弁護士に対し、本日中に再度のヒアリングを実施できるならば、その際に [] を示す旨を伝えたところ、同日、約 1 時間 20 分のヒアリングを実施することができた。

以上のとおり、当委員会は、X 氏に対するヒアリングの実施回数としては 2 回にとどまることになり、X 氏について十分なヒアリング等を実施することができない状況で、本報告書における事実認定等を行わざるを得なかった。

なお、当委員会は、Y 氏作成の陳述書及び Y 氏の供述を踏まえ、F 氏のヒアリングを実施するべく [] F 氏との面会を試み

た。しかし、F氏が面会を拒否したため、当委員会は、F氏に対するヒアリングを実施することができなかった。したがって、当委員会は、F氏の供述を得ることなく、本報告書における事実認定等を行わざるを得なかった。

第3章 当社の概要等

第1 概要・沿革

1 概要

当社の概要は、以下のとおりである [5]。

会社名（英語表記）	株式会社三栄建築設計（SANEI ARCHITECTURE PLANNING CO., LTD.）
本店所在地	東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
資本金	13億4015万円
代表者	代表取締役社長 千葉理恵
従業員数	534名（当社単体）1077名（連結）
決算期	8月31日
上場取引所	東京証券取引所プライム市場（証券コード：3228）

2 沿革

当社の主な沿革は、以下のとおりである [6]。

年月	事項
1993年9月	東京都杉並区西荻北において、住宅建築を主たる業務として有限会社三栄コーポレーションを設立
1994年8月	有限会社三栄建築設計に社名変更
1996年12月	株式会社三栄建築設計に組織変更
2006年9月	名古屋証券取引所セントレックスへ上場
2011年8月	東京証券取引所市場第二部へ上場 名古屋証券取引所市場第二部に指定替え
2012年8月	東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に

⁵ 本調査報告書作成日現在。

⁶ 当社第29期有価証券報告書より一部抜粋。

	指定替え
2012年10月	業容拡大に伴い、本社及び東京支店一部の部署を杉並区上荻に移転 100%子会社「株式会社三建アーキテクト（現：株式会社 MAI）」（連結子会社）設立
2013年5月	公開買付け及び第三者割当増資により、「株式会社シード（現：株式会社メルディア DC）」の株式の一部を取得、連結子会社とする
2015年1月	100%子会社「株式会社三栄クラフター」（非連結子会社）設立
2015年6月	100%子会社「株式会社三栄リビングパートナー（現株式会社メルディアリアルティ）」（連結子会社）設立
2015年9月	100%子会社「アンズ・デザイン・ワークス株式会社（現 FAWDO 株式会社）」（非連結子会社）設立
2016年9月	株式会社プレサンスコーポレーションと共同出資により、「株式会社プロスエーレ」（非連結子会社）を設立（出資比率 50%）
2016年10月	グループ名称を「三栄建築設計グループ」から「MELDIA GROUP（メルディアグループ）」へ変更
2016年12月	本社を東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 新宿センタービルへ移転
2017年1月	100%子会社「サン住宅品質検査株式会社（現株式会社メルディア住宅検査サービス）」（非連結子会社）設立
2017年3月	100%海外子会社（特定子会社）の「Meldia Investment Realty of America, Inc.」（連結子会社）をアメリカ・カリフォルニア州に設立
2017年12月	100%子会社「株式会社三建アーキテクト（現：株式会社 MAI）」（連結子会社）から、川口支店、津田沼支店、湘南支店、相模原支店を移管
2018年4月	RIZAP グループ株式会社と合弁会社「株式会社メルディア RIZAP 湘南スポーツパートナーズ」を設立（出資比率 50.05%）
2018年7月	100%子会社「メルディアホテルズ・マネジメント株式会社」（連結子会社）を設立

2018年10月	100%子会社「株式会社メルディア・マーケティング・プロモーション（現株式会社MMP）」（連結子会社）を設立
2019年4月	株式会社ウィズ・ワンより、注文住宅の請負工事に関する事業を事業譲受により取得
2019年9月	100%海外子会社「MELDIA ARCHITECT VIETNAM CO.,LTD」（非連結子会社）をベトナム・ホーチミン市に設立
2020年4月	マックホーム株式会社の全株式を取得し、同社の100%子会社である株式会社田村工務店と併せて連結子会社とする
2020年9月	100%子会社「株式会社MAI」（連結子会社）と共同で「メルディア・アセットマネジメント株式会社」（非連結子会社）を設立
2020年12月	名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
2021年4月	米国カリフォルニア州のゼネコン「Alpha Construction, CO. Inc.」の株式を取得（出資比率70%）し連結子会社とする 株式会社オープンハウス（現株式会社オープンハウスグループ）、 ケイアイスター不動産株式会社の二社と共同で、「一般社団法人日本木造分譲住宅協会」を設立
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場へ移行
2022年5月	100%子会社「Meldia Investment Realty of America, Inc.」（連結子会社）の100%子会社として「Meldia Development LLC」（連結子会社）を設立
2022年9月	株式会社太陽ビルディングの全株式を取得し、同社の100%子会社である宇伸恒産株式会社と併せて子会社とする

3 X氏の株式保有比率

当社の有価証券報告書によると、X氏は、2022年8月31日時点で、当社の株式を1039万2200株保有している。同日時点での、当社の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するX氏の所有株式数の割合は、48.98%である。

4 事業内容

当社グループは、分譲戸建住宅、分譲マンションの販売を中心とした不動産分譲事業、収益不動産等の取得、運用及び販売を行う不動産販売事業、請負及び注文住宅などを受注する不動産請負事業並びに当社グループが保有している収益物件を一般顧客及び法人顧客に賃貸する賃貸収入事業を主な事業としている。各事業の概要は、以下のとおりである。

(1) 不動産分譲事業

不動産分譲事業は、主に分譲戸建住宅、木造分譲アパート及び分譲マンション等の設計、施工及び販売を行う事業である。

戸建分譲事業は、「事業部制」を採用しており、首都圏エリアを5つの販売エリアに分け、それぞれに事業部を設置しているほか、愛知県には中京圏事業部を設置している。また、連結子会社のメルディア DC は、主に大阪府、京都府、兵庫県において、同じく連結子会社のマックホーム株式会社は主に埼玉県において、それぞれ分譲戸建住宅を供給している。

分譲マンション事業においては、自社で土地情報を得て、企画及びマスタープランニングを行い、実施設計、施工及び販売業務については、それぞれ設計事務所、ゼネコン及び販売会社に委託をしている。

なお、メルディア DC においては、外注をせずに自社で設計ないし施工を行うこともある。また、主に連結子会社の MAI において、当社の技術力を活用した木造分譲アパートの供給を行っている。

(2) 不動産販売事業

不動産販売事業は、収益不動産等の取得、運用及び販売に関する事業である。様々なニーズに応えるため、多様性に富んだ事業展開を行っている。

(3) 不動産請負事業

不動産請負事業は、主にエンドユーザーからの受注をもとに、建物の設計

及び工事を行うことを基本としており、自由設計注文住宅の「シュプール」と特別注文住宅の「ウィズ・ワンスタイル」の2つのブランドを提供している。

戸建請負事業は、住宅営業事業部として東京都杉並区に拠点を設けている。事業エリアは不動産販売事業と同エリアで行い、不動産仲介業者から土地を持つエンドユーザーの紹介を受けての受注や、都内4か所、埼玉県1か所、神奈川県1か所の住宅展示場における自社営業、ホームページ等での直接受注を行っている。また、連結子会社のメルディアDCでは、大阪府、京都府、兵庫県及び滋賀県において、主に大手デベロッパーからワンルームマンションやファミリーマンションの建築請負受注を行っている。また、テナントビルや商業施設、ホテル等の建築請負も行っている。

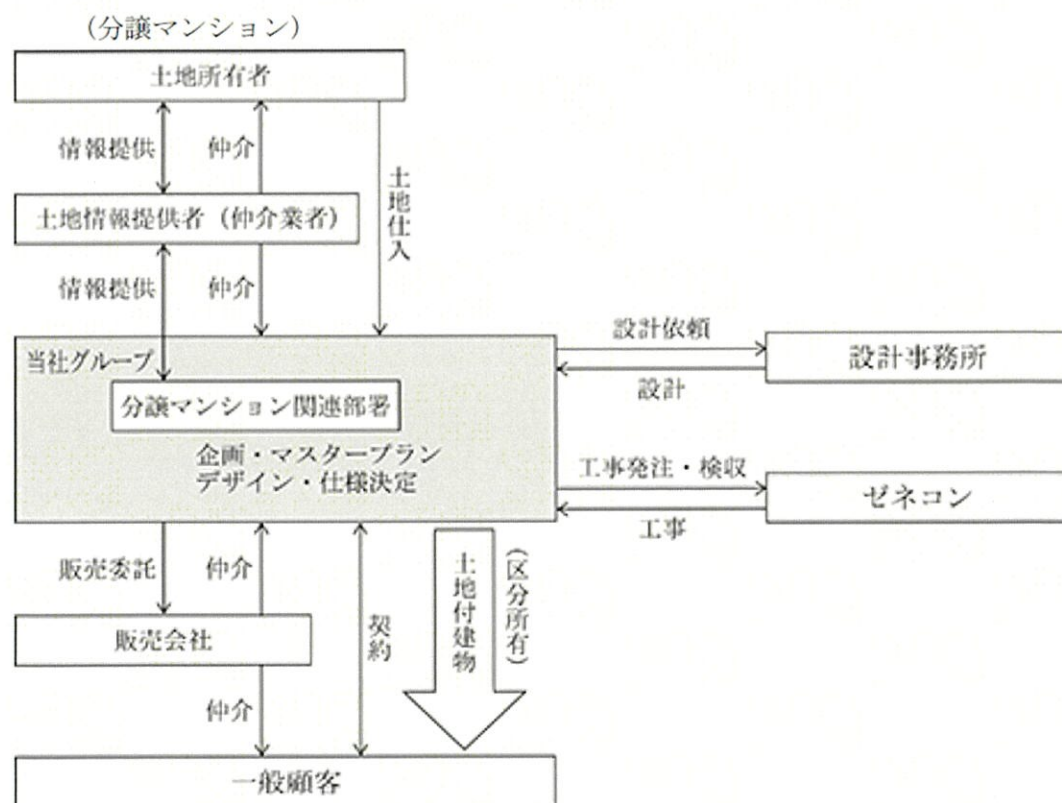
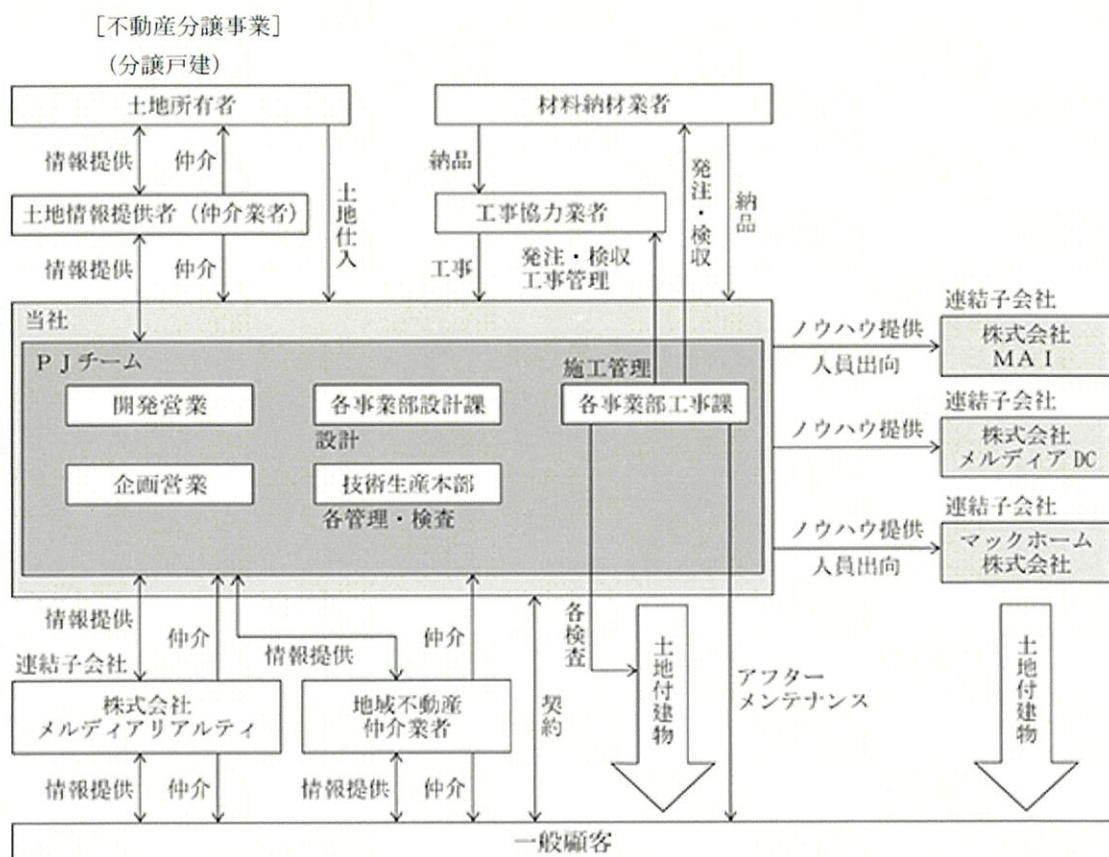
同じく連結子会社のAlpha Construction Co.INC.では、ロサンゼルス地域において、デベロッパーから生活支援対象者向け集合住宅公共開発事業や、一般の賃貸目的住宅開発事業を中心に建築請負受注を行っている。

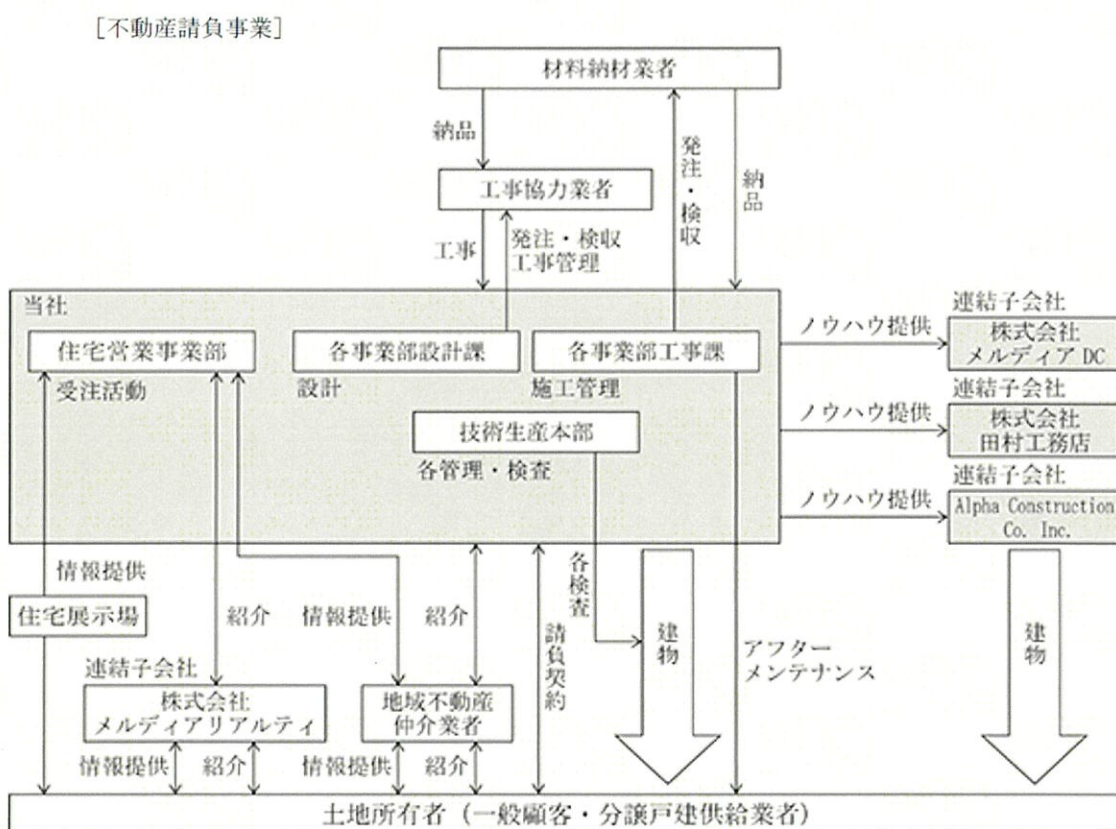
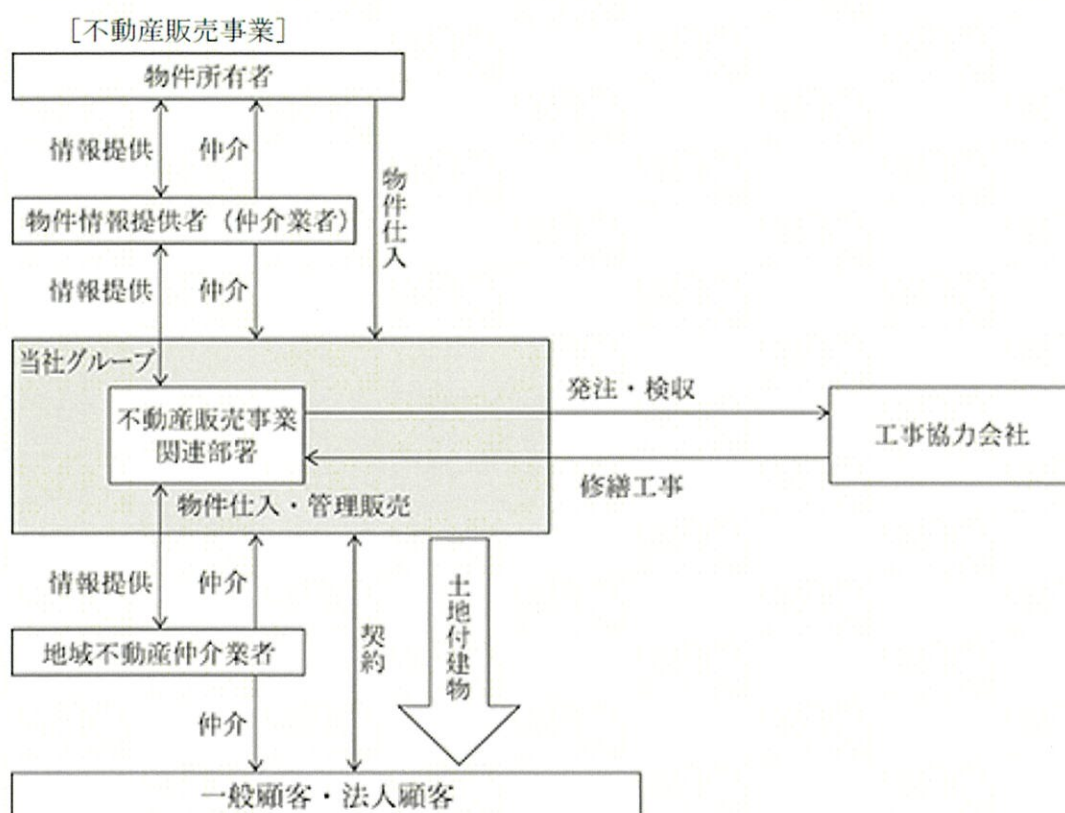
(4) 賃貸収入事業

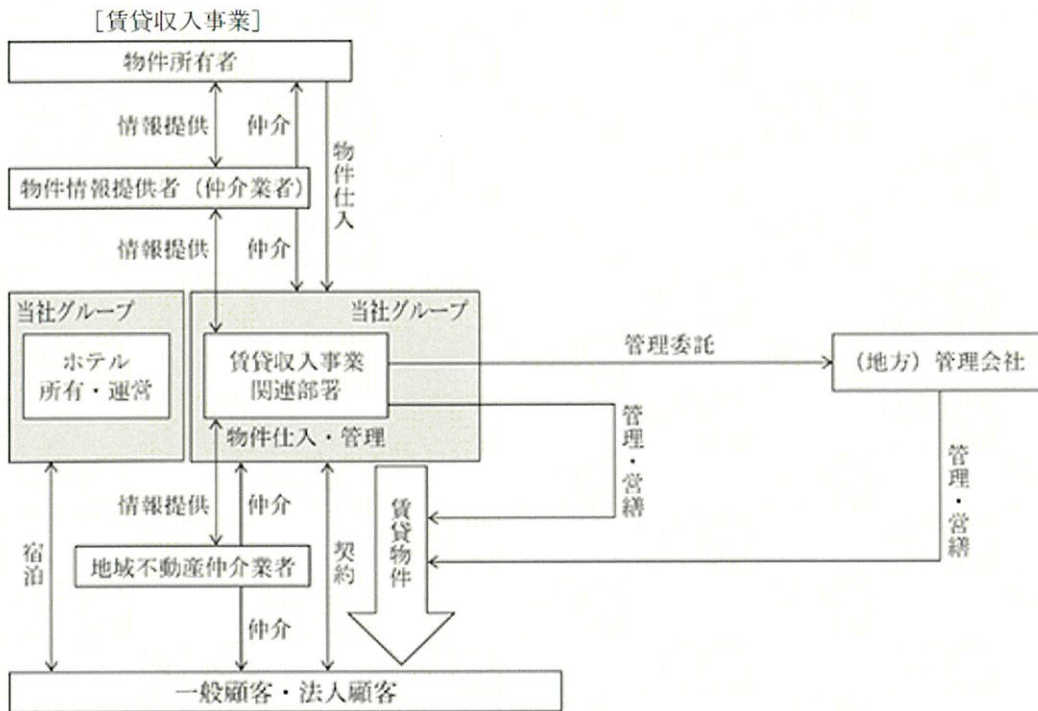
当社グループは、首都圏のほか、全国主要都市において事業用物件及び居住用物件を購入し、賃貸及び管理を行っている。

また、ホテル事業として、主に当社グループがホテルを保有し、連結子会社のメルディアホテルズ・マネジメント株式会社が運営を行っている。

各事業の系統図は、以下のとおりである。







第2 当社の役員の変遷

2020年9月以降から本報告書作成日現在までの当社の役員の変遷の状況は、以下のとおりである。

	2020/9~ (第28期)	2021/9~ (第29期)	2022/9~ (第30期)	2022/11~	2023/6/20~
Q氏	取締役	常務取締役 (2021年3月~)			代表取締役社長
T2氏	取締役	常務取締役 (2021年3月~)			
T1氏	取締役				
T3氏		社外取締役 (2020年11月~)			
T4氏	社外監査役	社外取締役 (2021年11月~)			
T5氏		社外常勤監査役 (2022年9月20日~)			
T6氏	社外監査役				
T7氏		社外監査役 (2021年11月~)			
X氏	代表取締役社長				
R氏	代表取締役専務			代表取締役社	

		長(2022年11月~)	
S氏	取締役副社長		
T8氏	社外取締役		
T9氏	社外常勤監査役(～2020年9月20日)		

第3 主なコンプライアンス及び内部監査体制の概要

1 コンプライアンス委員会

当社グループでは、コンプライアンス委員会規程に基づき、当社代表取締役を委員長とし、当社取締役、監査役その他代表取締役及び取締役が指名する管理職を委員として構成するコンプライアンス委員会が設置されている。コンプライアンス委員会規程には、コンプライアンス委員会の任務として、以下の内容が定められている。

- ① 当社グループ全役職員に対するコンプライアンス意識の周知・徹底、啓蒙
- ② 法令違反行為に対するコンプライアンス意識の周知・徹底、啓蒙
- ③ 法令違反行為の再発防止策の検討
- ④ 「三栄建築設計グループ コンプライアンス・ガイドライン」の定期的な見直し、改定
- ⑤ その他、コンプライアンスに関する事項

コンプライアンス委員会の開催頻度について、コンプライアンス委員会規程には定められておらず、当社の有価証券報告書には、必要に応じて随時開催している旨記載されている。もっとも、本調査においては、コンプライアンス委員会が開催されている実態を確認することはできなかった。

2 内部通報

当社グループでは、従業員が、ハラスメントや不正行為等の自部署で解決することのできない問題を相談するための内部相談窓口を設けている。かか

認申請が同年■■■■日付けでなされたことからすると、これ以前に■■■■の自宅の建築に関するやり取りが X 氏と Y 氏の間でなされたことは明らかであり、X 氏自身も Y 氏と知り合った時期につき 2000 年の少し前頃と回答していることなどからすれば、X 氏と Y 氏との交流関係は、遅くとも 2000 年までには始まったことが明らかである。

また、後述のとおり、2000 年当時、当社は、まだ小規模な会社であり、当社の代表取締役であった X 氏が、■■■■の自宅の建築につき認識していなかったということはある得ず、■■■■の自宅の設計に関与した当社従業員に対する X 氏の指示により、■■■■の自宅の設計及び建築確認申請等の建築への関与が行われたものと認められる。

2 ■■■■の自宅の設計及び建築

前述のとおり■■■■の自宅の「設計者」は三建興産の「X」とされているが、実際に■■■■の自宅の設計を担当したのは、当社に所属していた従業員であった。本件設計等担当従業員は、■■■■の自宅の設計と、建築の際の現場監督を担当した。当時、当社の拠点としては西荻窪のみであり、本件設計等担当従業員も同所で勤務していたが、その当時の役職員は X 氏を含め 12、13 名と小規模であった。

このような状況下で、本件設計等担当従業員は、X 氏から、建築主である Y 氏が暴力団員であることを明確に告げられた上で、同人の■■■■の自宅の設計及び現場監督を担当するか問われ、これを了承し、設計及び現場監督を担当することとなった。なお、本件設計等担当従業員は、■■■■の自宅の設計前にも Y 氏の事務所のクロスの張替等リフォームを担当したことがあるとのことであり、Y 氏に関連する仕事は、■■■■の自宅建築が初めてではなく、また、その機会に X 氏は Y 氏が暴力団であることを知った可能性もある。

設計に関しては、X 氏から、■■■■の自宅の敷地に該当する土地に建てる家の図面を書くよう指示され、設計が開始されたものであるが、設計開始時期は、■■■■の自宅の敷地に相当する土地の購入後のようであり、同土地の最初

■の自宅に関連する工事が増えてきている旨を X 氏に報告した際、X 氏は、本件設計等担当従業員に対し、新たに発生した工事代金を回収するよう注意を促す等の指示を出していた。

4 小括

以上の客観的事実、及び■■■■■に基づくと、以下の事実が認められる。

- ・ X 氏と Y 氏との関係は、遅くとも 2000 年までには始まっていたこと
- ・ X 氏は、その当時、既に Y 氏が暴力団に所属することを認識していたこと
- ・ X 氏は、Y 氏が暴力団に所属することを認識しながら、Y 氏の自宅となる■■■の自宅の建築に当社を関与させたこと
- ・ X 氏は、Y 氏の対応を、■■■の自宅を設計し、建築のための現場監督を担当した当社の本件設計等担当従業員に任せたこと
- ・ X 氏は、■■■の自宅の建築費用の少なくとも一部（1500 万円）と思われる金銭を Y 氏から直接当社の口座に入金させていたこと

本件設計等担当従業員は、このような X 氏の認識のもとで、X 氏の指示に基づき、Y 氏の自宅となる■■■の自宅の設計及び建築における現場監督として関わったものであり、次項以降で詳述するように、その後も 20 年以上にわたり継続することとなる Y 氏の対応窓口を、当社において最初に担当した担当者として位置付けられる。

第 2 ■■■の自宅建築後の Y 氏対応

1 本件設計等担当従業員が引き続き Y 氏の対応をしていたこと

本件設計等担当従業員は、Y 氏の依頼する■■■の自宅に関する改修その他 Y 氏の要請する組事務所及びマンション等の改修案件につき対応し、X 氏に対してその依頼内容を報告しており、X 氏は、本件設計等担当従業員を Y 氏の担当として扱っていた。

■■■■の自宅の建築当時、当社は従業員数が少ない小規模の会社であったことから、本件設計等担当従業員がY氏の対応をしていたことは、X氏を含め、社内でおおむね皆が認識していたと考えられる。■■■■の自宅の建築が行われていた2000年当時、当社に在籍をしていた者としては、S氏（■■■■月入社）、T1氏（■■■■月入社）、U3氏（■■■■月入社）が所属しており、これらの者はいずれも本件設計等担当従業員がY氏を担当していたことを認識していた。また、当社の関連会社として三建興産があり、そこにはR氏（■■■■年入社）Q氏（当社には■■■■年に入社していたが当時は三建興産所属。）がいた。なお、Q氏は、後述するとおり、産休及び育休中等の事情もあり、その認識は極めて薄いものではあったようである。一方のR氏は、かかる事情はなく、後述するX氏との関係性からすれば、当然に■■■■の自宅の建築につき認識していたものと考えられる。

本件設計等担当従業員は、■■■■の自宅の建築に関して、S氏、T1氏、及びU3氏らの従業員に手伝いを要請し、外構工事のうち有刺鉄線を巻く作業等を手伝ってもらったなどした。もっとも、本件設計等担当従業員は、これらの従業員とY氏とは直接話をさせないよう、本件設計等担当従業員のみがY氏の対応を引き受けていた。

2 Y氏の要請する他の工事について

本件設計等担当従業員は、■■■■の自宅竣工後、卓球場のような小屋を建物のそばに建てる工事を行った。また、Y氏が属する暴力団組事務所の壁紙や床のリフォーム等のほか、Y氏が経営する広告代理店のオフィスのリフォーム、Y氏が経営に関与するnの服飾及び小物販売のブティック店舗の内装工事、アパートのクロス張替え等も行った。

Y氏の案件に関しては、Y氏から直接、本件設計等担当従業員の携帯に電話がかかってきて、床や壁のリフォーム等の要請を受け、これらの要請に応じてリフォーム等に関与していた。

これらの工事は急ぎのことが多く、X氏に事前の了解をとらない場合もあ

ったが、本件設計等担当従業員は事後であっても必ず X 氏に報告していた。本件設計等担当従業員が X 氏に報告をすると、X 氏からは頑張るように、気を付けるようにと声がけをされるなどした。

以上のような X 氏と本件設計等担当従業員のやり取りや、X 氏への報告等からすると、X 氏は本件設計等担当従業員を Y 氏対応の担当者として扱い、同従業員を介して Y 氏との関係を続けていたことが認められる。

第 3 本件設計等担当従業員の退職と、その後の Y 氏対応の継続

1 本件設計等担当従業員を承継した本件 従業員が Y 氏を担当するに至った経緯

本件設計等担当従業員が 2003 年に当社を退社した後、遅くとも 2007 年以降は、本件 従業員が、Y 氏の対応につき担当することとなった。

本件 従業員は、 年 月に当社に入社したが、その当時は、本件設計等担当従業員が Y 氏対応の担当をしていた。

また、本件 従業員は、本件設計等担当従業員と一緒に n の Y 氏の事務所に行った際に初めて Y 氏に会ったが、その際の Y 氏から依頼されていた業務としては、事務所の裏門のスチール製のドアに鉛の板を貼る業務だった。

本件設計等担当従業員が 2003 年に退職した後、本件 従業員が Y 氏の担当となる 2007 年頃までは、X 氏が、当社の従業員に自分が担当すれば良いのだろうという趣旨の発言をしていたようである。

本件 従業員は、2007 年、X 氏と一緒に車に乗って、初めて の自宅に行くときに Y 氏の担当となることを命じられたが、本件 従業員は、Y 氏の担当となることに対し消極的だった。

X 氏が本件 従業員を担当とした理由としては、①本件 従業員が、当社がまだ小規模だった頃からの従業員で、X 氏から一定の信頼を得ていた

こと、②工事を任せることができる能力を持った人材であったこと、③ 支店にはほかに適切な人材がいなかったことなどが考えられる。

2 Y氏からの要請内容

Y氏及びその関係者からは、年末年始、特に年末になると、の自宅をきれいにして正月を迎えたいという要請がなされたため、本件 従業員は、の自宅のメンテナンスとして、年末等に、風呂掃除や、クロスの張替えなどを行った。

の自宅に関する業務内容としては、壁紙やカーペットの張替え、棚が落ちたので修繕するといったリフォーム、の研磨、監視カメラの交換等があり、これらの要請につき、本件 従業員は各種の業者を手配して作業を行わせた。

Y氏からの工事代金の集金と業者への支払対応はX氏が行った。本件 従業員は、工事に必要となる業者が出してきた見積書をX氏に渡してその工事内容につき報告し、X氏がY氏に対して工事代金を伝えて集金し、その中から業者に支払っていたが、見積書を受領したX氏が、Y氏にいくら請求しているのか、具体的な工事代金額はX氏とY氏との間で取り決めていたため、本件 従業員はX氏がY氏に請求をしている金額を知らなかった。本件 従業員は、Y氏から工事の原価を聞かれたことがあったが、その際、X氏がいくら利益を乗せてY氏に請求しているか分からなかったため、Y氏に原価を伝えてよいか分からず、困ったことがあった。

Y氏の依頼する工事自体は単純なものであったので、これに対応することは困難ではなかったが、施工業者の選択が問題であった。本件 従業員は、の自宅に関する工事を対応させられる業者を、本件 従業員との信頼関係ができている業者に限定し、工事の対象物件が、暴力団員の自宅であることを明らかにした上で、Y氏との打合せを本件 従業員自身が自分行い、業者には工事だけ担当させていた。

本件 従業員が 支店にいた際、本件 従業員がY氏の担当であり、

■■■■の自宅に行っている際にはY氏の対応をしていることを、■■■■支店の全員が知っていた。

本件■■■■従業員は、Y氏の担当を■■■■年はやったとのことであるため、■■■■年から■■■■年頃まで、Y氏の担当だったと考えられる。

3 C氏との担当の交代

Y氏の要請に対応する担当は、■■■■年頃、■■■■支店に勤務していたC氏に交代した。

■■■■
■■■■

第4 C氏を担当とするY氏対応の継続

1 C氏がY氏の担当となった経緯とX氏の指示事項

C氏は、■■■■年に当社に入社し、本件設計等担当従業員の下で働くなどしていた時期があった。その頃、C氏は、本件設計等担当従業員に連れられて、Y氏の組事務所に行ったことがあり、この頃からY氏の存在、及びY氏が暴力団に属していることを認識していた。

■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■
■■■■

■■■■。また本件■■■■従業員も、■■■■支店からの異動後、■■■■の自宅に行った記憶はなく、本件■■■■従業員からC氏に担当が引き継がれた時期は、前述のとおり本件■■■■従業員が■■■■支店から異動したころである。

■■■■

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [11] 。

2 C氏の業務内容

[REDACTED]

[REDACTED]

C氏が担当となった後、Y氏が [REDACTED] 時期 [12] は、Y氏から直接の要請がなかった。この間は、Y氏の息子（前妻のY2氏の息子）であるY3氏から要請がくることはあったものの、C氏が、息子に対して自分でやってほしい旨伝えて要請を断ると、息子が自分でやっていた。

もっとも、 [REDACTED]、 [REDACTED] 後は、 [REDACTED] の自宅に行く回数はかなり増えて、連日のように行っていた時期もあった [REDACTED]。

このころC氏が対応したY氏の特徴的な依頼事項としては、 [REDACTED] の自宅の風呂の水漏れの件があった。 [REDACTED] の自宅の風呂は、 [REDACTED] [REDACTED] 作られているが、水漏れを起こし、点検口を開けたらプールのような状態になっていたため、水を抜いて、どこが壊れているのか確かめようとしたが、すぐにはわからず、水漏れ可能性のある個所を修繕し、水を貯めて1週間経ってまた水漏れがあれば、別の個所を直すなどして修理を完了するな

¹¹ 当社は、2006年9月に名古屋証券取引所セントレックスに上場していたため、Y氏の担当がC氏となった時期は既の上場企業であった。

¹² Y氏は、2011年9月12日、無資格で多重債務者を弁護士にあっせんしたとして、弁護士法違反（非弁行為）容疑で逮捕され、同年10月3日に起訴されている。

どした。

また、後に詳述するとおり、2019年には、■■■■の自宅の中庭に、本件離れを新築したこともあった。本件離れの建築に際しては、C氏が現場監督を務めていたため、この建築工事の時は、C氏が、頻繁に、ときには連日のように■■■■の自宅に行く必要があった。■■■■

■■■■

本件離れに関しては、建築確認申請は「Y1」名義で出されており、当社の名前は表には出ないように処理されていたが、この段取りをつけたのもC氏であった。なお、検査済証は出されていない。本件離れの建築費用は、C氏がY氏に対して提出した「支払確認書」（なお、作成名義は「Y1」とされている。）によれば、合計850万216円となっている。本件離れの建築に際しては、Y氏と業者とが直接連絡を取り合わずに済むようにするため、Y氏の要望はC氏が聞いた上で業者に伝え、また建築の請負代金については、Y氏からC氏が現金で受け取り、これを職人や業者に渡していた。

■■■■

■■■■

■■■■

Y氏は、本件離れを作った後、さらに母屋の2部屋を一つの部屋にすることを希望したため、その後も■■■■の自宅におけるリフォーム工事は続いた。

なお、C氏は、Y氏の組事務所におけるリフォームとして、防犯カメラの新設、フローリングをタイルに変えるといった工事に関与し、必要となる業者を手配するなどしていたが、これらのY氏の対応に関しては、当社を通さずにやるように、とのX氏の指示に従って、当社を契約当事者とすることなく、C氏がY氏と業者との間に入ってY氏から業者への支払いを媒介するなどの態様で関与していた。

3 その他の Y 氏からの依頼事項

■■■■■、Y 氏の C 氏に対する要請として、X 氏に不動産の購入を打診してほしいというものが何回かあった。このような打診の一つが、後述する y にあるマンションの件である。■■■■■、この y のマンションの件では、X 氏が気に入り、Y 氏と待ち合わせて C 氏も含めて 3 名で内見に行っている。■■■■■

この他にも、■■■■■、Y 氏が得た不動産に関する情報の入った封筒を X 氏に渡してほしいと Y 氏から依頼され、C 氏がこれを X 氏に届けるなどした■■■■■。

4 C 氏が X 氏の指示により Y 氏の対応を行っていたこと

■■■■■には、■■■■■のとおり、Y 氏に関するものが多数あり、X 氏が C 氏に報告を求めたり、指示したりしてくることに加え、C 氏が X 氏と Y 氏の間での伝言としての役割を果たしていることがうかがえる。

また、C 氏が所属していた MAI の代表取締役である W1 氏によれば、C 氏は、よく MAI 内にあったホワイトボードに、C 氏の外出先として「■■■■■」と書いて、■■■■■に行っていたとのことである。「■■■■■」という記載の意味については、Y 氏の案件で外出するのだな、ということは、暗黙の了解として MAI の社内で認識されていた。C 氏が、ホワイトボードに「■■■■■」と記載して外出していたことは、W1 氏のみならず、W2 氏、W3 氏、その他の従業員も認識しており、C 氏が具体的に「■■■■■」でどのような業務を行っているのかは不明ながら、これらの従業員は、■■■■■の自宅という暴力団員の所有する不動産のメンテナンスやリフォーム等をしていると認識していた。W1 氏は、C 氏が、■■■■■の自宅につきメンテナンスやリフォームをしていることは、古くから■■■■■支店にいる従業員も認識していると聞いていた。

また、W1 氏によれば、C 氏に突っ込んで聞くことはなかったものの、「■■■■■

第5 b事案におけるY氏の関与

この点、下記第6章・第2において詳述しているが、X氏とY氏との関係性をうかがわせる重要な事実であるため、本章においても簡単に触れることとする。

1 b社から当社に対する脅迫的な書簡の送付

当社は、2009年4月6日付けで、b社から、
[REDACTED] となったのは当社に原因があるとし、当社を「公開企業としての価値のない悪徳企業」などとして世間に広く知らしめる旨の通知が届いた。

2 当社とa氏との合意

その後当社は、同年4月中にa氏との間で「合意書」を取り交わし、2009年4月15日、a氏に対し、900万円を支払い、会計処理上は雑損失として処理された。

3 当社とa氏との合意書の締結にY氏が関与したこと

当委員会の「X氏に対する質問事項」に対するX氏の回答によれば、b事案に関することは「今から14年以上も前のことなので、記憶があいまい」で、「こちらから積極的に関与させたとは認識していません。」「金銭の授受もありません。」とのことである。

しかし、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 [redacted]から判明する事実

以上によれば、当社上場後の 2012 年 12 月 Y 氏が [redacted] にもかかわらず、Y 氏の送金に関与するなどして、X 氏が Y 氏との関係性を継続していることが明らかとなる。

第 7 y 事案における [redacted]

1 y のマンションに関する [redacted]

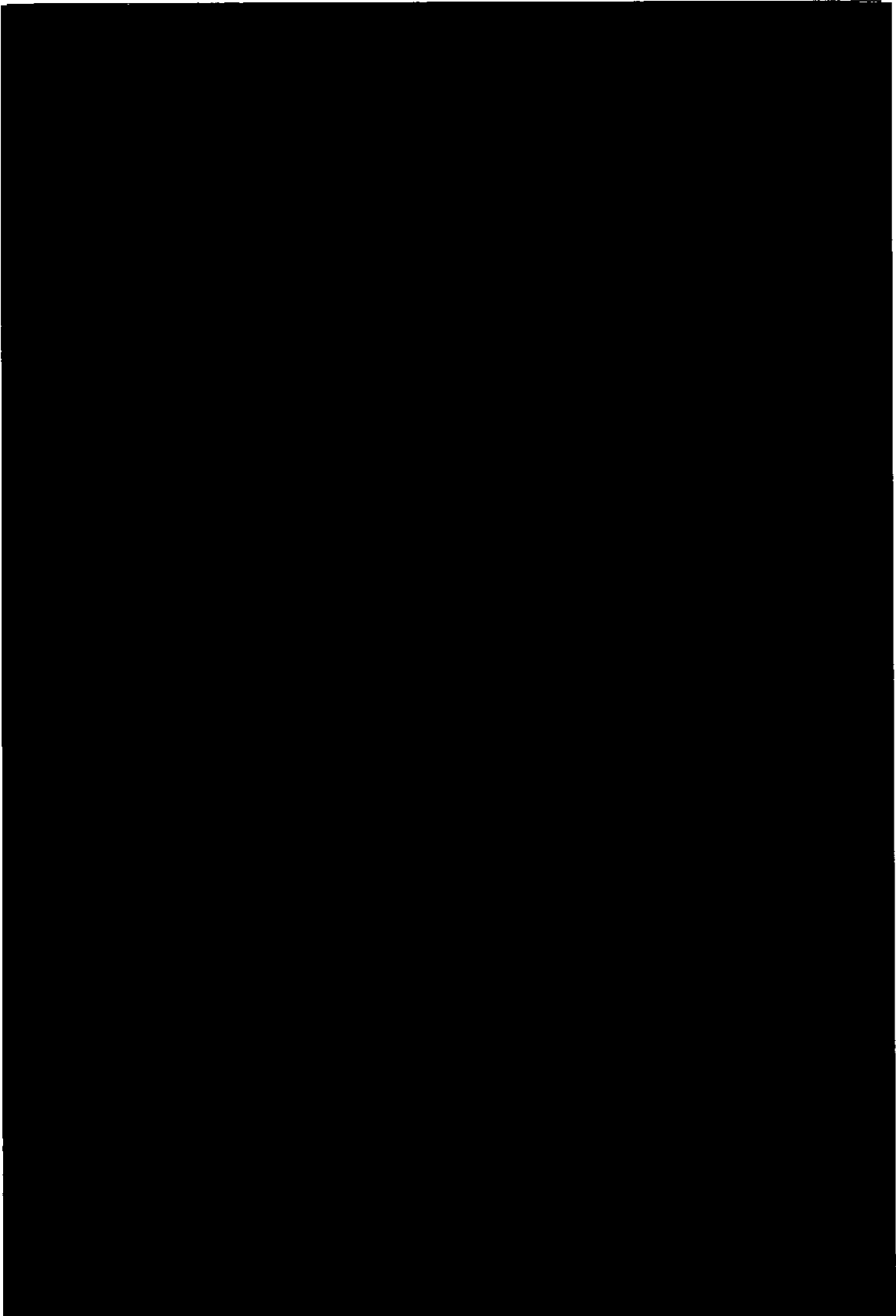
X 氏と Y 氏との関係等を裏付ける証拠として、X 氏が、Y 氏の紹介する y 所在のマンションの一室を内見した前後における、 [redacted] が存在する [redacted]。 [redacted]

2 y のマンションに関する [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

及びyのマンション)を、第三者に転売する際のスキームにつきY氏と打合せ、また融資規制を潜り抜けるための方策を検討するなどしていること、③当社上場後の2019年2月頃も、暴力団員であるY氏と、上記②のような不動産の売買スキームをともに検討する程の関係を維持していることが明らかとなる。

のみならず、2019年2月頃時点での、X氏とY氏の関係性に鑑みれば、X氏の以下の主張が全て事実と反することが明らかとなる。

- ・Y氏の自宅建築から10年経った後は、メンテナンスの保証が切れるので断った。
- ・その後、名古屋証券取引所セントレックスに上場した時点(2006年)以降、東京証券取引所第二部への上場(2011年)の間に、Y氏に対して、通常のメンテナンスもできなくなったと伝えた。
- ・C氏に対しては、Y氏と付き合いなど話していた。
- ・C氏が、Y氏から受領した不動産関係の資料を、X氏に持ってきた際も嫌だった。

同様に、Y氏がその陳述書で述べていた事項(東京都暴力団排除条例施行と、当社の東京証券取引所市場の上場が同時期であったと記憶しているが、X氏よりY氏に電話があり「三栄も東証に上場をしました。東京都暴排条例なるものも施行され、企業として、又企業人として会長の(私の事)自宅の修繕営繕などをすることが出来なくなり付き合いも出来ません」と伝えられ、Y氏は了解した。)が事実と反することもまた明らかとなる。

第8 [] から判明するX氏とY氏の関係性

1 X氏とC氏との間のY氏に言及した [] の存在

X氏は、Y氏との間の関係につき、東京証券取引所又は名古屋証券取引所セントレックスへの上場する時までには、今後メンテナンスもできない、Y氏との付き合いもできないと告げたなどと主張し、Y氏も、X氏と同趣旨を陳述する。また、X氏は、Y氏との関係を遮断し、従業員、特にC氏にもY

[REDACTED]

[REDACTED]からは、X氏がY氏と、直接やり取りをしており、その中で当社の代表取締役であったX氏に対し、MAIの従業員であるC氏への伝言を依頼するような関係性であったことが分かる。 [REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block]

(2) X氏とY氏との不動産に関するやり取り

[Redacted text block]

(3) Y氏とX氏の間での資料の受け渡しに関するもの

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(4) 本件離れの建築に関するやり取り

[Redacted text block]

(5) 解体工事の件

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(6) その他

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[REDACTED]

3 [REDACTED]から判明する事実

以上の [REDACTED] からすれば、当社上場後である 2015 年以降、X 氏が Y 氏との関係性を継続していたことが明らかとなるものである。さらには、X 氏や Y 氏が主張するように、C 氏が独断で、又は X 氏によって禁止されているにもかかわらず、勝手に Y 氏との関係を継続したのではなく、X 氏が自らの意思で Y 氏との関係を継続していたことが明らかとなる。

のみならず、前述した y における [REDACTED] に関する結論においても言及したとおり、X 氏及び Y 氏の当委員会に対する供述、X 氏の回答、及び Y 氏の陳述における説明の多くが事実と反することが明らかとなるものである。

X 氏は、Y 氏が暴力団員であったことから、[REDACTED] の自宅の建築から 10 年経った後は、メンテナンスの保証が切れるので、以後のメンテナンスはできなくなると伝え、名古屋証券取引所セントレックスに上場した時点(2006 年)以降、東京証券取引所第二部への上場(2011 年)の間に、Y 氏に対して、通常のメンテナンスもできなくなったと伝えたほか、C 氏に対しては、Y 氏と付き合うなど話していたなどと述べ、また Y 氏も、X 氏と同趣旨を陳述する。しかし、実際には、[REDACTED] という客観的な資料によれば、2015 年以降も、X 氏と C 氏は、Y 氏に関して [REDACTED]

■をしてることが明らかとなり、その内容は、会食の約束、不動産の内見の打合せ、物品の贈答に関する件、Y氏が建築を希望する本件離れに関するC氏への指示と、その説明をX氏がY氏に対して直接行うことの表明、電話の折り返し希望の伝言、新たな解体現場の見積をY氏の紹介する解体業者から取得したか確認するものなど、多岐にわたるのであり、これらの■から、X氏が自らの意思でY氏との関係を継続していたことが明らかとなる。

第9 X氏の主張とこれに対する当委員会の判断

1 概説

X氏は、Y氏との関係性全般につき、当委員会の1回目のヒアリングに対して、次の2ないし6のとおり回答した。また、当委員会の1回目のヒアリング後に、当委員会からX氏に対して2023年7月21日付「確認事項のご連絡」と題する質問事項を記載した書面（以下「本件質問」という。別紙6参照）をX氏代理人弁護士宛てに送付したところ、同年7月28日付「質問事項に対する回答」（以下「本件回答」という。別紙7参照）が提出された。さらに、当委員会からX氏に対して2023年7月29日付「確認事項のご連絡」と題する質問事項を記載した書面（別紙8参照）をX氏代理人弁護士宛てに送付し、当委員会の2回目のヒアリングを実施した。

以下、当委員会の1回目のヒアリングにおけるX氏の回答及び本件回答の概要を紹介しつつ、当委員会の判断を述べる（なお、「ヒアリング時のX氏の供述要旨」とは1回目のヒアリングの要旨を意味する。）。なお、当委員会の2回目のヒアリングにおけるX氏の回答は、v案件はY氏の紹介であり、Y氏が関与していることをX氏も認識していたこと、Y氏の本件離れの建築にC氏が関与しており、X氏自身も本件離れを1度は見に行ったこと、Y氏と食事をした回数は1回ではなかったこと、Y氏との付き合いが続いてしまった理由としては、惰性で続いてしまったことなどを認めたものの、1回目のヒアリングにおける回答及び本件回答を特段、変更するものはなかつ

た。ただ、現在の心境として、今日の事態を招いたことにはついては後悔している旨の発言があった。

また、X氏は、2022年9月12日、当社が警察による搜索差押を受けたが、同日の夜、当社役職員の一部を集め、当社内で、その当時のX氏の認識等につき説明等を行った。この際のX氏の発言についても、X氏の主張と位置付けられることに加えて、Y氏との関係性等を認定する重要な事実となるため、かかる発言の概要についても紹介する。

2 Y氏との関係性についてのX氏の供述及び回答

(1) Y氏との交際について

【ヒアリング時のX氏の供述要旨】

Y氏と付き合いがあったかどうかについては、今日いきなり言われても答えられないので、もう1回しっかり考えて回答する。

【本件回答】

- ・ Y氏との付き合いの開始時期は「2000年の少し前頃」
- ・ Y氏と知り合った経緯は「不動産業者の紹介」
- ・ ■■■の自宅を建築した経緯は「同じ不動産業者の紹介」

(2) Y氏が暴力団員であることの認識について

【ヒアリング時のX氏の供述要旨】

Y氏が暴力団であることを知っていたかという点は、後日回答する。

【本件回答】

- ・ Y氏が暴力団員であると認識した時期は「時期や誰からかははっきり覚えていないが、上場前には聞いていたと思います。」

(3) ■■■の自宅に関するメンテナンスにつき対応した理由について

【ヒアリング時のX氏の供述要旨】

Y氏は顧客であるので、そのメンテナンスは、■■■支店の工事課長が担

当事者として担当したにすぎない。Y氏の依頼であっても、家を建築した後10年間は、メンテナンスは普通に受ける。本件■■■■従業員は、メンテナンス業務を引き継いだにすぎない。

(4) その後にメンテナンスを断ったとの主張について

【ヒアリング時の X 氏の供述要旨】

建築から10年経ったら、メンテナンスは終了し、Y氏が暴力団員であることもあるので、その後はメンテナンスできないと伝えた。

名古屋証券取引所セントレックスに上場した時点（2006年）以降、東京証券取引所第二部への上場（2011年）の間に、Y氏に対して、通常のメンテナンスもできなくなったと伝えた。

【本件回答】

- ・メンテナンスを断った理由は「Y氏が暴力団員であったからです。ただ、契約上10年間はメンテナンスをしなければならないとなっていたので、メンテナンスできないというのは、契約で定められたメンテナンス期間を過ぎた後にはできない、ということをしたと思います。」

(5) C氏にY氏との関係を解消するよう伝えたとの主張について

【ヒアリング時の X 氏の供述要旨】

C氏に対し、Y氏と付き合いなど話していた。それにもかかわらず、C氏がY氏のところに行っていたのは、小遣いがもらえるからと推測している。

C氏がY氏から受領した不動産関係の資料を持ってきた際も、これを受領するのが嫌だった。

3 本件解体工事をY氏の紹介する業者に発注した件について

(1) Y氏が紹介する業者に本件解体工事を発注したことについて

【ヒアリング時の X 氏の供述要旨】

C氏からY氏が紹介した解体業者に発注したと聞かされたのは、2021年1月であり、既に解体工事は終了していた。

(2) Y氏の紹介する業者を解体工事に関与させる仕組みを作るよう指示した件について

【ヒアリング時のX氏の供述要旨】

C氏が退職した後も、Y氏の紹介する業者を解体工事に関与させるための仕組みを作るよう指示したとのことだが、そのようなことは無理だと考えていた。X氏とY氏の間にはワンクッション入る必要があるとの発言も、実質的には断る趣旨の発言であった。

C氏からY氏が紹介する解体業者が安いと聞いており、自分は経営者としてコスト意識が高いので、C氏に対し、安いのであれば使えばいいと伝えたにすぎず、また、見積りをとるようには言ったが、その解体業者を使うようには発言していない。

(安ければ、Y氏が紹介する解体業者であっても発注してよいというコンプライアンス意識なのかとの当委員会からの質問に対して) 後日回答する。

(3) 小切手の振り出し等に関する指示

【ヒアリング時のX氏の供述要旨】

J社に対する支払いに関して、小切手を振り出すことにつき、自分が指示したかどうかは覚えていない。

■■■■ A氏に対して指示したかどうか覚えていないし、小切手を■■■■ B氏に持って行くよう指示したかどうか覚えていない。

2021年3月25日14時44分に、B氏が自分に「只今任務完了致しました。」という文章を含むメッセージを送信しているが、只今完了した任務が何なのか分からない。

決められた工事代金の支払いのためにB氏が行くことに何か問題があ

るのか。

4 X氏がY氏と2名で飲食した件

【ヒアリング時のX氏の供述要旨】

飲食していた際にY氏と一緒にになったことはある旨述べたが、偶然一緒にっただけか否かには答えず、その余の質問には後日回答する旨述べた。

Y氏と飲食した際の代金を当社の接待交際費としたかは、覚えていないとしつつ、当社に支払ってもらったことが問題であれば自分が払う旨述べた。

【本件回答】

- ・「銀座の店でたまたま一緒にになったことが一度あります。」

5 その他の件についての認識

【ヒアリング時のX氏の供述要旨】

v 案件につき社長案件とされていることについては知らない、C氏が勝手にそう呼んでいるだけではないか。

bの件は覚えていない。

本件離れの建築については、C氏にやるなと言っていたが、C氏がやってしまった。

X氏の社長室にあった領収書は、C氏が勝手に持ってきたものや、分からない発送元から勝手に送られてきただけである。

【本件回答】

- ・ bの件は、「今から14年以上も前のことなので、記憶があいまいですが、こちらから積極的に関与させたとは認識していません。もちろん、金銭の授受もありません」
- ・ 領収書は「C氏が持ってきたり送られてきたりしたもので、こちらから依頼したものではないので、理由は不明です。」

6 本件質問で質問した事項に対する回答

【本件回答】

- ・ ([REDACTED]
[REDACTED]
について) 「N1 氏に伝えてほしいと Y 氏の娘から依頼があって転送したもので、 それ以上に詳しいことは分かりません。」
- ・ ([REDACTED]
[REDACTED] に
ついて) 「情報提供者から情報源を絶対に明かさないとはいわれて
いるので、 お答えできません。」

7 捜査開始後の X 氏の主張

当社に対して警察による捜索差押が行われた当日の夜、X 氏は、本社 32 階大会議室に、当社の役員らの一部を集めた。この場には、X 氏、R 氏、S 氏、U3 氏、W1 氏、顧問弁護士の [REDACTED] 弁護士はいたが、Q 氏、T2 氏はいなかった。

[REDACTED] この会議で、X 氏は、昔からの知り合いで飲食べたりしただけで何の問題があるのか、法に触れるわけではないだろうなどと発言していた。

また、X 氏は、その会議で、本件に関して小切手で支払った件につき、小切手で払えと言われて、当社のビル内で支払うのはリスクがあるので、法律事務所へ行って弁護士に渡してもらうよう指示を出した旨リスクヘッジするために法律事務所で渡しているのだから問題がない旨などを発言した。

その一方で、 [REDACTED] その後、X 氏は反社会的勢力とは付き合っていないし、関係がない旨も発言していたとのことである。

X 氏は、別の機会に、一部役員らを集めて、小切手を渡した解体業者について、コンプラチェックをかけたこと、相見積をとったこと、そのうちの安

引所二部に行く間（2006年9月から2011年8月の間）に、Y氏との関係を遮断する旨伝えたと主張するが、X氏は、Y氏との間で、積極的に関係を継続していたことが、

から如実にうかがえる。からは、前述したとおり、やむを得ず連絡を受けているという類のものではなく

（仮にそのような消極的な関係の継続であったとしても問題になるものではある。）、積極的にX氏がY氏に連絡をとり、接触をし続けていることが裏付けられている。のみならず、

や、

からすると、X氏が自らの意思でY氏との関係を継続していることが裏付けられている。

かかる事実からすれば、X氏がY氏に対して、関係を遮断することを申し入れたなどという事実が存在したとは認めがたい。

(3) 本件事案に関するX氏の主張が事実と反していること

X氏は、本件につき、①Y氏の紹介する業者を解体工事に関与させることをC氏から聞いていなかったこと、②小切手による支払を指示した記憶はないこと、③B氏に、小切手をL法律事務所まで届けるよう指示した記憶はないこと、④B氏がX氏に送信してきた「任務」内容はわからない、⑤C氏の退職後もY氏の紹介する業者を解体工事に関与させる仕組みづくりを指示したことはない、などを主張する。

しかし、X氏は、コスト意識があり、Y氏が紹介する業者であったとしても、安ければ発注してもよいと考えていたとの発言もあるところであり、このような発言と、

は矛盾するとともに、その後に、

していることと矛盾するものである。

また、小切手により支払うことを指示できるのは、X氏のほか、R氏とS

氏しかいなかったことは、[REDACTED]が一致して認める
ところであり、R氏及びS氏がそのような指示をしたことをうかがわせる事
情も証拠も存在しない一方で、X氏自身が、記憶にない旨述べるだけで、明
確に指示しなかったとは否定していないことに加えて、X氏が指示をしたこ
とを裏付ける客観証拠等 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]、及び [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]などから、X氏の関与は裏付けられるものである。

(4) その余の事実について

X氏がY氏と飲食したことに關しては、X氏自身も認めるところである
が、「銀座の店でたまたま一緒になったことが一度あります」との主張が事
実に反したものであることは、X氏が繰り返しY氏と会食していることが、
[REDACTED]から明らかになっている。

b社の件につき、X氏は、「こちらから積極的に関与させたとは認識して
いません。」とのことではあるが、関与があったこと自体は否定していない
ことに加えて、b社からの脅迫的な書簡を受領した後、Y氏が間に入って「合
意書」の作成に至っていることは、[REDACTED]から裏付け
られているところ、[REDACTED]
[REDACTED]及びX氏とY氏の関係性からすれば、X氏及びY氏が
相談して、Y氏がbに働きかけ、「合意書」の締結に至ったものと認められ
る。

第10 Y氏の主張とこれに対する当委員会の認定

1 概説

Y氏は、2023年7月17日の当委員会のヒアリングに先だって、同月13
日付けでY氏作成にかかる「陳述書」（以下「Y氏陳述書」という。別紙5）

を提出し、ヒアリング当日、これを補足する「補足」と題する 1 枚の補充書面（以下「Y 氏補足書」という。別紙 11）を提出した。

これらのヒアリングにおける回答（以下で、「ヒアリング時の Y 氏の供述要旨」とはこのヒアリング時における Y 氏の回答要旨を意味する。）、Y 氏陳述書、及び Y 氏補足書の概要は以下のとおりである。

2 X 氏との関係

【Y 氏陳述書】

- ・ 23 年前に自宅を建てたが、建築業者は当社ではない。
- ・ X 氏と出会った当時、Y 氏は広告会社等 2 社を経営しており、X 氏とはその会社の社長として知り合った。
- ・ Y 氏は、X 氏に、自分が■■■■■■■■■■の者と名乗ったことはない。
- ・ 東京都暴力団排除条例施行と当社の東京証券取引所上場の頃、X 氏より Y 氏宛ての電話で、当社及び X 氏個人は Y 氏の自宅の修繕等ができなくなり、付き合いもできないと告げられ、Y 氏はこれを了解した。
- ・ それ以降は、Y 氏の自宅や事務所の修繕を必要とする場合には、C 氏に電話をかけて修繕を頼まざるを得なかった。
- ・ C 氏は、工事に関する Y 氏の注文を完全にこなしてくれた。
- ・ X 氏から付き合いできないと言われていた関係で、Y 氏は、年に 1 回くらい、C 氏に、C 氏が Y 氏から依頼された工事の世話をしていることや Y 氏と付き合いについて、X 氏には内緒にしておくように話していた。
- ・ C 氏も X 氏には Y 氏との関係が続いていることを隠していたが、X 氏から、Y 氏との関係が続いているのではないかと聞かれて否定するのに苦労していたようだ。
- ・ Y 氏が、C 氏に一番の願い事を頼んだのは、■■■■の自宅の別棟（本件離れ）の建築である。
- ・ これら Y 氏の家々の修繕は、C 氏に頼んだものであり、X 氏に頼んだ覚

えはない。

- ・ 【ヒアリング時 Y 氏の供述要旨】 ■■■ 氏の物件は X 氏と一緒に見に行っているが、それはヤクザの物件だったから、体力があるのは当社しかないだろうと思ったから、X 氏を連れて行ったものである。
- ・ X 氏に細かいことは頼めない。だから C 氏を手懐けた。
- ・ X 氏は Y 氏との付き合いを断っていた。
- ・ 2000 年の自宅建設時の建築業者は三栄ではない。X 氏からは三栄でやることを断られ、他の業者を紹介された。
- ・ X 氏には■■■の Y と名乗ったことは無い。
- ・ 広告会社の社長として付き合いしていた。

3 n・o の解体工事について

(1) Y 氏による解体工事紹介の依頼及び Y 氏が解体工事業者を紹介することになった経緯について

【ヒアリング時の Y 氏の供述要旨】

- ・ Y 氏の若い者である F 氏が当社の C 氏に対し、最安値で解体工事をする業者を紹介した。

(2) Y 氏及び F 氏の関与について

【ヒアリング時の Y 氏の供述要旨】

- ・ F 氏が C 氏に業者を紹介するという話になったのは、F 氏も C 氏も当時 Y 氏の自宅に来ており、話す機会が多かったためである。
- ・ Y 氏及び F 氏は J 社の下請業者への発注価格については関与していない。
- ・ Y 氏が本件に関与をしたのは、大きな地中埋蔵物が見つかり、年内に工事完了が間に合わない可能性が出てきた際、C 氏から要請されて J 社に対し、年内に工事を完了させるよう促した際である。
- ・ 追加工事の費用については J 社と C 氏で話をしろといった。

- ・ Y氏とF氏はC氏とJ社のJ2氏が会う際に、顔つなぎとして同席し、紹介をし、C氏、J社、孫請けと現場での打合せをさせた。
- ・ (oが木造ではなく鉄骨造であったことについて) J社はプロの業者として鉄骨造であるということを知っていて見積を出していたはずである。
- ・ C氏とF氏が[REDACTED]でやり取りをしていたかどうかについてY氏は知らない。

(3) 代金が小切手で支払われることとなった経緯について

【Y氏陳述書】

- ・ 本件解体工事は、J社のH氏から頼まれて実現した工事であり、工事の仕切りはH氏が行った。
- ・ 189万3244円の小切手はJ社が工事代金として受け取ったものであり、F氏は、H氏が、小切手の現金化に、土日を挟んで5日間かかってしまうので困ってしまうとのことで、5万円の手数料を差し引いて買い取った。
- ・ Y氏は、F氏に、工事代金の紹介料すら受領することがあまりに危険と考え、工事代金から紹介料、もしくは謝礼など一切受け取るんじゃないぞと厳しく言い聞かせた。

【ヒアリング時のY氏の供述要旨】

- ・ Y氏はJ社のJ2氏がK社への支払から2割の監督料を更に差し引いて入金する述べたことから、J2氏に対し不信感を持った。
- ・ さらに3月20日頃にJ社が受けると言っていたsの現場について、J社が着工直前になって当初の見積金額では出来ないと言いはじめたため、結果として受注を中止せざるを得なくなった。
- ・ このことからY氏はJ社のJ2氏に不信感を募らせ、J2氏に任せておくと孫請けに2割以上支払がなされることになりかねないと懸念をい

だいたことから、F氏をして、当社に働きかけてJ社への振り込みを中止させるよう指示させた。

- ・ J社の通帳と印鑑を預かっていたのは、J社に好きにさせないようにするためであり、振込当日に返却することになった。
- ・ F氏にK社の関係者と名乗って当社に電話をさせ、直接K社に支払ってくれと要請したが、当社の責任者からは登録されている業者はJ社であるため、J社にしか支払えないと言われた。
- ・ そこでK社分と（その余の分）を小切手で発行してもらい、小切手を貰ったら、会社の下ですぐにK社に渡すというスキームを考え、F氏が当社の責任者と交渉をしたところ、①J社の者が小切手を取りに来ること、②J社の者が身分証明書を持ってくること、③総額についての領収書をJ社が発行すること、を条件として了解を得た。
- ・ J社の小切手の受領者としてはH氏を考えており、当社にもH氏が12時に取りに行くと言っており、孫請けのK社とは15分後の12時15分に当社本社の下で待ち合わせをし、決済を終わらせることにした。J1氏にはH氏から3時に行くと言っていた。
- ・ ところが当日午前中のうちに、本社の受付にJ1氏、J2氏、K社の者がやってきて、J1氏が、自分がJ社の代表者であるから、自分に支払うようにと騒いだため、当社としてはその対応に窮した。F氏が当社に、H氏が12時に行く旨の確認の電話を入れたところ、当社側から、担当者が誰に払ったらいいのか困っているとの話があったため、急いでH氏を当社に向かわせた。
- ・ F氏から相談があり、Y氏が後々のトラブル防止のために、法律事務所で渡すことを提案し、また当社からは「今後何もトラブルありません」旨の一筆が欲しいと要望があったので、それについてもそうするように言った。それを、F氏が、当社に伝えた。
- ・ その後法律事務所で決済をした。
- ・ H氏は、J2氏を法律事務所には上げなかった。

- ・ 小切手の金額は多分 Y 氏が計算をして多分会社に送った。
- ・ 手形 2 枚の金額を書いた文書の青い数字は Y 氏を書いて F 氏に渡した。それを F 氏が当社に送った。
- ・ K 社分の余りの小切手については J 社の取り分である。
- ・ J 社の H 氏からは小切手の割引を頼まれたため、5 万円の手数料を差し引いた上で、現金を渡した。その領収書もある。
- ・ F 氏は法律事務所の近くにはいなかったが、割引のために法律事務所まで移動をした。

【Y 氏補足書】

- ・ Y 氏は、当社から支払われた 781 万 7697 円から、1 円も受領していない。

4 v 案件について

【ヒアリング時の Y 氏の供述要旨】

- ・ なぜ 1000 万円の損害になるのか理解できない。
- ・ M 社の M1 氏とは、1、2 回面識があり、テレビの設置等をしてもらったことがある。
- ・ そのほか報告を受けたことはない。

5 C 氏との関係について

【ヒアリング時の Y 氏の供述要旨】

- ・ 埋めるとの発言をしたのは C 氏である。
- ・ 暴排条例ができる 10 年ほど前に、X 氏から当社とは一線を引くと言われ、代わりに小遣いをやるからということで C 氏に諸々を手配させることにした。
- ・ C 氏は Y 氏宅に頻繁に出入りし、まるで Y 氏の若い衆のようだった。
- ・ C 氏は、新築の際に諸々手配をしているが、これは C 氏のアルバイト

である。

6 Y氏の上記主張に対する当委員会の認定

Y氏の主張のうち、X氏との関係性に関する主張の大半は、X氏の主張と重なるところであるので、当委員会の認定とその根拠は上記第9のとおりである。

Y氏の主張のうち、本件及びv案件に関する主張については、下記の第5章、及び第6章の第1にて詳述しているので、そちらを参照されたい。

第5章 本件事案について

第1 事実認定の要旨

当委員会は、当社がJ社に対して発注した本件解体工事の工事代金の支払いに関し、X氏が、2021年3月25日、L法律事務所において、当社従業員（当時）のB氏、並びに、L1弁護士及びH氏を介するなどして、東京都暴力団排除条例に定める規制対象者であるE会に所属する暴力団員であるF氏に対し、当社が振り出した額面金額189万3244円の小切手を交付した事実が認められると認定するとともに、それをもって、E会の会長であるY氏に一定の経済的利益が供与されたと評価でき、また、Y氏に一定額の金員が渡ったものと合理的に推認できるものと判断した。

また、当委員会は、当社がJ社に対して本件解体工事を発注したことに関し、Y氏の紹介する業者に解体工事を発注することをX氏があらかじめ了承していたこと、C氏がY氏の意向を受けてJ社を解体業者に選定したことが認定でき、X氏が本件解体工事以外にその後も、当社の解体工事にY氏を関与させようと考えており、そのための仕組みづくりをY氏と話し合っていたことが認定できると判断した。

当委員会は、主として、

により、かかる結論を導いたものであり、その詳細は以下のとおりである。なお、の資料については、できる限り文中に触れることとし、X氏及びY氏の供述及び回答については、必要に応じて文中に触れることとする。

この点、X氏及びY氏は、C氏が嘘つきであるなどと述べて、C氏の供述は信用できないと主張する。しかし、当委員会は、C氏の供述内容につき、前述のとおり、

、
、
、
、

等、多数の資料等と整合しており、C氏の供述内容は、時の経過により一部曖昧になっている部分等はあるものの、基本的に正確に供述されたものであり、信用に値するものと判断した。

第2 事実認定の詳細

1 Y氏による解体工事紹介の要請とX氏の上承

(1) Y氏の解体工事紹介の要請とこれに対するX氏の上承等

Y氏は、遅くとも2020年8月頃までには、当時MAIの課長職にあったC氏に対し、解体工事を回して欲しい旨を告げて、当社及びそのグループ会社において実施する解体工事に関与させるよう要請していた。これを受けて、C氏は、X氏に対し、Y氏に対して解体工事を紹介してよいかを相談し、X氏から上承を得た。

、
、
、
、
、

このように、C氏は、Y氏のみならずX氏からも強く督促を受け、2020年8月下旬頃には、Y氏に対して解体工事を紹介せざるを得ない状況となった。

(2) 本件解体工事を事前了承していないとのX氏の主張と当委員会の認定

X氏は、上記のようにY氏に本件解体工事を紹介することを了承したことを否認し、本件解体工事をY氏の紹介する解体業者に発注したことを聞いたのは2021年1月になってからであると主張する。X氏は、Y氏に本件解体工事を紹介することを事前に聞いておらず、了承もしていなかった根拠のひとつとして、C氏に対しては、2020年夏ないし9月頃から、賃貸に関する専任仲介業者の件でC氏の不正疑惑があり、それ以降ずっと調査がされていて、そのような状況の中で、Y氏に解体工事を紹介するという話をC氏がX氏に持ってきたとすれば、「お前ふざけるなって話になる」ので、C氏は話を持っていくことができない、というものである。

しかし、X氏が指摘した賃貸に関する仲介業者の件は、2020年10月又は11月にMAIの報告会で初めて取り上げられてその経緯報告書が12月15日付けで作成され、それに対するX氏からの反応があったのは12月22日のMAIの報告会であり、当該問題性が指摘されたのは本件解体工事に向けて動きが始まった時期よりも後であることからすると、Y氏の紹介する業者に対して解体工事を紹介することにつき、X氏が聞いたことはなかったとの主張の論拠となるものではなく、X氏の上記主張は信用し得ないものと判断した。

このことに加えて、C氏がY氏の担当となった当初から、

。それにもかかわらず、
かかるC氏が、X氏了承なく、当社及びMAIの解体工事を、Y氏の紹介

する解体業者に発注をするなどということはありません。

さらには、

、並びに X 氏と Y 氏との関係性を示す客観資料等に鑑みれば、Y 氏自身も、C 氏のみならず、X 氏に対して解体工事を自分の紹介する業者に回してほしいと要請し、これを受けて X 氏が、C 氏に対して当社及び MAI（以下、両者を併せて「当社側」ということがある。）の解体工事を Y 氏の紹介する業者に回すよう指示したであろうことは想像に難しくなく、それを前提に、X 氏が C 氏に対して Y 氏の紹介する業者に解体工事を回すよう指示したものと認定した。

以上の理由で、当委員会は、Y 氏の紹介する業者に当社側の解体工事に Y 氏の紹介する業者を関与させることにつき了承していないという X 氏の供述は信用することができないと判断した。これに対し、X 氏の了承と指示に基づき解体案件の紹介を行ったとの C 氏の供述を裏付ける事実は前述のとおり多数存在することから、C 氏の供述は信用できるものと判断した。

2 本件解体工事の紹介経緯

(1) 事業における当社と MAI の関係

当社グループにおける不動産分譲事業のうち子会社である MAI が関係するものは、MAI が土地を仕入れて建物を建築し、土地付き建物として MAI が顧客に販売する場合には、MAI が建物を建築するに際しての工事は、全て当社が外部の工事業者に発注することになり、当社で発生した工事費用に一定の利益を乗せた金額が当社から MAI に請求されるという形態であった。もっとも、顧客への販売が早期にできるような場合は、顧客から当社が建物建築を請負、当社が外部の業者に下請発注して、土地については顧客と MAI

が売買し、建物は当社が完成後に顧客に引き渡すという形態もあり、本件解体工事を経て行われた土地付き建物の取引は、この形態であった。

また、当社グループにおける外部の工事業者に対する発注、支払といった管理は、[REDACTED]というシステムによって行われており、所定の項目と金額等を入力すると当社名義での発注書、発注明細書、当社宛の工事注文請書、請求書、当社名義での検収明細書が所定の書式で作成されることになっていた。

(2) C氏による解体案件の選定

前述のとおり、X氏から解体工事紹介の指示を受けたC氏は、2020年8月下旬から9月上旬の段階で、当時MAIが抱えていた近日中に解体工事を実施する案件のうち、未だ解体業者が決まっていない案件がないかを確認した。

そうしたところ、東京都t区nの案件（以下「n案件」という。）及び東京都u区oの案件（以下「o案件」という。）は、いずれも複数の解体業者から解体工事の見積りを取得している段階であり、未だ解体業者が決まっていなかった。

C氏は、これらの解体現場が、Y氏の組事務所からも近いことに加え、当社の新宿本社からも近いため、Y氏等から現場を見に行くよう要請された際にアクセスが容易であることなどを勘案し、n案件及びo案件を紹介することにした。なお、C氏は、上記2案件を抽出した後、建物図面等の資料をY氏のもとに持参したところ、Y氏も現場を見たいということとなり、Y氏を上記2案件の現場に案内した。

本件解体工事に関するMAIの担当者はD氏であったが、C氏は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] こともあり、D氏に対し、本件解体工事に関してはC氏が対応する旨伝えた。その際、C氏は、D氏に対し、X氏の知り合いの解体業者を使うこと、D氏のほうで取得した見積りの中で、一番安い業者の金額より安くさせることなどを

告げて、D 氏の上承を得た。

3 本件解体工事の工事代金に関する Y 氏との当初のやりとり等

n 案件及び o 案件につき、D 氏が取得をしていた解体業者の見積額は、それぞれ、以下のとおりであった。

【n 案件】

会社名	見積額（税込）	備考
■■■■■	2,035,000 円	
■■■■■	3,100,000 円	坪単価 3 万 6000 円
■■■■■	6,400,000 円	

【o 案件】

会社名	見積額（税込）	備考
■■■■■	4,840,000 円	坪単価 5 万 8000 円 S 造解体
■■■■■	3,380,000 円	坪単価 5 万 5000 円 木造建築物解体
■■■■■	8,400,000 円	

上記見積を提出した 3 社は、いずれも D 氏が知っていた解体業者であった。

これらのうち、■■■■■と■■■■■が安価であるのに対し、■■■■■は高額な見積となっているが、もともと■■■■■は大型工事や大型解体が得意なところで、小規模の解体は不得意であるため高額となっていることに加えて、o 案件の建物を木造と見るか鉄骨で見るかの違いに起因するものであった。n 案件の建物は、未完成で上棟だけした状態であり、鉄骨造りであることは容易に分かるが、o 案件の建物は竣工済みの物件で、外観からは鉄筋か木造かが分からず、鉄筋とみるか木造と見るかで、見積額に差が出ていた。

C氏は、

、D氏が依頼して取得していた解体業者の最安値の見積金額よりもさらに安い額を Y 氏に提示することとした。そのため、C氏は、D氏の取得した最安値の見積金額を参考に、n 案件は坪単価 3 万円に 30 万円を加えた金額（税込。以下、本件解体工事に関する金額は特に記載しない限り税込）で算出し、o 案件は坪単価 5 万 3000 円で算出した。この金額は、o 案件についてみれば、木造を前提として見積りを出した最安値の解体業者の坪単価よりさらに安い坪単価で算出したものであった。そして、n 案件の建物はおよそ 40 坪なので 150 万円、o 案件の建物はおよそ 49 坪なので 250 万円となり、Y 氏に提示する本件解体工事の金額は合計 400 万円となった。

そして、C氏は、Y氏に対し、400万円ほどでやってくれる業者があるので、そのくらいで対応できるかを打診した。

C氏は、Y氏から電話で提示を受けた額で対応する旨の回答を受けた。その際、C氏が聞いたY氏の説明は、Y氏の部下のF氏を通じ、J社という解体業者が400万円で引き受けるというものであった。

4 J社及びK社について

J社は、Y氏の意を受けたF氏より、本件解体工事を行う業者としてC氏に紹介された会社である。

もっとも、J社は、代表取締役のJ1氏が知人から2017年頃に譲り受けた会社で、人工をかかえていなかった。そこでJ社の実務を担当することになっていた同社本部長のJ2氏は、J社が自ら工事を行うのではなく、K社に施工させたいと考えていた。

K社の代表取締役であるK1氏によれば、2020年9月頃、J社のJ2氏から本件解体工事を打診されたが、その工事代金は2棟で400万円（税込）という提示であり、K1氏は、2棟の解体工事代金としては安いと考えた。そのため、K1氏は、2棟合計400万円で引き受けることができるかを検討するため、現場を見に行ったところ、o案件は木造と思われる建物であり、n案件は外壁がなく鉄骨の骨組み状態であったため鉄骨造りであることが分かったため、ギリギリ採算がとれるかどうかという水準であると考えた。もっとも、K1氏によれば、元請が上場企業の当社であり、採算ギリギリの案件でも、今回の仕事を受けることにより、他の取引先に対して、当社の仕事を担当している旨伝えることでK社の信用が増すこと、今後も当社から仕事を回してもらえるのであれば、K社の業績も拡大すること、当社であれば工事代金の支払いは間違いなくなされることから、K社はJ社からの依頼を受けることとした。

5 J社に対するコンプライアンスチェックについて

C氏は、本件解体工事をJ社に発注する前提として、J社に関してコンプライアンスチェック（以下「コンプラチェック」という。）を行った。

コンプラチェックに当たり対象会社の口座情報を入力する必要があるところ、C氏は、Y氏からJ社には銀行口座がない旨聞いたため、コンプラチェックを通らないと考えた。

もっとも、J社が、取引先として「三栄建築設計」と明記して同社のホームページを作り、 銀行 支店で口座を開設することができたため、コンプラチェックを通過してしまった。なお、J社のコンプラチェックに際して、C氏は、基本的にJ社のホームページの記載を引用して、「新規取

引見込み業者面談表」を作成したため、代表者は J1 氏ではなく前代表者の氏名となっているなど、J1 氏が買い取った後の状況が反映されていない内容となっており、また、面談者は C 氏、面談実施日は 2020 年 11 月 15 日となっているが、C 氏は代表者として記載した前代表者との面談を行っていないかった。

6 J 社の J2 氏、F 氏、及び K 社の K1 氏の間で紹介料に関する当初の協議内容

本件解体工事において、最終的に当社から J 社に対して支払われる工事代金が誰から誰に対してどのような方法によりいくら支払われるかという点は、様々な変遷をたどることになるが、その経過を紹介することは、本件解体工事における Y 氏及び F 氏の関与を理解する上で必要であると考えたため、本報告書において、その詳細を記載することとした。

(1) J 社と F 氏の間における紹介料に関する当初の協議内容

前述のとおり、J 社は、Y 氏の意を受けた F 氏より、本件解体工事を行う業者として C 氏に紹介された会社であるところ、J 社には解体工事をする意思も能力もなく、あくまでも解体工事を行うのは J 社からの発注を受けた K 社であった。したがって、この三者の役割としては、F 氏（ひいては Y 氏）は仕事の紹介者、J 社は実際に工事を行う業者を連れてきた会社、K 社は実施工業者となる。

J 社の業務を実質的に行っていた J2 氏らによると、同人は、F 氏と協議し、紹介料について次のとおり取り決めた。J2 氏が F 氏から受けた説明によると、当社^[13]から J 社に紹介料が支払われることはないため、J 社は下請である K 社が J 社から受領する工事代金から紹介料を徴収する必要が

¹³ 社内のルール上、C 氏は、MAI の代表取締役である W1 氏の了承なく、発注書の社判を押すことができた。なお、当社及び MAI には、この社判が押された「発注書」の控え、及び「発注書」に対する J 社の「発注請書」は存在しない。

あるとのことであった。また、J2氏は、F氏に対しても、発注元である当社（実際にはMAI）から紹介料等が支払われるものではないので、J社がK社から受け取る紹介料から、F氏にもいくらか渡してあげてほしい、とH氏から言われた。そのためJ2氏は、紹介料の取り分につきF氏と協議し、K社から受け取る紹介料を、J社とF氏とで折半にすることで合意した。これは、F氏（ひいてはY氏）は、本件解体工事につき、工事の発注者であるMAIを紹介するという点で紹介者であり、一方のJ社も、実際に工事を行うK社を紹介するという点で同じ紹介者であるため、紹介者同士、紹介料を折半にするという理由によるものであった。

(2) J社とK社の間における紹介料に関する当初の協議内容

J2氏は、K社のK1氏との間においても、紹介料の協議を行い、K社は、J社に対し、K社が支払いを受ける工事代金の10%を支払うことで合意した。この協議の時点でJ2氏は、当社（実際にはMAI）からJ社やF氏に紹介料の支払いはなされないとF氏から聞かされていたため、J社に支払われる解体工事代金（400万円）が、そのままK社に支払われる前提で協議が行われており、K社は支払いを受ける工事代金の10%をJ社に支払い、J社はこれをF氏と折半するということになっていたため、J2氏は、J社は、最終的に工事代金の5%を受領するという認識であった。

(3) J社の実質的な役割

以上のとおり、J社とK社とは、解体工事の紹介料として、K社がJ社に工事代金の10%を支払うこと、J社はF氏（ひいてはY氏）との間で、この紹介料を折半にする合意をしていた。

もっとも、Y氏及びF氏は、後述のとおり、J社がK社より受け取る紹介料の半額どころか、これをはるかに上回る額の経済的利益を享受することとなる。

7 n 案件及び o 案件の土地の仕入れ及び建物解体スケジュール

(1) n 案件及び o 案件の土地の仕入れ

MAI は、I 社との間で、2020 年 9 月 25 日付けの各「不動産売買契約書」記載のとおり、n 案件の土地を売買代金 4050 万円で、o 案件の土地を 4350 万円で、それぞれ購入する売買契約を締結した。両契約とも、決済日は、同年 10 月 29 日とされた。

(2) n 案件及び o 案件に関する建物解体スケジュール

「仕入物件全体スケジュール」によれば、MAI は、n 案件及び o 案件の建物解体スケジュールにつき、着手日をいずれも 2020 年 10 月 30 日とし、完了日を n 案件につき同年 11 月 20 日、o 案件につき同年 11 月 30 日としていた。

8 本件解体工事の開始前に交わされた発注書等

「仕入物件全体スケジュール」によれば、本件解体工事は、2020 年 10 月 30 日の着手が予定されていたが、同年 11 月に入っても、当社又は MAI から J 社に対する発注書は発行されなかった。

K1 氏によれば、発注書がない限り、東京都から解体工事に関する看板を掲出することが許されず、また万が一、解体工事の開始後に、発注していなかったと言われるなどすると建造物損壊罪に問われかねないため、K1 氏は、J2 氏に対し、当社又は MAI から発注書を発行してもらうよう要請した。

しかし、当社又は MAI からの発注書が発行されないまま、同年 11 月中旬となったため、K 社は、J 社に対して、やむを得ず同年 11 月 10 日付で「発注請書」を送付した。これは、当社又は MAI からの発注書が発行されていないものの、J 社から解体工事の発注を受けたので、これを受諾したことを表明する形式を整え、勝手に解体工事を行ったと言われないうために作成されたものであった。

この「発注請書」が発行された前後に J 社から当社宛ての「御見積書」が

2通作成された。J社作成に係る2通の「御見積書」によれば、n案件は168万5000円、o案件は284万6745円とされており、合計で453万1745円となっていた。J2氏によれば、このMAIからJ社に合計金額が453万1745円に増額されたので、J社からK社に支払う400万円の差額である53万1745円につき、J社とF氏が別途手数料として受け取るとの認識だったとのことである。

なお、MAIのJ社に対する発注額として、n案件は168万5000円、o案件は284万6745円とされた理由は明らかではないが、この額は、あくまでもn案件は鉄骨造、o案件は木造であることを前提とした額であった。

J2氏は、2020年11月16日、C氏宛に「J社 J2」と題するメールを送信しているところ、同メールには2通のMAIからK社宛ての「発注書」が添付されていた。

一方、C氏は、J2氏からのメールが送信されてきた頃、Y氏から、J2氏より送る発注書に押印して持参するよう言われた。その際、Y氏は、C氏に対し、この発注書は、K社を安心させるための発注書であると説明していたとのことであった。C氏は、J2氏が送信してきたメールに添付されたn案件及びo案件の2通の「発注書」を印刷し、MAIの社判を押した上で、Y氏に判を押して持っていく旨の電話連絡を入れて、Y氏の自宅に持参した¹⁴。

また、前述のとおり、K社が了承した本件解体工事の請負代金額は合計400万円（n案件が150万円、o案件が250万円）であったが、C氏によれば、2020年11月中旬時点で、MAIからJ社への発注金額は、具体的には決まっていなかった。もっとも、C氏によれば、上記のJ2氏同様、MAIからJ社に対する上記2通の「発注書」によれば、n案件は168万5000円、o案件は284万6745円と記載されており、合計453万1745円となっていたため、C氏は、これらの「発注書」記載の額の合計金額と、J社からK社に支

¹⁴ 社内のルール上、C氏は、MAIの代表取締役であるW1氏の了承なく、発注書の社判を押すことができた。なお、当社及びMAIには、この社判が押された「発注書」の控え、及び「発注書」に対するJ社の「発注請書」は存在しない。

払われる 400 万円の差額 53 万 1745 円が Y 氏及び J 社の利益となるものと考えていた。

9 工事代金が増額された経緯

(1) 鉄骨造であることが判明したことによる工事代金の増額

これらの「発注書」などがそろい、2020 年 11 月下旬に、本件解体工事が開始された。C 氏は、両現場にて解体工事が開始されたことを確認し、年内には解体工事が終了することを工事関係者に確認するなどした。

もともと、o 案件の解体工事が始まり、同年 11 月下旬に壁のボードを解体すると、下から太い鉄骨の梁が出てきたため、o 案件の建物は木造ではなく、鉄骨造であることが判明した。

C 氏は、Y 氏から呼び出され、Y 氏、F 氏、J2 氏と■■■■のファミリーレストランで会い、o 案件の建物が鉄骨造だったことが判明したことを理由に、工事代金の増額を求められるとともに、Y 氏から現場を見てくるよう指示されたため、J2 氏と一緒に o 案件の現場に行き確認した。

このとき現場には K 社の K1 氏もいた。K1 氏によれば、木造と鉄骨造では解体に係る日数も、重機につけるアタッチメントも異なること、鉄骨造の解体では木造の解体では使わないガス切断機を使う必要があることなどから、同じ規模の建物の場合、鉄骨造の解体工事費用は木造の解体工事費用に比して 1.5 倍から 1.7 倍程度になるとのことであった。そのため、K1 氏は、J2 氏に対し、o の建物に関しては、建物が木造であることを前提として、n の建物と合わせて合計 400 万円という工事代金で受注したが、鉄骨造であれば、この金額では受けられず、坪単価 1 万から 2 万円は上げて欲しいこと、o 案件が約 50 坪の案件だったことを踏まえて、全体で 100 万円程は上げてほしいと伝えた。

他方、当社内では、もともと o 案件の建物は鉄骨造である可能性が高いことを認識しており、事業計画における解体の予算として、解体予定の建物が鉄骨造であることを前提に組んでいたため、建物が鉄骨造と判明したという

点は想定内のことであった。本件解体工事に関する当社の「事業計画書」上、「解体及び整地」のための予算は、n 案件が 203 万 5000 円、o 案件が 484 万 2242 円であった。

C 氏は、上記の現地確認の後、Y 氏に電話にて、o 案件の鉄骨造と判明した分は増額できることを伝え、当社の予算は n 案件が 203 万 5000 円、o が 484 万 2242 円で、合計 687 万 7242 円であること、これ以上は出せないのので、この額でうまくやりくりしてほしいと話した。これを受けて、Y 氏は、同額で工事を行うことを承諾した。

そして、C 氏は、この際の Y 氏とのやり取り、すなわち、o 案件が鉄骨造であることが分かったために当初工事代金を増額したことを、X 氏に報告した。

なお、上記の増額交渉について、J2 氏は、Y 氏から、工事代金のことで C 氏と直接話をせず、全て F 氏と話すよう言われていたため、J2 氏は、F 氏に対し、K 社の上記要望を伝えた。

その後、J2 氏は、F 氏から 100 万円程の工事代金増額が認められたことを伝えられた。そこで、J2 氏は、K1 氏に対し、K1 氏の希望に近い 100 万円程の工事代金の増額を伝え、これを聞いたことにより、K 社は本件解体工事を継続した。

(2) 地中埋蔵物（分厚い基礎）の存在が判明したことによる工事代金の増額

o 案件の建物が鉄骨造であったことによる工事代金の増額につき、C 氏と Y 氏との間で話合いがまとまった直後、n 案件及び o 案件のいずれも、地中に非常に大きな基礎が存在していることが判明した。

C 氏は、Y 氏から、分厚い基礎が出てきた旨の連絡を受け、D 氏とともに現場を見に行き、基礎の深さを測っている写真を撮るなどした。

K1 氏としては、o 案件は大きな重機を入れることができない立地であったこともあり、この分厚い基礎を撤去する費用を増額してもらわないと採算が合わないと考えた。

もっとも、工事代金の増額の話が出ることを予想していた C 氏が、Y 氏に対し、工事代金を増額した段階で伝えていたとおり、これ以上の予算がないので、何とかしてもらいたい旨を話すと、Y 氏は、いったんそのままやらせる旨を説明し、この時点では分厚い基礎が出てきたことに伴う工事代金の増加要請はなされなかった。

2020 年 12 月下旬になり、C 氏に、本件解体工事が完了したという連絡が入ったため、同年 12 月 23 日に現場に行くと、本件解体工事が終わっていることが確認できた。

当社では、締日が毎月 25 日であるため、25 日までに支払いを確定させる出来高査定を行い、支払等に関する社内システムである [REDACTED] に支払金額等の登録をすることになっていた。

ところが、同年 12 月 25 日になり、C 氏は、Y 氏から、K 社が赤字になってお金が足りなくなったことなどを理由として工事代金の増額の申入れを受けた。これに対し、C 氏は、増額できない旨を返答したが、[REDACTED]、Y 氏から 150 万円から 200 万円の増額を提示された。

C 氏は、o 案件で予備費の 50 万円が増額分に使えるそうであると分かっていたものの、これでは足りないため、Y 氏との電話を切った後、D 氏に予算に余りがあるか確認したところ、測量・分筆費用として 100 万円が残っているとの示唆を受けた。そこで、C 氏は、Y 氏に対し、100 万円の増額を提案したところ、100 万円では足りないと言われたため、[REDACTED]、110 万円までなら増額できる旨を伝えたところ、Y 氏がこれを了承したため、最終的に 110 万円を増額することとした。

なお、K1 氏は、n 案件と o 案件の双方で分厚い基礎が出てきた段階で、J2 氏に対し、100 万円程度の増額を要請したところ、最終的に K 社は 2 現場で 80 万円ほど増額してもらうことになった。

したがって、K1 氏は、最終的に n 案件及び o 案件の解体工事代金につい

て、当初 400 万円であったが、o 案件が鉄骨造であることが判明したことによる増額分 100 万円と、分厚い基礎が出てきたことによる増額分 80 万円程度を併せて、580 万円程度になったと認識した。

以上の点に関して、J2 氏によれば、o 案件の建物が木造ではなく鉄骨造と判明した件と、n 案件及び o 案件の双方で分厚い基礎が出てきた件につき協議するため、Y 氏、F 氏、C 氏及び J2 氏が集まり、Y 氏が、o 案件の建物が鉄骨造だった分が 1 坪あたり 1 万 5000 円（税込み 1 万 6500 円）のプラスで計 81 万 3625 円の増額、o 案件及び n 案件の地中から出てきた分厚い基礎分が 2 現場分で 80 万円の増額、双方の合計で 161 万円余の増額だが、丸めて 160 万円の増額とするという話になったとのことである。その際、Y 氏は、坪いくらという計算は面倒だから、地中埋蔵物については 1 現場 40 万円、2 現場 80 万円とすることでどうかと発言し、隣に座っていた C 氏に同意を求めたとのことである。また、この 80 万円の増額を K 社に伝えたところ承諾したとのことである。

(3) 本件解体工事に関する当社が支払う最終的な工事代金額

以上の結果、鉄骨造であることが判明した段階では、本件解体工事の工事代金は、n 案件は 203 万 5000 円、o 案件は 484 万 2242 円、合計 687 万 7242 円であったが、その後の分厚い基礎部分の増加額として 110 万円が上乗せされたため、最終的に当社が支払う最終的な工事代金は合計 797 万 7242 円となった。

10 本件解体工事に関する契約書

本件解体工事に関して、「工事請負契約書」が複数存在するが、これらの複数の契約書が作成された経緯は、本件解体工事における Y 氏及び F 氏 2 通の小切手に分けて本件解体工事代金を支払わせた理由とも関係するものと考えられるため、本報告書において、その詳細を記載することとした。

なお、これら契約書は、いずれも注文主は当社ではなく MAI となってお

り、当社には契約書の原本も写しも見当たらない。

当社による工事代金の支払手続はこれら契約書ではなく下記 11 の [REDACTED] というシステムにより作成された発注書、工事注文請書、請求書等に基づき行われた。

(1) MAI、J社及びK社の3者契約書（2通の合計額が534万5360円）

[REDACTED]

以上の経緯で、J2氏は、2020年12月上旬、MAI、J社及びK社の3者が当事者となった「工事請負契約書」を、n案件及びo案件のそれぞれにつき作成した。この契約書作成当時、既にn案件及びo案件に大きな基礎が出てきており、この地中埋蔵物分の増額が話題にはなっていたが、基礎分は後で請求することとし、「工事請負契約書」はo案件の建物が鉄骨造と判明した部分までの額を増額した金額で締結することとなった。そのため、n案件の契約書は168万5000円、o案件の契約書は366万360円となっており（2通の請負工事代金の合計額は534万5360円）、「耐圧盤、地中障害等別途相談」と記載されている。

この「工事請負契約書」は、n 案件及び o 案件のそれぞれにつき 3 通ずつ、合計 6 通が作成され、そのいずれにも MAI、J 社及び K 社の 3 者が押印して完成した。なお、MAI の当事者欄に押印をしたのは C 氏である。

(2)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(3) 小括

以上の経緯で、本件解体工事に関しては、2 現場合計で 534 万 5360 円と

なる「工事請負契約書」と、2現場合計で687万7242円となる「工事請負契約書」の2種類が存在する。

もともと、前述のとおり、最終的には工事完了後の分厚い基礎部分の増加額として110万円が上乗せされたため、当社がJ社に支払うこととされた本件解体工事の工事代金は合計797万7242円となったが、この金額での工事請負契約書は作成されなかった。

11 本件解体工事に関する当社の発注関係書類等

上記8の発注関係書類、上記10の契約関係書類は、MAIを作成者や名宛人とするものであり、当社を作成者や名宛人とするものはない。

もともと、C氏は、本件解体工事に関して、2020年12月25日付けで、n案件及びo案件のそれぞれにつき「発注書」及び「発注明細書」を作成している。C氏によれば、これらの発注書、発注明細書、検収明細書、及び請求書を作成しなければ、当社から支払いが行われないシステムとなっているため、本件解体工事の終了後の同年12月25日に[REDACTED]というシステムを使ってこれらを作成したとのことである。

(1) n案件

n案件の「発注書」は1通で、工事名は「t区n[REDACTED]NO.4 (AP)」、細目工種は「解体工事」、金額は203万5000円と記載されており、当社の押印が存在するものである。同工事の「発注明細書」の内容は以下のとおりであった。

事業名：t区n[REDACTED]NO.4 (AP)
細目工種：解体工事
金額（税込）：203万5000円
発注日：2020年11月20日
担当：D氏
工期：2020年11月24日～2020年12月21日

n 案件については、上記「発注書」などに記載されたのと同じの工事名、及び金額が記載された J 社からの「工事注文請書」が存在する。

(2) o 案件

o 物件の「発注書」は、2 通ある。1 通は、工事名は「u 区 o ■■■ (AP)」、細目工種は「解体工事」、金額は 484 万 2242 円と記載されており、当社の押印が存在するものである。もう 1 通は、工事名は「u 区 o ■■■ (AP)」、細目工種を「測量分筆」とするものにつき金額 100 万円、「その他土地原価」とするものにつき金額 10 万円と記載されており、こちらも当社の押印が存在する。同工事の「発注明細書」は 3 通存在し、その内容は以下のとおりであった。

① 事業名：u 区 o ■■■ (AP)

細目工種：解体工事

仕様：解体工事

金額：484 万 2242 円

発注日：2020 年 11 月 20 日

担当：D 氏

工期：2020 年 11 月 24 日～2020 年 12 月 21 日

② 事業名：u 区 o ■■■ (AP)

細目工種：測量分筆

仕様：解体追加工事

金額：100 万円

発注日：2020 年 12 月 22 日

担当：D 氏

工期：2020 年 12 月 23 日～2020 年 12 月 25 日

③ 事業名：u 区 o [REDACTED] (AP)

細目工種：その他土地原価仕様：解体追加工事

金額：10 万円

発注日：2020 年 12 月 22 日

担当：D 氏

工期：2020 年 12 月 23 日～2020 年 12 月 25 日

o 案件については、上記「発注書」などに記載されたのと同じの工事名、及び金額が記載された J 社からの「工事注文請書」が存在する。

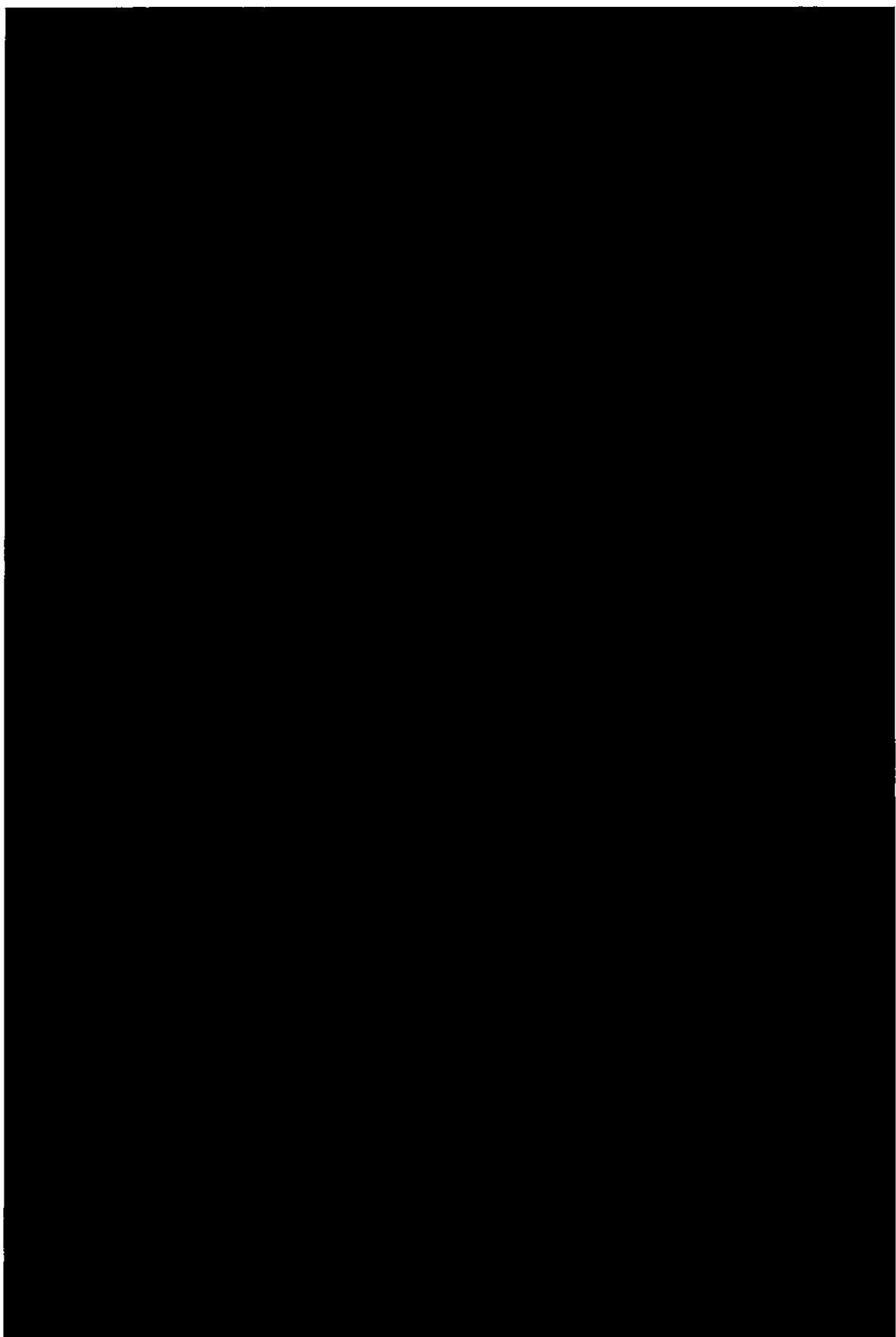
12 C 氏の退職に伴う X 氏の指示

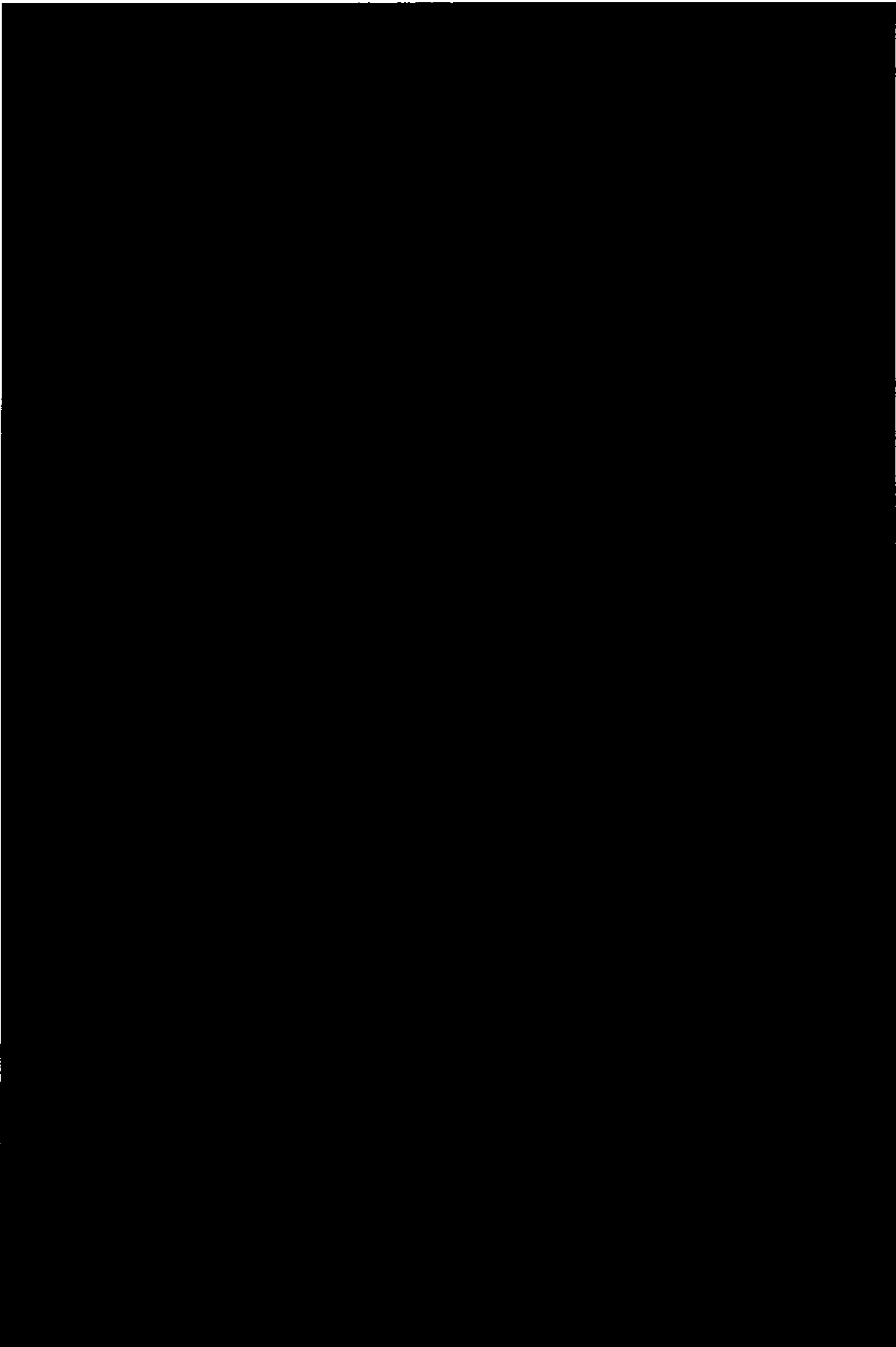
(1) C 氏の退職経緯

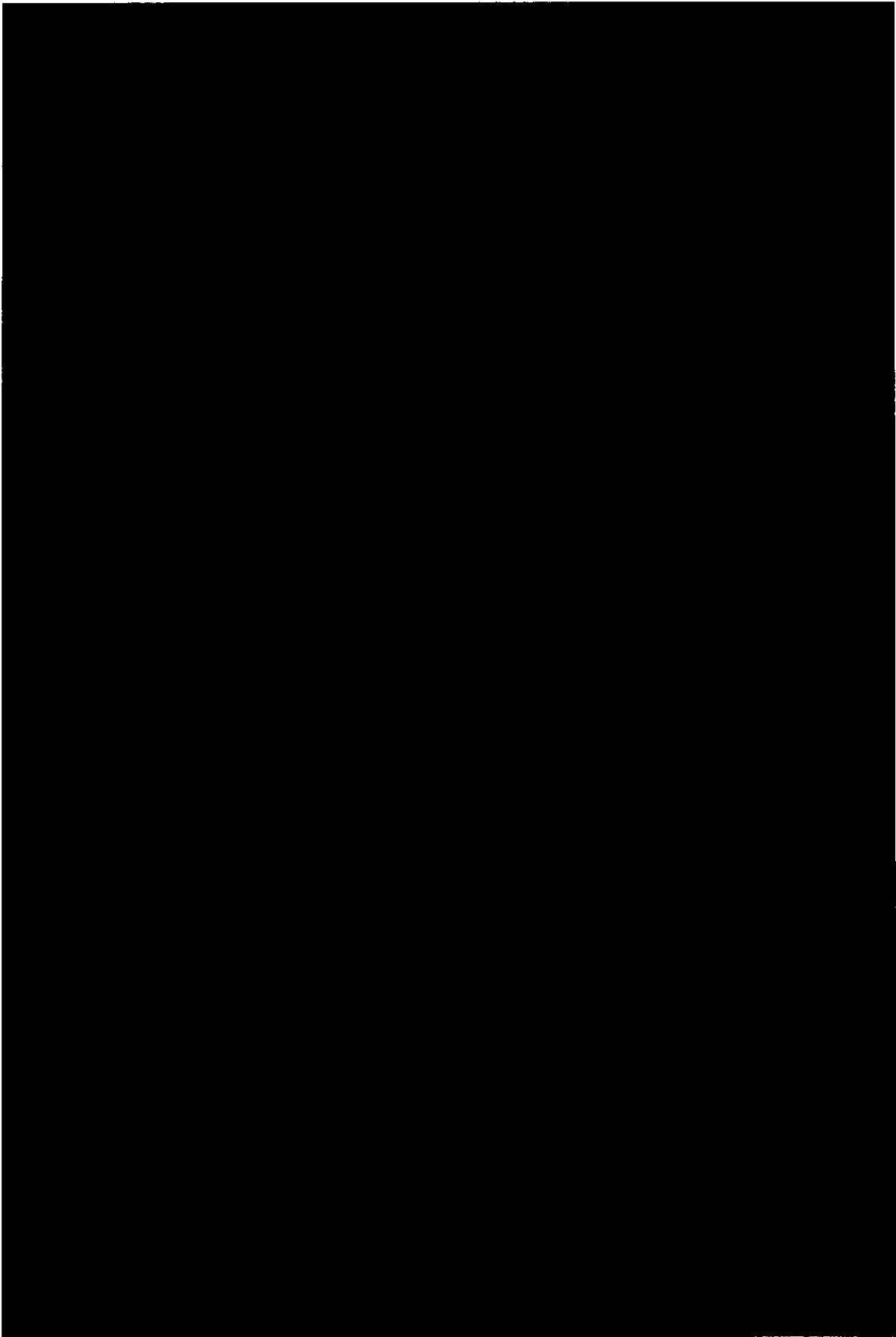
C 氏は、2020 年 12 月 22 日の MAI の報告会において、賃貸管理物件の業務のやり方（専任仲介業者の利用）に関連して、[REDACTED]と叱責された。かかる叱責を受けたのは、2020 年 10 月又は 11 月の MAI の報告会において X 氏から報告を求められた C 氏が、別の MAI の従業員とともに 12 月 15 日付の「専任仲介業者様の利用に関する経緯報告書」を作成し、その説明をもって X 氏の理解を求めたものの、X 氏が納得しなかったためであった。

C 氏は、[REDACTED]ことから、退社を決意し、2021 年 1 月 18 日、上司である W1 氏に退職願を提出した。しかし、C 氏は、翌 19 日、W1 氏から退職願いを返却され、X 氏に直接提出するように指示されたため、同月 22 日、X 氏に退職願を提出した。その後、C 氏は、同年 2 月 16 日、正式に退職届を提出し、同年 2 月 28 日、退職した。

(2) X 氏が C 氏に対して退職前に解体工事を Y 氏の紹介する業者に関与させ







からは、以下のことが明らかとなる。

すなわちからは、①X氏が、Y氏の紹介する業者に本件解体工事に関係させたことを認識していたこと、②本件解体工事のほかにもY氏の紹介する業者にMAIの解体工事を回すよう指示していたこと、③X氏がC氏に対し、C氏の退職前に解体工事をY氏の紹介する解体業者に紹介する仕組み（解体の発注の流れ）を作るよう、C氏に指示したことが分かる。

また、からは、X氏がY氏に対して、①C氏が退職したのちの解体工事発注の仕組み（解体の発注の流れ）をどのように構築するか協議している様子がかげるとともに、②X氏自身が直接従業員にY氏の紹介する解体業者を使え、とは指示できないので、自分の下に「ワンクッション」入れる必要があることなどを説明して、C氏退職後の仕組みづくりを協議していることが明らかとなる。

(3) X氏の主張と当委員会の判断

、X氏は、Y氏の紹介する業者を解体工事に関与させる仕組みを作ることは無理だと考えており、Y氏に対しても（C氏が辞めた後は）解体工事を回すことが困難であることを説明し、丁寧に断っている旨主張する。

しかし、当委員会は、このようなX氏の主張は、事実と反するものと判断した。その理由としては、X氏は、Y氏に対し、

、及び
からも、X氏は、C氏が退職した後も、Y氏の紹介する業者に、MAIの解体工事をスムーズに回すための仕組みづくりを構築すべくC氏に命じていたものであることが裏付けられる。

13 X氏の指示に従ったC氏の対応

C氏は、X氏から、Y氏の紹介する業者を解体工事に関与させるよう指示を受けたため、Y氏の紹介する業者であることを秘したまま、MAIのW2氏とW3氏に対して、解体案件があったらJ社を使って欲しい旨、これはX氏の要請である旨を伝えて、MAIが仕入れた土地の既存建物の解体工事にJ社を使って欲しい旨を依頼した。その結果、対象となったのが、p区qの解体案件（担当はW2氏。以下「q案件」という。）とr区sの解体案件（担当はW3氏。以下「s案件」という。）であった。

q案件は、W2氏が取得した見積書につきC氏を介してJ社に見せ、J社はそれよりも安い見積りを提示したようである。W2氏によれば、q案件については、J2氏とも協議をしたが、解体工事に着手する直前になり、J社から施工を断られることとなった。

s案件は、W3氏によれば、C氏から解体工事をJ社に依頼するよう頼まれており、s案件の建物の解体に関してJ社に連絡を取ろうとしたが、連絡が取れなかったため、発注しなかったとのことである。W3氏としては、s案件については、J社に発注することまでは決まっておらず、とりあえず見積りを取ってから精査しようという段階であったため、見積りの依頼すらしなかったとのことであった。

以上によれば、本件解体工事とは別にq案件及びs案件の解体工事につき、

X氏についてはY氏の希望どおり、Y氏の紹介する業者であるJ社に解体工事を発注してしまう可能性があったものの、XXXXXXXXXX、J社に解体工事は発注されなかった。

14 支払方法に関する変遷

(1) 当社における支払手続の状況

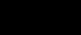
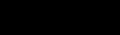
本件解体工事は、2020年12月下旬に完了し、C氏は、上記11のとおり、XXXXXXXXXXというシステムに入力作業を行うことで、工事代金の支払いのための社内手続を終えた。それにより、本件解体工事の工事代金の支払い（所定の協力会費15万9545円を控除した支払い）として、2021年3月25日に当社から781万7697円がJ社の銀行口座に送金されることになっていた。ところが、同年3月22日、支払方法を銀行振込ではなく額面781万7697円の小切手1枚の振出しへと変更する申請があり、同月24日に承認され、さらには同月25日に小切手2枚（額面592万4453円の小切手（以下「本件小切手①」という。）と額面189万3244円の小切手（以下「本件小切手②」といい、本件小切手①とあわせて「本件各小切手」という。））の振出しへと変更された。

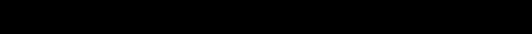
そして、このような小切手2枚による支払いに変更される過程において、Y氏作成の「J社」と題する書面が当社に送られてきており、その内容は下記15のとおり、本件解体工事の工事代金の支払いを2枚の小切手に分けること、それぞれの金額等が記載されていた。





(2) J社とK社の状況とY氏らの動き

K社は、2020年12月下旬に本件解体工事を終えた。

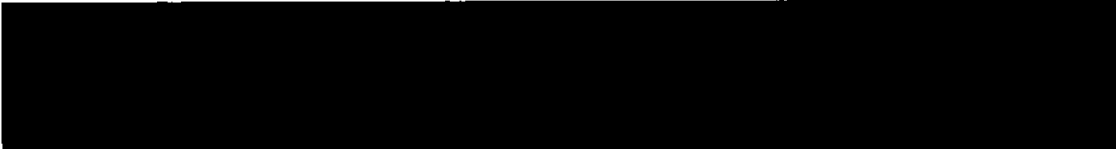
当社からJ社への工事代金は、工事完了後85日後払い（2021年3月25日）とされていたため、K社はJ社に対して支払日を2021年3月25日、請求金額を612万3745円とする2020年12月31日付請求書を発行した。J社は、K社に対し、同請求書どおりに支払いを行うつもりであり、当社か

ら J 社の口座（銀行支店）宛てに入金がなされれば、インターネットで K 社への送金手続きができるようにしてあった。

ところが、J 社から K 社への支払方法につき、銀行振込ではなく、J 社が銀行で預金を引き出して現金で支払うことになり、銀行での手続きにつき、F 氏と J2 氏、さらには  H 氏との間で話し合われたが、以下のように話が二転三転した。



J2 氏は、この F 氏の申し出をいったん断ったものの、後にこの申し出を受け入れ、銀行支店でよいか確認すると、F 氏は n 駅に近い支店を指定してきたため、n にある支店で予約を取った。

もともと、その後になって、話が以下のように変わった。


さらに、支払予定日であった 2021 年 3 月 25 日の前日である同月 24 日、当社において、上記 (1) のとおり、銀行振込から小切手による支払いへと変更する手続きがとられたため、支払金額をゼロ円とする「業者別支払明細書」が当社のシステムからメールにて J 社に送られてきた。

J2 氏は、同日、この業者別支払明細書が何であるのか、また支払方法が変更となった理由等を聞こうと当社に連絡を取ったが、担当が外出して分からないと言われた。

そのため、J2 氏、J1 氏及び K1 氏は、支払予定日の同年 3 月 25 日に当社から J 社に入金がなかった場合は、当社を訪問し、支払いをしてもらうことを話し合った。

その後、小切手で支払われることになったとの連絡がH氏からJ2氏宛てに入ったが、J2氏、J1氏及びK1氏には、真偽のほどはわからず、小切手をどこで受領するのも不明なままであった。

15 工事代金が2枚の小切手により支払われた経緯

(1) 2021年3月25日に、J2氏らが当社に集合した経緯等

2021年3月25日、J2氏がインターネットバンキングで当社からの入金を確認したところ、当社からもMAIからも入金はなかった。

そこで、予定どおり、J2氏、J1氏及びK1氏は、新宿の当社（新宿センタービル）を訪問した。

上記3名は、当社にて、担当者が来るまで待つよう言われたが、その後、当社側から手配した法律事務所に行くよう言われ、L法律事務所の名前等が書かれたメモを渡された。

その後、新宿の当社のあるビルの1階にH氏が現れ、F氏が法律事務所に来てくれと言っている等と伝えられたこともあり、上記3名にH氏を加えた4名でL法律事務所に向かった。

(2) L法律事務所での小切手の授受

J2氏ら4名は、L法律事務所のあるビルの前に着くと、F氏からの指示のもと、J1氏、K1氏、及びH氏がL法律事務所の入っている10階のフロアまで上がった。H氏によれば、F氏から、J2氏を10階のL法律事務所に上げないように指示されていたため、J2氏は車で待機した。

10階に上がった後、F氏に指示されたとおり、H氏はエレベータホールで待機し、J1氏とK1氏が順にL法律事務所に入室した。

L法律事務所には、L1弁護士のほか、XXXXXXXXXXXX
■B氏がいた。B氏は、X氏の指示を受けたXXXXXXXXXXA氏から、小切手の入った封筒とL法律事務所の場所を記載したメモを渡され、それに従ってL法律事務所に小切手2通を持参していた。

L 法律事務所に入室した J1 氏は、L1 弁護士から現金で 18 万 9324 円を渡され、「但し、o ■■■■ と n、2 現場の解体工事に関する報酬として」と記載された 18 万 9324 円の領収書に署名をするよう指示されたため、そのとおり自署した。また、J1 氏は、L1 弁護士から 2021 年 3 月 25 日付報告書を示され、署名・指印するよう指示された。同報告書には、「o ■■■■ と n、2 現場の解体工事代金を受領し、下請け業者への支払い、J 社での内部分配等も無事終了しました。以後、J 社と株式会社三栄建築設計との間には、何らの債権債務が存在しないことを確認しております。」と記載されていた。J1 氏は、L1 弁護士に指示されたとおり、同報告書に署名・指印した。J1 氏は、自ら署名した上記領収書及び署名・指印した報告書を、J1 氏が所持していたスマートフォンで写真撮影した。

K1 氏は、L 法律事務所に入室後、L1 弁護士から、K 社が J 社から支払いを受ける工事代金に対応するものとして、額面 592 万 4453 円の小切手を手渡された。K1 氏は、受取時に、書類にサインをしたと記憶しており、その書類は確認できていないが、領収書であったと考えられる。K1 氏は、本件小切手①を受領後、すぐに L 法律事務所を退室した。

H 氏は、F 氏に指示されたとおり、K1 氏と入れ替わりに L 法律事務所に入室した。H 氏の記憶では、机の上に、180 万円程の額面の小切手があった。H 氏は、L1 弁護士から「o ■■■■ と n、2 現場の解体工事代金として」と記載された紙片を見せられて、金額欄に「¥7,817,697」と印字された領収証（以下「本件領収証①」という。）の但書き欄に、上記紙片の記載内容をそのとおり記入するよう求められ、H 氏は本件領収証①の但書き欄に紙片の記載を書き写した。また、H 氏は、L1 弁護士から、当該領収証の右下に「担当 H」と記載するように指示され、そのとおりに署名した。

その場にいた J1 氏は、本件領収証①につき、自らのスマートフォンで写真撮影した。

さらに、H 氏は、L1 弁護士から「¥1,843,244」と印字された領収証（以下「本件領収証②」という。）を示され、右下に「担当 H」と記載するよ

う指示されたので、そのとおり署名した。本件領収証②の但書きは空欄で、ここには何かを書くよう指示されなかったため、何も記載しなかった。

その後、H氏は、L1 弁護士から、机の上にあった本件小切手②を封筒に入れて手渡されたので、これを受領しL 法律事務所を退室した。H氏は、本件小切手②の額面をきちんと確認しておらず、署名をした本件領収証②と同額の額面「¥1,843,244」の小切手だと思っていたが、実際にH氏が受領した本件小切手②の額面は「¥1,893,244」であった。また、H氏は、先にL 法律事務所を退室したK1氏が差額分の小切手を渡されていると思っており、K1氏の受領した本件小切手①と、自分が受領した本件小切手②の金額を合計すれば、自身が署名した本件領収証①に記載の「¥7,817,697」になるものと思っていた。

(3) H氏が受領した本件小切手②をF氏に手交した事実

H氏は、前述のとおり、領収証2通の署名後、額面「¥1,893,244」の本件小切手②をL1 弁護士から受領し、L 法律事務所を退室した。

H氏は、F氏から、事務所を出たら電話をするように言われており、そのとおりF氏に電話をすると、F氏から小切手が入った封筒を受け取りに行くから、L 事務所の入っているビルの隣にある飲食店に行くよう言われ、1人で当該飲食店に行き、F氏を待った。

その後、F氏が来たため、H氏は、F氏の指示どおり、額面「¥1,893,244」の本件小切手②が入った封筒を渡した。その際、H氏は、F氏から「交通費」と言われて1万円を受け取った。

(4) B 氏の X 氏に対する任務完了の報告

██████████ B 氏は、前述のとおり、2021 年 3 月 25 日、L 法律事務所まで本件各小切手を届け、同所において本件各小切手が K1 氏及び H 氏に渡されるところを見届け、H 氏が署名した本件領収証①及び J1 氏が署名した報告書を受領し、L 法律事務所を退室した。

その後、B 氏は、この一連の業務が終了したことを、以下のとおり X 氏に ██████████ 報告した。

██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████
██████████

そして、B 氏が、かかる任務が完了したことを X 氏に報告した事実から、本件各小切手を作成するよう、A 氏を通じて経理担当者に指示し、また、A 氏を通じて B 氏に対して本件各小切手を L 法律事務所に届けるよう指示した人物が X 氏であると認められる。

そして、本件各小切手の受渡し場所として、L 法律事務所を指定したのが Y 氏であることを Y 氏が認めていることを併せ考えれば、X 氏が、本件各小切手のうち 1 枚が Y 氏の意図した関係者に渡ることを認識して、B 氏をして L 法律事務所に本件各小切手を届けさせたことが認められる。

16 本件解体工事の工事代金が 2 枚の小切手にて支払われた理由、及び小切手による支払いに X 氏が関与したこと

上記 15 のとおり、本件解体工事の工事代金は、2 通の本件各小切手に分けて支払われたが、これは Y 氏が発案し、X 氏が本件各小切手の作成を指示し、B 氏をして L 法律事務所に届けさせ、うち 1 通が Y 氏の意図した関係者に

渡るよう手配したものと認められる。その根拠は以下のとおりである。

(1) 1 通の小切手を 2 通の小切手に分けさせたのは Y 氏であること

もともと本件解体工事の工事代金は、J 社に対し振込にて支払われるはずであったが、これを 2 通の小切手にて支払うよう指示したのは Y 氏である。

ア 振込による支払いから、小切手による支払いに変えたこと

Y 氏は、本件解体工事の工事代金を、振込ではなく、本件各小切手にて支払わせたものであるが、その理由は、当該工事代金が J 社に振り込まれると、Y 氏自身が得ることになる紹介料を、Y 氏が確実に J 社から確保できるか不分明であるとの危惧感を持ったことによる。そこで Y 氏は、当社が支払う小切手を 2 枚に分けて、そのうちの 1 枚（本件小切手②）を受領する方法が、確実に紹介料を貰う方法であると考えた。

イ 小切手を 2 枚に分ける金額につき Y 氏がメモを作成したこと

これは、Y 氏自身が、自らの文字であると認めた「J 社」「¥6045360 ㊿」「¥1,931,882 ㊿」「三栄支払額 (A+B) ¥7,977,242 合計」「協力費 120,907」「1,893,244」「計 7817,697」などと記載された手書きのメモ（以下「本件メモ」という。）が存在しており、これを F 氏が当社にファクスしたと Y 氏が述べており、実際、本件メモが当社に残されていた。

本件メモには、①1,685,000・(n)、②3,660,360・(o)、③700,000・(追加 2 現場)、「¥6045360 ㊿」と記載されており、①と②は上記 10 (1) のとおり、MAI、J 社及び K 社で締結した工事請負契約書に記載の金額であり、③は分厚い基礎の存在が明らかになった段階で、Y 氏、F 氏、J2 氏及び C 氏の話し合いによって増額が認められた内容であって、本件解体工事を実際に行った K 社が最終的に受け取るべき金額と K 社らが考えていたものに近い額であって、①から③の合計が「¥6045360 ㊿」であ

る。そして、同金額からその2%である¹⁵協力費12万907円を差し引いた金額が592万4453円であり、この金額は本件小切手①の額面金額である。

また、本件メモには、「三栄支払額 7,977,242」「△6045360」「¥1,931,882 ㊸」「△38,638」「1,893,244」「計 7817,697」と記載されており、本件解体工事の工事代金としてJ社に支払われる金額797万7242円からK社が受け取るべき金額604万5360円を差し引くと193万1882円となり、同金額からその2%である控除費用として3万8638円を差し引いた金額が189万3244円であって、この金額は本件小切手②の額面金額である。そして、「計 7817,697」は、本件小切手①と本件小切手②の額面金額の合計額である。

したがって、本件各小切手は、Y氏が作成した本件メモに基づいて振り出されたものであることは明らかであり、Y氏の指示に基づいて本件解体工事の工事代金の支払いが小切手で行われるに至ったものと認められる。

(2) 本件各小切手の作成と同小切手による支払いを指示したのはX氏であること

本件各小切手の振出しは、当社経理部により行われているが、この小切手の振出しを指示したのはX氏である。

そもそも、工事代金の支払いを小切手によるということは当社においては通常なく、経理担当のU2氏も記憶にないというほどの異例な対応であること、かかる小切手による支払いを決定できるのは、当社内では当時の代表取締役であったX氏、専務取締役であったR氏又は副社長であったS氏に限られていたこと、R氏及びS氏は小切手による支払いを指示したことを否定していることに加え、それまでのX氏とY氏との関係性が存在する上で上

¹⁵ 上記2%相当の金額である協力費と控除費用とは、当社では協年会費として経理処理されている費用を指していると思われる。

記のように Y 氏作成の本件メモに基づいて小切手が振り出されたことなどからすれば、Y 氏作成の本件メモに沿って本件各小切手を振り出すよう指示したのは、X 氏であると認められる。また、当社で振り出された本件各小切手は、前述のとおり、[REDACTED] A 氏から手渡された B 氏が X 氏の指示を受けて L 法律事務所に届けたものと認められる。このことは、前述のとおり、B 氏が、2021 年 3 月 25 日 14 時 44 分に、X 氏に対し、[REDACTED] [REDACTED] などと記載されたメッセージを送信しているところ、この「任務」が本件各小切手を L 法律事務所に届けることであることは、B 氏が本件各小切手を L 法律事務所に届けた事実、J1 氏、K1 氏及び H 氏が同日午後 1 時過ぎに L 法律事務所を訪問し本件各小切手を受領したこと、並びに上記メッセージの送信時刻から明らかである。

(3) X 氏が小切手の交付に関しリスクヘッジをしていると説明したこと

2022 年 9 月、警察による搜索差押が行われた日の夜、X 氏自身、本件各小切手はリスクヘッジのため法律事務所で交付したものであることを認めていた。

[REDACTED] X 氏は、同年 9 月 12 日夜に、当社役員数名と弁護士を集めて、同日に行われた搜索差押に関して、自身の関与や認識につき説明をした。その際、X 氏は、Y 氏と昔からの知り合いで食事に行くなどしているだけで、犯罪を行っているわけではないから何が悪いのだ、という趣旨のことを発言していたほか、本件各小切手を法律事務所で交付しており「リスクヘッジ」をしたと説明していた。この「リスクヘッジ」との発言は、本件各小切手の交付は弁護士により行われたものであり、自分としては小切手が誰に渡るかを認識していないと説明できる旨の趣旨と理解できる。この X 氏の発言は、X 氏自らが本件各小切手の交付に関与したことを認めたものであるといえる。

(4) X 氏が C 氏に対して Y 氏の紹介する業者を解体工事に関与させるよう指

示していたこと

X氏は、Y氏の要請を受け、2020年8月頃、C氏に対し、Y氏の紹介する業者を解体工事に関与させるよう指示していたほか、C氏から退職する旨を告げられた際も、C氏を呼び出し、Y氏の紹介する業者を解体工事に関与させる仕組みを作るまで辞めることを許さないなどと告げていたことが認められる。

(5) Y氏が小切手による支払いを求めた理由

X氏が、Y氏に対して、解体工事の紹介を行おうとしていた理由は、Y氏に一定の紹介料等の利益をもたらすためであると合理的に考えられる。そうすると、Y氏の小切手による支払い要請、しかも小切手を2通に分けて支払うようにとの要請は、うち1通は工事代金として解体業者に渡るものであること、残る1通はY氏側の利益として收受されることになるであろうことは、容易に理解することが可能であり、X氏はこれを知悉して本件各小切手の作成を指示し、B氏をしてL法律事務所に2通の小切手を届けさせたものであることは明らかと言える。

この点に関して、Y氏は、J社の行動からすると紹介料を受領することが危険と考え、F氏には、工事代金から紹介料等一切受け取らないよう厳しく言った旨主張する。

しかし、Y氏は、C氏及びX氏に対し、繰り返し解体工事を紹介してほしいと要請していた。これは、Y氏の紹介する業者を解体工事に関与させることで、支払われる工事代金から紹介料等の利益を收受することを意図したものであると考えられ、実際、Y氏が会長を務めるE会に所属するF氏は、本件解体工事の紹介料として当初は工事代金の1割程度をK社からJ社に受領させ、それをJ社とF氏（ひいてはY氏）との間で50%ずつ分けるという協議をしていた。その後、上記9(1)のとおり、Y氏は、J社のJ2氏に対し、工事代金のことでC氏とは直接話をせず、全てF氏に話をするよう告げるなどして、当社側から支払われる工事代金について、Y氏及びF氏しか

正確に知り得ない状況を作り出した。かかる状況下で、Y氏は、本件解体工事に関して、C氏に対し工事代金の増額を要求し、K社の要求する増額幅以上の工事代金を当社から支払わせることに成功し、K社に支払われる額(592万4453円)を差し引いた残額(189万3244円)を(これは当社から支払われる工事代金781万7697円の約24%に相当する。)を取得できることとなった。Y氏が、かかる金員の取得に費やした労力等も考えたとき、紹介料等を一切受け取らないという選択肢はあり得ないと考えられる。

これらのことからすれば、当委員会としては、Y氏がF氏に対して工事代金から紹介料等を一切受け取らないよう指示したとの主張は、信用できないと判断した。

17 本件解体工事に関して支払われた小切手の換金等

K1氏は、本件小切手①を受領した翌3月26日、 銀行 支店に小切手を持ち込み、換金した。なお、K1氏は、J2氏から、J社の紹介料を支払ってほしいと要請され、自身が換金した592万4453円から、20万円を支払ったとし、また、この紹介料については、J社から請求書をもらい、後日現金でJ2氏に渡しており、このようなK1氏の供述は、合理的かつ自然な供述であって信用できるというべきである。

一方、H氏がL1弁護士から受領した189万3244円の本件小切手②は、その直後にH氏からF氏に対して交付されているところ、F氏は、その母親であるF1氏に本件小切手②を渡して、同人が2021年3月30日、 銀行に本件小切手②を持ち込み換金していることが、 から明らかとなっている。F氏が本件小切手②を換金のためにF1氏に渡したこと、F1氏が本件小切手②を銀行に持ち込んだこと自体は、Y氏も認めている。Y氏の主張によると、F氏は、
 により とい
うのであるから、換金されたお金はF1氏からF氏に渡ったものと認められる。

また、上記のようにして F 氏が受領した金員のうち、全部もしくは少なくとも一定額の金員が Y 氏に対して渡されたことは、次の各事実から合理的に推認できると考えられる。

第 1 に、そもそも Y 氏らの本件解体工事への関与は、Y 氏が C 氏及び X 氏に対して解体工事を回してほしいと繰り返し依頼した結果、ようやく実現したものであり、本件解体工事の案件は、Y 氏自身の案件であると認められる。

第 2 に、Y 氏は、本件解体工事の期間中、現地確認をしているのみならず、
○ 案件の建物の構造が木造ではなく鉄骨であると判明した際、及び n 案件と
○ 案件の双方で分厚い基礎が出てきたため、解体工事代金の増額が必要となった際に、C 氏と折衝するなどして工事代金の増額をさせていることからすれば、Y 氏が工事代金増額に強い執着を持っていたと認められる。

第 3 に、Y 氏は、本件解体工事の工事代金の全額が当社から J 社の口座に振り込まれると、自身の取り分を確実に回収できるかどうか不確実であると考えたことから、当社から J 社への工事代金の支払方法について検討し、2 枚の小切手に分けて支払わせることとし、本件メモを当社に送った上で、X 氏に本件各小切手の授受の場として、当社の業務には全く関係したことがない L1 弁護士の L 法律事務所を指定し [REDACTED]、同事務所で本件各小切手の授受が行われたものと認められる。

これらの事実からすれば、Y 氏は、自らの案件である本件解体工事案件により得られた 189 万円余りの金員につき、その一部を F 氏に対して取得させた可能性があるにしても、基本的には上記金員は Y 氏が取得したものと合理的に考えられる。

この点、Y 氏は、当委員会に対し、F 氏が、本件小切手②を受領したことを認めつつ、これを小切手の割引のための手数料として 5 万円だけ引いた 184 万 3244 円は H 氏に交付した旨述べ、金額欄に「¥1,843,244」と印字され、担当 H という H 氏の署名がある 2021 年 3 月 25 日付領収証を提示したが、かかる供述内容は不自然かつ不合理であって到底信用し得ない。そもそ

も、Y氏は、前述したとおり、本件で解体に関する業務を行ったのはJ2氏ではなくH氏であり、H氏が189万円余りの小切手の受領をすべき者であるという主張を展開するが、本件解体工事が行われていた期間中、H氏は[REDACTED] [REDACTED] 本件解体工事が全て終了したのちの [REDACTED] であるから、この一事をもってもY氏の主張は破綻している。

さらに、H氏は、本件小切手②に関して、何らかの金員をもらったことはなく、ましてF氏に小切手割引をしてもらったことなどないと明言する。そして、Y氏の主張どおりであれば、H氏は、F氏から小切手割引により184万3244円を受領していなければならないが、それにつき、H氏は、かかる金員を受け取った事実はない旨断言している。結局のところ、H氏は、F氏が本件小切手②を受領するための道具として利用されたにすぎず、本件小切手②は、L1弁護士からH氏を経て、F氏に交付され、最終的にF氏の母親により換金された金員は、Y氏に渡ったものと合理的に推認できる。

18. 結語

以上のとおり、当委員会は、以下の事実を認定した。

- 1 X氏は、2020年8月頃までに、Y氏から、当社側の解体工事にY氏の紹介する解体業者を使ってほしいとの要請を受け、当社側の解体工事をY氏の紹介する解体業者に発注するよう、C氏に指示したこと
- 2 X氏は、上記1の指示を受けたC氏から、本件解体工事を、Y氏の紹介する解体業者に発注する旨報告を受け、これを了承したこと
- 3 X氏は、2021年2月、本件解体工事の終了後も、当社側の解体工事にY氏を関与させようと考え、そのための仕組みづくりをY氏と協議するなどし、またその仕組みづくりをC氏に指示したこと
- 4 Y氏は、2021年3月25日までに、本件各小切手の額面額を記載した本件メモを作成し、上記1の本件各小切手の金額は、本件メモに基づいて作成されたこと
- 5 Y氏は、2021年3月25日までに、自ら又はF氏を通じるなどして、X

氏に対し、本件各小切手を、L法律事務所に届けるよう依頼したこと

- 6 X氏が、2021年3月25日、本件解体工事の工事代金の支払いのため、当社をして本件小切手①（額面金額592万4453円）及び本件小切手②（額面金額189万3244円）を振り出させたこと
- 7 X氏は、2021年3月25日、■■■■■A氏を通じて、管理本部経理課等の担当者に本件各小切手2枚を作らせ、■■■■■B氏に対して、本件各小切手をL法律事務所に届けるよう指示したこと
- 8 H氏は、同年3月25日午後、本件小切手②を、L法律事務所においてL1弁護士から受領し、その直後にF氏に手交したこと
- 9 F氏は、本件小切手②につき、F1氏を通じて換金したこと

以上の次第で、X氏は、当社をして、J社に対して発注した本件解体工事の工事代金の支払代金の一部である本件小切手②を、2021年3月25日、B氏、L1弁護士、さらにH氏を介して、暴力団であるE会に所属する暴力団員であるF氏に対し交付した事実が認められると認定した。さらに、F氏に対する本件小切手②の交付をもって、E会の会長であるY氏に一定の経済的利益が供与されたと評価でき、またY氏に一定額の金員が渡ったものと合理的に推認できるものと認定した。そして、X氏は、Y氏に一定の経済的利益が供与され、一定額の金員が渡るであろうことを当然に認識していたものである。

のみならず、X氏は、C氏の退職後も、Y氏の紹介する業者に当社側の解体工事を発注することのできる仕組みを作るよう、C氏に指示し、またY氏と協議を行っていたことを認定した。

第6章 本調査で認められた事実関係（別件事案）

第1 v市wの土地購入に関する件

1 当社によるv市w所在の土地の買取と仲介業者

当社は、2018年6月11日、■■■■■v市w■■■■■ほか3筆の土

地（以下「本件土地」という。）を合計 1 億 1000 万円で買い受ける売買契約（以下「本件土地売買契約」という。）を締結し、同日、売主である P1 氏、P2 氏及び P3 氏に各手付金を支払い、同年 8 月 9 日、残代金を支払い、売主らから所有権の移転を受けた。なお、残代金の支払いに際しては、実測清算がなされ、売買価格は 18 万 7461 円増額された。

本件土地の売買の売主側仲介業者は M 社、買主側仲介業者は N 社であり、当社は、2018 年 8 月 9 日、N 社に対し、仲介手数料 363 万 4873 円（税込）を支払った。N 社の代表者である N1 氏は、前述のとおり、2012 年 12 月 15 日時点において、X 氏より、Y 氏の娘から Y 氏 ████████ への送金等を依頼するメールの転送を受けて、Y 氏への送金等を実行するなどしていた者である。

2 M1 氏が本件土地の売却代金を 1 億円と設定した経緯

当時、M 社の代表取締役であった M1 氏は、2018 年 3 月頃、仲介者を通じて、本件土地の所有者である P1 氏、P3 氏及び P2 氏の紹介を受けて、同人らから本件土地の売却を依頼された。本件土地の所有者 3 名のうち、P1 氏が本件土地の大部分を所有しており、他の 2 名の所有していた土地は、地形も悪く、P1 氏の土地と一体として売却することしかできない状況であったことから、価格決定や売却先も P1 氏に合わせるとのことで、価格の決定権限は事実上、P1 氏が有していた。M1 氏は、P1 氏から、本件土地の売却代金は、坪単価 30 万円くらいとの希望を聞いており、P1 氏の所有地に関しては同額が妥当であると考えたが、他の所有者の土地はこれより低い坪単価になると考えた。本件土地は 4 筆で 356.65 坪であったが、P1 氏の所有に係る部分は約 288 坪だったため、8640 万円程（288 坪×坪単価 30 万円＝8640 万円）となった。一方、他の所有者の土地は P3 氏の所有地が約 50 坪、P2 氏の所有地が約 17 坪で、これらの土地は、P1 氏の土地よりも坪単価を低く設定し、20 万円で計算したところ合計 1340 万円程（67 坪×坪単価 20 万円＝1340 万円）となったので、M1 氏は、本件土地 4 筆の売却代金額を合計 1 億円に設定した。

3 M1氏がY氏と関係を持つに至った経緯

M1氏は、本件土地が戸建建売の用地になると考えて、主に戸建の建売販売業者に対し、ファックスで物件情報を送るなどの売却活動を行った。このファックスの送信先には、当社■■支店も含まれていたが、同支店からの購入希望等の申し出はなく、他の不動産業者からも芳しい反応はなかった。

そこで、M1氏は、古くからの後輩であるG氏(E会に所属)に会った際、本件土地について売却活動をしていることを伝えた。M1氏は、従前よりG氏から、同人が関与している会社の会長であるY氏が戸建販売事業を行っている当社社長(当時)のX氏と仲が良いと聞かされていたこともあり、G氏が本件土地売買についてY氏からX氏への橋渡しを申し出たことに対し、これを了承し依頼した。

M1氏は、本件土地売却に関し、当社の紹介等をG氏に頼んだ当時、まだY氏には直接会ったことはなく、Y氏及びG氏が暴力団員であることの認識はなかった。しかし、本件土地の売却の話が進み始めた後の、2018年3月頃、本件土地の売却案件とは別のY氏が希望するリフォーム工事に関する話をするため、M1氏が■■の自宅に行ったところ、玄関に掲示されていた代紋等から、Y氏が暴力団員であると認識した。M1氏は、G氏がY氏とどのような関係か確認したところ、G氏は、当時はY氏が会長を務めるE会に所属しているわけではなく、別の暴力団組織に所属していたが、「Y会長の預り」と明かされ、G氏も暴力団員であることが分かった。

M1氏はY氏やG氏が暴力団員であることが明らかとなった以上、本件土地の売買契約に暴力団を関与させることは好ましくないと考え、Y氏の関与を断とうとしたが、結果として関与を断ることはできなかった。

4 Y氏から当社に対する本件土地購入の打診がなされた経緯

当社に対しては、Y氏からC氏に対し、本件土地の購入に関する打診がなされた。C氏は、2018年3月頃、Y氏から、本件土地の情報を受け取るとと

もに、それを X 氏に見せてほしい旨を伝えられ、これを X 氏に報告に行くと、X 氏からは、分かっているので■■■■支店支店長の Z1 氏に調査させるとの回答があった。C 氏は、Z1 氏に連絡をして本件土地について調査させ、事業計画を立てさせるようにとの指示と理解し、Z1 氏に対し上記事項を連絡した。C 氏は、この X 氏の指示につき、C 氏は戸建建売の現場の業務経験がないため、戸建建売の事業計画内容や予算のたて方が分からず、事業計画を作成できないことを X 氏が分かっていたため、Z1 氏に任せるようにとの指示と理解した。なお、C 氏が X 氏に上記報告をした際には、既に X 氏も事情を把握していたので、C 氏は、自分が X 氏に報告する以前に、Y 氏が X 氏に連絡を入れており、C 氏に本件土地の情報を持っていかせるので、見ておいてほしいと伝えていたものと考えた。

5 ■■■■支店での検討状況と C 氏の対応

C 氏は、X 氏の指示を受け、2018 年 3 月下旬には■■■■支店支店長であった Z1 氏に対し、本件土地を仕入れた場合の事業計画の作成を打診した。

これに対し、Z1 氏の指示を受けた■■■■支店の Z3 氏からは、同年 4 月 2 日には、「X 社長案件『■■■■v 市 w■■■■』」との件名のメールにて、本件土地に関する事業計画書や CAD 区割図等がメール添付で届いた。この「X 社長案件」とは、本件土地の購入案件を、X 氏が当社に持ち込んだものであることを意味し、C 氏が、■■■■支店に対し、本件が「X 社長案件」であることを伝えていたため、このように記載されたものである。また、この段階での CAD 区割図は本件土地に 10 棟の建物を建てることを内容としていた。

ところが、Z1 氏や Z3 氏からは、本件土地の代金が 1 億円では、採算が取れないので、本件土地を買い取るのは無理ではないかとの指摘があった。そこで、C 氏は、同年 4 月 10 日になり、坪単価を 29 万円にして事業計画を作成してはどうかと提案したが、同年 4 月 14 日になり、Z3 氏から、坪単価 29 万円にしても予算が追いつかず、本件土地の仕入れは難しいとの結論が伝えられた。

購入すると表明しており、その後当社からも 1 億円で購入できるとの連絡があった。しかし、M1 氏としては、暴力団が関与することは避けたいと考え、他の候補の 1 社に 1 億 1000 万円での売却を打診したところ、受けられるとの回答を得た。 [REDACTED]

Y 氏は、2018 年 4 月 17 日頃、C 氏に対し、X 氏も許可したので、1 億 1000 万円で買付けを作るよう指示した。C 氏は、事業計画を作り始めた当初の売買価格は 1 億円であったため、本当に 1 億 1000 万円の買付けを作ってよいか X 氏に確認したところ、X 氏からは買ってよいとの回答が得られたため、X 氏と Y 氏との間では、1 億 1000 万円で購入することで話がまとまっているものと考え、同年 4 月 17 日、1 億 1000 万円の「不動産購入申込書」を作り、M1 氏宛にメールに添付して送信した。

以上の経緯で、当社は、売買代金額 1 億 1000 万円にて本件土地の売買契約を締結することになった。

なお、M 社は、当社のコンプラチェックで引っかかったため、M1 氏は、Y 氏から仲介を外れるよう伝えられ、当社側の仲介業者は N 社とする旨を伝えられた。その結果、M 社は、当社側の仲介業者とはならず、売主側の仲介業者としてだけ残った。

本件土地売買契約の締結場所は M 社の事務所とされ、2018 年 6 月 11 日、当社から、C 氏、Z1 氏、担当を Z3 氏から引き継いだ Z2 氏が出席した。N 社の N1 氏も同席したが、特に何も作業をせず、その場にいただけであった。当社は、手付金として、P1 氏に 498 万 5050 円、P3 氏に 38 万 1150 円、P2 氏に 13 万 3800 円を支払った。

決済は、同年8月9日、[REDACTED]銀行[REDACTED]支店で行われ、当社は、残代金として、P1氏に9530万59円、P3氏に731万4926円、P2氏に256万7863円を支払い、N社には仲介手数料として363万4873円を支払った。

7 v 案件が最終的に大幅な赤字であったこと

本件土地の購入に伴うv案件は、最終的に、-20,203,090円という大幅な赤字であった。そのため、2020年9月28日、本件土地を購入して戸建て11棟を建売りするというプロジェクト（物件名：v市w[REDACTED]）について、査問委員会が開催された。参加者は、R氏、Q氏及びT1氏らで、X氏及びS氏は、参加していなかった。

査問委員会では、「稟議承認時の査定書・マーケティング報告書を見直すと過大評価があった。日当たり間口・奥行き。敷地形状等に甘い査定があった。マーケティングも間取りや正確な場所、道路幅員等を共有できないまま「当社のデザイン性・間取り」だけで価格付けをしてしまった。」という問題等が報告された。R氏からは「X社長（※X氏を指す）案件であったことで査定に甘さがあったのではないか。それでは仕事ではない。上が持ってきた情報だからと言って忖度するようであれば、意味がない。」などのコメントがあった。なお、査問委員会においては、社長案件であることの説明はあったが、Y氏が関係していることについての説明はなかった。

8 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

9 小括

以上のとおり、当社は、2018年6月11日付けの売買契約書に基づき、1億1000万円で本件土地を購入したが、この案件は、売主側仲介業者が、E会のG氏に協力依頼し、G氏からY氏に話し合が伝わり、さらにY氏からC氏に本件土地の購入に関する打診があり、これを受けたC氏が、X氏に報告したところ、X氏の強い指示のもとで、本件土地の購入を進めることになった案件である。

当社は、本件土地の購入に当たり、N社に対して、仲介手数料363万4873円（税込）を支払ったが、同社の代表取締役であったN1氏から当委員会への調査協力が得られなかったため、同社からさらにY氏に対して金員が支払われたかは確認できなかった。

第2 b社の件

1 bの関与に至る前の経緯

従前、当社では [REDACTED] と業務委託契約を締結し、社内に常駐させて当社の業務に従事させていたところ、 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付で、当時当社に常駐していた [REDACTED] a氏が、 [REDACTED]

■■■■■
■■■■■ などとして、■■■■■
■■■■■ こととなった ■■■■■
■■■■■。

2 b社の関与

■■■■■ a氏は、■■■■■ 原因は当社にあると考え、この問題を知人に相談したところ、その知人がb社に所属する人物を知っているということで同社を紹介され、同社の■■■■■ とされるb1氏と面談することとなり、それ以降、b1氏がa氏に代わって当社と交渉をすることとなった。

これを受けて、2009年4月6日付で、b社・編集長■■■■■ 氏を差出人とし、当社代表取締役であったX氏を宛先（宛先住所は当社の当時の本社所在地である東京都杉並区西荻北2-1-11）とする配達証明付郵便が、当社宛に郵送されている ■■■■■
■■■■■。

本件通告書には、概要、以下のような点が列挙され、b社が当社を糾弾することとした旨の通告がなされる内容となっている。

- ・ 貴社社長・X氏が騙し、犯罪者に仕立てた■■■■■ a氏は当紙■■■■■ が二十年来顧問として面倒見てきた者である。
- ・ そのa氏を利用し、■■■■■、その社員の度重なるミスからa氏は■■■■■ となってしまった。
- ・ 社長のXは最初からa氏を騙そうとしていた。
- ・ 三業は仮にも名古屋証券取引所に上場している会社である。ということは名証に対し、違法な登記申請での決算報告をあげていた、という事である。
- ・ 我々は貴様らの私文書偽造を始めとした詐欺紛いの不動産取引を徹底糾弾し、貴様等が公開企業としての価値のない悪徳企業だという事を世間に広く知らしめてゆく事をここに宣言する。

なお、本件通告書がb社からなされたことについて、当時、取締役会に陪席していたU3氏によれば、取締役会か、その前後の時間等で説明されたことがあった記憶があるということである（ただし、U3氏は、誰から説明があったのかは覚えておらず、また、その後この件がどのように処理されたのかは全く知らないとのことである。）。もっとも、当時の取締役会議事録にはこれに関する記載は残っておらず、また、U3氏以外に当時から在籍する当社の役職員でこのことを記憶していると述べる人物は見当たらず、当時、b社からの本件通告書が当社内でどのように扱われたのかは明らかでない（X氏の認識については後述のとおりである。）。

3 その後の交渉の経緯

a氏によれば、交渉の内容は基本的にb1氏に任せていたところ、後日、当社と交渉を始めたb1氏から、びっくりするような人物が当社側から出てきた旨の報告があったとのことである。a氏自身は当該人物の氏名を聞くことはなく、当該人物とa氏が会うこともなかったが、その人物がやくざであるという趣旨の説明を受けたということである。

結局、b1氏を通じた交渉の末、当社が ██████████
██████████ a氏の生活補償の意味合いで金銭を払うという方向性となり、分割で払うか一括で払うかなどの複数の案が検討された後、a氏が当社から一括で900万円を受領することで合意することとなった。a氏と当社との間では、a氏が ██████████ ことに関して、当社がa氏に解決金として900万円を支払う旨の合意書が2009年4月14日付で締結されており^[16]、実際に、当社の総勘定元帳によれば、2009年4月15日に900万円が摘要「業務委託解除に伴う解決金 a氏 振込額」として、a氏に対して支払われていることが確認できる。 ██████████

¹⁶ 当該合意書は、当社側は代理人として、██████████ 弁護士の名義の記名・押印がなされているが、同人によれば、当該合意書は合意条件が全て固まった後に合意書の形式にまとめることを依頼されて同人が作成したものであり、同人はa氏との交渉には関与しておらず、Y氏がこの件に関与していたことも知らされていなかったということである。

[REDACTED]

(覚書・略)

4 Y氏の関与についてのX氏の認識

以上で記載した事実経緯、特に本件覚書の文面上からも、Y氏が、当社とa氏との間のトラブルに関してb社との交渉に関与したことは明らかである。

この点について、当委員会から、Y氏の関与についてのX氏の認識について質問したところ、X氏からは、「今から14年以上も前のことなので、記憶があいまいですが、こちらから積極的に関与させたとは認識していません。もちろん、金銭の授受もありません。」との回答を得るにとどまった。

もっとも、

[REDACTED] 2009年に至る以前からX氏とY氏の間には前述の関係性が認められることも考えれば、X氏の意向に反してY氏がb社のb1氏との交渉に関与することは考えられず（実際にb1氏との間でY氏が交渉した結果の合意どおりに当社からa氏に対して900万円が支払われている。）、Y氏に関与させるのにX氏が了解していないことも考えられない。

これらの理由からして、当委員会としては、当社とa氏との間のトラブルに関するb社との交渉について、少なくともX氏の了解のもとに暴力団員であるY氏をb社との交渉に当たらせた事実が認められるものと判断した。

¹⁷ なお、本件覚書の「Y」が本調査における「Y氏」と同一人物であるかについては、本件覚書がX氏が使用する社長室に保管されていたこと、a氏の認識として当社側の交渉に「やくざ」が出てきたとの認識があること、下記4で記載するようにX氏もY氏が交渉に関与したこと自体は否定をしていないことなどからして、当委員会としては、本件覚書の「Y」はY氏のことであることは明らかであると認定している。

なお、当委員会としては、当該トラブルの解決の謝礼として、当社から Y 氏に対して金銭が支払われるなどしていないかと考え、会計資料からこれに該当する可能性のある支出の有無を確認したが、当社から Y 氏に対して金銭が支払われた事実を確認することはできなかった。

第 3 [REDACTED] 領収書の件

1 調査の端緒

[REDACTED] 多数の飲食店の領収書（以下「本件領収書」という。）が発見された。本件領収書には、宛先及び日付が記載されていないものが多数含まれており、また、宛先、日付及び金額が記載されていないものも複数含まれている。本件領収書の一部については、以下の封が開いた状態の 4 つの封筒（以下「本件封筒」という。）に封入されていた。

（本件封筒・略）

本件封筒の 1 つには、「株式会社 [REDACTED] [REDACTED]」と記載された紙がクリップで留められている。C 氏は、Y 氏及び X 氏が [REDACTED] という [REDACTED] を一緒にやっており、[REDACTED] とは [REDACTED] の意味だと Y 氏から聞いた旨述べている。かかる X 氏の供述からすれば、Y 氏は「[REDACTED]」という単語を Y 氏自身のことを表す単語として用いていることが認められ、当該封筒の差出人として記載されている「株式会社 [REDACTED]」についても、Y 氏が作出した架空の会社名である可能性が認められる。

また、別の本件封筒の 1 つの差出人は、「[REDACTED]」であるが、インターネット上で E 会の本部が所在するとの情報が発信されている建物について、不動産登記情報を取得したところ、「[REDACTED] [REDACTED]」という会社が同建物を所有していることが認められた。

さらに、当委員会が X 氏に対して本件領収書について確認したところ、一部については C 氏が Y 氏よりもってきたものである旨述べており、また一部については、「勝手に送られてきた」と述べている。

そのため、本件領収書には、Y氏からX氏に交付されたものが含まれていると認められる。

以上を踏まえ、当委員会は、X氏及びY氏が飲食をともにした事実の有無、また飲食をともにした事実が認められた場合に、当該飲食代が当社の経費として処理されている事実の有無について調査した。

2 本件領収書記載の情報と当社会計情報との照合結果等

当委員会は、本件領収書記載の情報と当社の直近5期分の「接待交際費—飲食費元帳」記載の会計情報を照合し、本件領収書記載の飲食店における飲食代が当社の接待交際費として計上されていないかを調査した。

その結果、X氏は、下表のとおり、13回にわたり、本件領収書記載の飲食店において飲食代を支出し、当該飲食代を経費として計上しているという事実が認められた。

(本件領収書記載の飲食店に係るX氏の接待交際費一覧表)

No	利用日	飲食店名	利用金額	摘要
1	2019年2月8日	■	21万8750円	■ 接待4名計5名
2	2019年2月12日	c店	40万580円	■ 接待3名計6名
3	2019年6月20日	c店	29万4030円	■ 接待4名計6名
4	2019年12月13日	■	6万5230円	■ 接待費
5	2021年9月13日	■	26万円	N社接待
6	2021年11月7日	■	8万7725円	■ 接待費
7	2021年11月16日	c店	12万5730円	■ 接待
8	2021年12月26日	■	22万	■ 接待

9	2022年5月17日	c店	28万2260円	業者接待
10	2022年6月20日	c店	42万6360円	接待費用
11	2022年8月19日	■■■■■	47万1240円	■■■■■接待
12	2022年8月23日	■■■■■	32万1840円	■■■■■接待
13	2022年9月2日	■■■■■	9万5480円	■■■■■接待

上記13回の飲食についてはX氏が接待に使用し当社において接待交際費として処理されたものであることは判明しているものの、当社内の資料ではX氏が誰と飲食をしたものであるかまでは判明しなかった。もっとも、上記表の摘要欄の記載内容からして、当委員会は、No.9とNo.10以外の飲食についてはY氏との飲食である可能性は低いものと判断した。

他方、No.9及びNo.10は、その他のものと異なり、摘要において接待の相手方について具体的な記載がないという特徴が認められた。

そこで、当委員会は、X氏に対して、Y氏と飲食をともにした事実を確認するとともに、その日付を質問したところ、X氏は、Y氏と銀座の店でたまたま一緒になったことが一度ある旨、正確な日にちは覚えていない旨を述べた。

この点、No.9及びNo.10の「c店^[18]」は名称のとおり銀座に所在する店であり、X氏の上記回答と矛盾するものではない。

また、No.9は、X氏のみが利用していたというX氏名義の当社法人カード（名称：■■■■■法人カード、カード番号：■■■■■）に関し、利用日を「2022年5月17日」、利用先を「c店」、支払金額を「28万2260円」とする利用履歴（以下「c店利用履歴」という。）を根拠資料として当社の接待交際費として計上されたものであるが、本件領収書のうち1枚については、利用日を「2022年5月16日」、利用先を「c店」、支払金額を「28

¹⁸ 女性スタッフが客席で接客を行う飲食店である。

万 2260 円」とする領収証（以下「c 店領収証」という。）が存在する。

c 店利用履歴及び c 店領収証の利用日が 1 日違いであること（当社法人カードを利用した時刻が深夜 0 時を過ぎていたと思われること）並びに c 店利用履歴及び c 店領収証の支払金額が完全に一致していることからすると、c 店利用履歴と c 店領収証は同一の支出に関するものであると認められ、c 店領収証記載の飲食代が当社の接待交際費として計上されていたものと認められる。

なお、当委員会は、事実関係確認のため、c 店に同店従業員のヒアリングを要請したところ、同店からは確認して連絡する旨の回答を得たが、その後、同店から委員会に対し連絡はなかった。

3 小括

以上より、No.9 の飲食代については、Y 氏から送られてきた領収書と一致した飲食代が当社の経費に計上されていた事実からして、当委員会としては、X 氏が Y 氏と飲食をともにし、当該飲食代が当社の経費として処理されているものと認定できると判断した。

No.10 の飲食代については、これに該当する領収書が見当たらないものの、他の飲食代とは異なり接待相手を記載していない特徴からして、X 氏及び Y 氏が飲食をともにした際に支出されて当社の経費として計上されたものである疑いの残る経費であると言える。

なお、X 氏は、前述のとおり、当委員会に対し、銀座の店でたまたま一緒になったことが一度ある旨を回答しているが、前述のとおり、X 氏と Y 氏は複数回にわたり飲食店において同席していると認められるため、かかる X 氏の回答を信用することはできない。

そして、いずれにせよ、Y 氏が X 氏に対して多数枚の領収書を交付していた事実が認められることからすると、本件領収書の存在は、少なくとも X 氏と Y 氏との関係性をうかがわせる事情である。

第4 Y氏の自宅等につわる当社の関与とその問題点

1 概説

本件設計等担当従業員、本件■■■■従業員及びC氏は、Y氏から依頼され、■■■■の自宅のメンテナンスを継続的に行っていたが、このようなメンテナンス作業の費用は、少なくともC氏が対応するようになった2009年頃以降、当社を介することなく、Y氏とメンテナンスを行う建築業者との間で直接契約が締結され、請負代金もY氏から当該建築業者に支払われる形をとっていた。なお、メンテナンスに関して、建築請負契約書等の取り交わしがなされることはなく、単にY氏の要望するメンテナンス等を実施すること、及びその請負代金をY氏が支払うことにつき、C氏を介して合意がなされ、請負代金の支払もC氏を介して行われていた。

もっとも、このようなメンテナンスに関連して、メンテナンスを実施した建築業者が、関与当初は暴力団員の自宅と知らずに関与したものの、その後、暴力団員であるY氏からの請負代金の受領を拒み、当社に対して直接の支払いを要求したにもかかわらず、当社が支払わず、最終的に当該建築業者が請負代金を取得できなかった事例が存在した（以下の2）。

また、2019年頃、Y氏は、本件離れを新築したが、この本件離れの新築工事は、当社が下請業者として使っている多数の建築業者にC氏が声がけをして寄せ集めて、本件離れを完成させるという形態で行われたものであり、当社も間接的に深く関与したものであるが、X氏も本件離れの新築工事につき認識し、C氏に建築に関する指示をするなどしていたことが明らかとなっている（以下の3）。

さらに本件離れの新築工事は、■■■■の自宅のメンテナンスと同様、C氏を介して、Y氏と建築業者との間での請負契約の締結と請負代金の授受が行われたが、少なくとも、うち1件の工事に関しては、Y氏から建築業者への支払いがなされず、この建築代金を、当社が当時、その建築業者に発注していた全くの別件の工事代金に上乗せして支払ったという事例が存在した（以下の4）。

なお、d1氏は、C氏から、本件メンテナンス業務の現場について、X氏の知人の家であるとのみ説明を受けており、当該知人がY氏であることや、Y氏が暴力団員であることについては伝えられていなかった。

(2) 本件メンテナンス業務の実施等

ア 本件メンテナンス業務の実施

d1氏は、上記現場確認を行った数日後の 年 月 日に、外注先の清掃会社の職人2名（以下「本件作業員」という。）を連れて現場である の自宅に行き、本件メンテナンス業務を行った。なお、本件メンテナンス業務について、当社からd社に対して発注書は発行されなかった。作業中、C氏は現場を監督することはあったが、施主であるY氏、その他の居住者が現場に居合わせることはなく、d1氏及び本件作業員は、現場でC氏以外の者と接触することはなかった。

本件メンテナンス業務は、初日の作業のみでは完了せず、翌日の 年 月 日に完了し、同日、d1氏は、C氏に対して、メールで本件メンテナンス業務の完了を報告した（以下、当該メールを「本件完了報告メール」という。）。

イ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(3) 作業料の請求に関するやり取り

ア 作業料の請求方法の問い合わせ

d1氏は、本件メンテナンス業務を完了した■■■■年■■月■■日、C氏に対して本件完了報告メールを送付し、その中で、作業料の請求方法を問い合わせた。これに対して、C氏は、「支払い方法につきましては、直接、お客様から御社の口座へお振込みするか、現金にて回収して頂くかのいづれとなります。」と返信した。

前述のとおり、d1氏は、上場企業に勤務していた経験があり、コンプライアンスを重視した経営を行っていたため、反社会的勢力との取引は是が非でも避ける必要があると考え、上記作業を行った現場が暴力団員の自宅であることを認識した以上は、当該現場のある自宅所有者（C氏という「お客様」）から支払いを得ることはできないと判断した。そこで、d1氏は、C氏からの上記返信に対して、口頭でその旨を伝えるとともに、本件メンテナンス業務は、当社との取引であると認識しているため、作業料は当社から支払ってもらいたい旨を要請した。しかしながら、d1氏の要請は聞き入れられず、C氏からは、再度、施主であるY氏に請求書を発行して、Y氏から支払いを受けるように伝えられた。また、d1氏は、このとき、はじめて施主がY氏であることも伝えられた。

イ R氏に対する要請

C氏からの上記回答を受けて、d1氏は、■■■■年■■月■■日、当時当社の専務取締役であったR氏をCCに追加した上で、C氏宛に再度メールを送信し、大要、以下の内容を伝えて、当社に作業料を支払うよう要請した[19]（以下、当該メールを「■■月■■日メール」という。）。なお、このとき、d1氏がR氏をメールのCCに入れたのは、当社の専務取締役であったR氏に問題状況を認識してもらい、当社から作業料を支払って

¹⁹ d1氏は、前職時代からR氏と面識があり、当該メールの冒頭には「(R専務様暫く無沙汰しております)」とのR氏への挨拶文言が添えられている。

もらうことを意図したためであった。

- ・ 本件メンテナンス業務の現場が X 氏の知人宅と聞いていたため対応したが、現場に行くと、はじめて「反社会的勢力系」の自宅だと気付いた。
- ・ 暴力団員とは関わりを持ちたくなく、現場が「反社会的勢力系」の自宅であると分かっていたら、仕事を請けなかった。
- ・ d 社の今後の事業に影響するため、本件メンテナンス業務の作業料を「反社会的勢力系」から振り込んでもらうことも、そのような先に請求書を発行することもしたくない。

ウ 請求の断念

d1 氏の ■月 ■日メールに対して、C 氏からも R 氏からも返信がなかったため、d1 氏は、R 氏に対面で直接要請することとし、■月 ■日メールを送信した翌日（■■■年 ■月 ■日）、R 氏のみを宛先として、■月 ■日メールの件で会って話したい旨を要請するメールを送信した（以下、当該メールを「■月 ■日メール」という。）。しかしながら、かかる要請に対しても R 氏からの返信はなく、結局、d1 氏は、R 氏と面会することはできず、その後も C 氏に要請したものの、当社から支払ってもらうことができなかったため、d1 氏は、本件メンテナンス業務の作業料約 10 万円の支払いを受けることを断念し、未収金として処理することとした。

(4) C 氏及び R 氏の認識

ア C 氏の供述

以上の件に関して、当委員会は、C 氏に対して、d1 氏の ■月 ■日メール及び ■月 ■日メールを提示して当時のやり取りを確認したところ、C 氏は、d1 氏からの要請の内容及びその件について d1 氏から R 氏に直接電話があるかもしれない旨を R 氏に伝えたものの、R 氏は「俺は知ら

ない。」といった態度で、d1 氏の要請を聞き入れる様子はなかった旨述べている。C 氏としては、d1 氏の要請どおり当社から d 社に対して支払うよう、R 氏から指示されれば、指示どおりに対応していたが、R 氏が上記のような対応だったため、d1 氏の要請に対応しなかったとのことである。

なお、C 氏の認識では、R 氏と d1 氏は、一緒に出張に行ったこともあったとのことである。

イ R 氏の認識

当委員会は、R 氏に対して、d1 氏の ■月 ■日メール及び ■月 ■日メールを提示して当時のやり取りを確認したところ、R 氏は、d 社及び d1 氏の存在や、当時のやり取りについて記憶がないとのことであったが、上記メールの内容からすると、C 氏に対して「迷惑がかからないようにやってあげなさい。」と伝えたのではないかと思う旨述べた。

しかし、前述のとおり、d1 氏は、前職時代から R 氏と面識があるとのことであり、実際に、 ■月 ■日メール、 ■月 ■日メールを R 氏にも送信しており、メールアドレスを知っていること、 ■月 ■日メールの冒頭に「(R 専務様暫ご無沙汰しております)」と記載されていること、 ■月 ■日メールで R 氏に直接面会を要求していることに加え、C 氏の認識としても、R 氏と d1 氏は一緒に出張に行ったことがあった旨述べていることから、R 氏は d1 氏と面識があったものといえ、そのような d1 氏から、少なくとも ■月 ■日メールは、自身のみが宛先となって送信されている以上、当該メール及び当該メールに連なる ■月 ■日メール (R 氏にも CC で送信されている) の内容も確認していたと考えるのが自然であるにもかかわらず、R 氏は、かかる d1 氏のメールに返信せず、また直接会って話をするなどの対応をもしなかった。これらのことからすれば、R 氏は、d1 氏の申し入れを放置したものであり、仮に上記のように R 氏が発言したとしても、それは d1 氏の要請に対して対応するよ

うにという指示ではなかったものと認められる。

なお、d1氏の訴えは、C氏がd社に依頼して行わせた業務が、反社会的勢力の自宅の■■■■■■■■■■であったこと、その反社会的勢力がX氏の知り合いであるという指摘を受けたにもかかわらず、この点につき、R氏は、当社内において何らの調査も行わなかった。

以上からすると、R氏は、■■月■■日メールの内容から、少なくとも、C氏が暴力団員の自宅の作業に関わっていることを認識し、これを放置したものと考えられる。

3 Y氏の本件離れの建築をC氏が対応した件

(1) Y氏の本件離れ建築の要請

2019年、Y氏は、C氏に対し、■■■■の自宅の庭に本件離れを建築し、これと母屋を繋げるという新築工事をにつき相談した。C氏は、従前から、Y氏からの依頼に対しては、対応するようにX氏より指示を受けていたため、この要請につき、X氏にも相談の上、これを承諾し、対応することとなった。

もっとも、本件離れの建築は、従前C氏が対応していた■■■■の自宅における壁紙の交換やフローリングの補修と言った簡易なリフォームとは異なり、小さいとはいえ、家を1棟建てる工事であったため、確認申請等提出して役所の検査を受けることが必要になるなど、かなりの時間と労力を要する案件であった。そのため、着工するまでの設計事務所探しや工務店探しなどについては、X氏も気にかけていた。

C氏は、当初、本件離れを、業者に一括で丸投げし、基礎工事、大工工事、水道及び電気工事、並びに内装工事までを、一社に依頼することを考えた。もっとも、本件離れの施主がY氏という、暴力団員であったため、工事受注の検討のために工務店の担当者等が事前に現場調査に来ると、工事現場となる■■■■の自宅が、外構に有刺鉄線が巻いてあるなど、一見して普通の家ではないことが分かってしまうため、建築工事を断られてしまい、依頼することのできる工務店が見つからなかった。次に述べるとおり、建築確認は、工務

店（XXXXXXXXXX）に依頼することができたものの、それ以降の施工等の工事は請けてもらえなかった。

そのため C 氏は、分離発注、すなわち工事ごとに、異なる業者を手配し、各種の工事について C 氏が各業者を監督することが必要となった。本件離れの建築が始まると、C 氏は現場監督のような業務を行うことになり、毎日のように本件離れの工事現場に行くことになった。

(2) 本件離れの建築に関する X 氏の認識と関与

C 氏は、X 氏に対し、本件離れの新築につき、その概要を報告していた。

一方、Y 氏も、X 氏に対しては本件離れの建築につき相談をしていたようである。

上記事実は、XXXXXXXXXXにより明らかとなるものである。



■■■■■からは、2019年4月18日頃、確認申請の関係で、当初依頼をする予定であった業者が、Y氏のことを知っており、確認申請を依頼することができないため、別の業者を探す必要があること、このような事態になったことにつき、Y氏が憤ってX氏に連絡を入れたため、X氏がC氏に対して、Y氏にはX氏が事情を説明すると伝えていることが分かる。

また、■■■■■
■■■■■この時点では、一括して丸投げすることが予定されていたことが明らかとなるも、この後、本件離れの新築工事を一括で引き受ける工務店がないということが判明したため、分離発注とすることとなった。

そのため、2019年5月の段階では、分離発注となることが確定し、C氏は、X氏に対し、基礎工事業者としてはe社が6月中旬で着工可能との返事をしたこと、大工については、以前、Y氏の事務所の改装につき対応をしたことのあるj大工に受けてもらえることになった旨の報告を行った。

C氏によれば、本件離れの工事中、X氏が工事の現場に何回か立ち会い、工事が竣工した際も、X氏は現場に行き、C氏も立ち会ったとのことである。

(3) 本件離れの建築概要

本件離れは、Y1氏名義で、■■■■■に建築

確認申請を行い、2019年7月30日付で「確認済証」の発行を受けた。この確認申請業務は[REDACTED]に依頼した。

本件離れは、同年8月1日に着工し、同年9月30日頃に竣工となった。

基礎工事はe社が担当し、サッシ等はf社、屋根工事はg社、水道工事はh社、電気工事はi社、基礎工事はe社、大工工事はj氏、産業廃棄物の回収はk社が、それぞれ担当した。

これらは、いずれも当社が懇意にしており、当社の依頼を断ることが難しい業者であって、C氏は、X氏の下承のもと、これらの業者に発注することで、Y氏の希望する本件離れの建築を行ったものである。

(4) 本件離れの請負契約関係と工事費用の支払等

C氏は、本件離れの建築において、当社は契約当事者となることはなく、いずれもY氏が各工事を担当した業者と直接工事内容につき合意し、発注の上、Y氏が、直接、業者に工事代金を支払うという態様で進めた。具体的には、各工事内容につき、C氏がY氏の要望を聞き取り、それに従って各工事を行う業者に、Y氏の要望を伝え、工事内容を確定させた上で、業者から見積りを取得し、C氏がこの見積りをY氏に渡して、Y氏の金額面での要望を聞きつつ、業者との間で金額の折り合いをつけ、工事の実施に至るということを繰り返した。なお、C氏によれば、Y氏は、細かく明細を確認し、要らないものを削るなどして金額を下げさせ、Y氏が納得した金額を支払うという対応であった。

以上のとおり、本件離れの建築に関して、当社は当事者となっていないため、全く利益を得ておらず、また建築に尽力したC氏も利益は得ていなかった。

(5) 本件離れの工事代金に関する帳票類

本件離れに関しては、複数の見積書、請求書、発注書、領収書等が存在するが、これらのいずれにも当社の名前はない。例えば、産業廃棄物業者(k社)

への発注書は Y3 氏名義であり、e 社が作成した見積書の名宛人は C 氏、領収書は Y3 氏宛てとなっている。

このように、C 氏は、本件離れの建築に際しては、当社の名前が表に出ることのないよう、注意を払って行動していた。

また、本件離れの工事代金の支払の管理について、C 氏は、「支払い確認書」を作成し（但し、書面上の作成名義は Y1 氏となっている。）、この各欄に、工事代金の費目、支払額、及びこれらの支払を終えた証である「済」の文字を記載するなどして管理していた。また、「支払い確認書」は、印字部分は Y 氏が作成し、手書き部分は C 氏が記載したものである。

(6) 結語

以上のとおり、本件離れは、Y 氏から依頼を受けた C 氏が、X 氏に報告の上、当社を直接の契約当事者とすることなく、多くの業者に対して分離発注をすることによって完成させたものであるが、これら業者への発注は、当社と各業者との間のこれまでの関係を背景にしたものであり、何より当社の C 氏が、多大な時間と労力を費やして完成させたものと評価することができる。

4 本件離れの建築にまつわる当社の出捐行為

(1) 本件離れの工事代金の一部を当社が負担した事実

本件離れの建築に関しては、原則として MAI の C 氏が建築を担当する業者に声をかけ、当社又は MAI がこれらの業者との請負契約を締結することではなく、各業者と Y 氏が直接請負契約を締結していた。また、請負代金の支払いも、Y 氏から業者に支払われていた。その際、C 氏は、Y 氏から現金を受け取って、これを業者に手渡しするなどしていた。

もっとも、h 社の行った本件離れの工事に関する請負代金に関しては、上記と異なり、後述のとおり、その支払いを当社が負担した。

h 社は、

の会社であり、当社の仕事を、年前から行っている。

h社の代表取締役であるh1氏によれば、同社は、本件離れの建築に関与しており、[REDACTED]の工事を行ったとのことであった。なお、h1氏によれば、当時、本件離れの所有者がY氏になるとは認識していなかったとのことである。

当該工事は、C氏から連絡を受けて、h社が[REDACTED]の工事を担当した。具体的な工事内容としては、本件離れに関して、[REDACTED]を行うというものだった。

このときの工事代金は25万7040円（税込み）であったが、以下のとおり、h社がMAIとの間で締結していた全く別件（[REDACTED]）の工事代金に上乗せする形で支払われた。

(2) 具体的な支払方法と支払額

本件離れの工事代金は、2019年6月24日付け「御見積書」によれば、税抜価格が23万8000円（外消費税1万9040円）であり、税込価格25万7040円であった。なお、御見積書上、工事名称は「[REDACTED]事務所新築工事」とされている。

これに対し、2019年7月5日付け「御見積書」によれば、[REDACTED]の工事代金は、税抜価格が94万円（外消費税7万5200円）であり、ここから端数調整として200円を控除した税込価格101万5000円であった。なお、御見積書上、工事名称は「[REDACTED]」とされている。

この両工事の請負代金合計額は127万2040円となるどころ、C氏からの提案により、「[REDACTED]事務所新築工事」の請負代金を、「[REDACTED]」に上乗せすることになった。もともと2019年10月に、消費税が8%から10%に引き上げられた結果、税抜き価格の調整がなされた。

最終的には、[REDACTED]の請求については、2019年11月28日付け「発注書」によれば、税込みで101万5000円（消費税抜きの価格が92万2727円、消費税9万2272円）とされ、また、本件離れの工事代金に関する上乗せ分は、もともと合計25万7040円の工事代金であったところ、消費税の改訂に伴う

調整によると思われるが、税込みで 26 万円とされ、本件離れの工事代金を上乗せした後の最終的な請求額は合計 127 万 5000 円となった。

(3) 結語

以上のとおり、本件離れの工事代金のうち、上下水道の引込に関する工事代金 26 万円（税込。本来は 25 万 7040 円だったもの。）は、h 社に対して別件の■■■■で行われた上下水道の引込工事代金に上乗せする形で当社に支払わせたものと認められる。

第 7 章 当社及びそのグループ会社の役職員の認識

第 1 事実認定の要旨

1 はじめに

前述のとおり、X 氏と Y 氏の関係性は、少なくとも 20 年以上の長年にわたるものであった。

当社が上場する以前は、会社の規模も小さく、役職員の中には、Y 氏が X 氏の知り合いの暴力団員であることを認識していた本件設計等担当従業員に加え、本件設計等担当従業員から当時の X 氏と Y 氏の関係性を伝え聞くなどして認識していた者も少なからず存在していた。

しかし、当社の上場（2006 年 9 月に名古屋証券取引所セントレックス上場）後は、X 氏が Y 氏を担当する従業員に対して指示する業務は、X 氏の特命案件となり、Y 氏を担当する従業員が Y 氏との関係が続いていることを他の役職員に対して表立って公言したり、Y 氏を担当とする従業員以外の役職員が■■■■の自宅に赴いたりすることもなくなった。この点につき、C 氏は、当委員会に対し、Y 氏担当となった以降、当社及びそのグループ会社の役職員のうち X 氏以外で Y 氏とやり取りをしたのは C 氏のみである旨述べている。そのため、当社の上場後になると、X 氏と Y 氏の関係性を認識していた当社及びそのグループ会社の役職員は、かなり少なくなったものと考えられる。

もともと、C氏が、飲み会の席等で、個人的に他の役職員に対してY氏の対応をしていることについて話をしたり、C氏と同時期に■■支店で勤務していた役職員及びC氏と同時期にMAIに在籍していた同社本社の役職員の中には、C氏が行っている業務の詳細や、Y氏の名前やY氏との具体的なやり取りの内容は不明ながらも、C氏がY氏との間で何らかのやり取りをしており、そのやりとりが継続していることを認識していた者は存在した。

以下、当委員会が特に重要と考える当社及びMAIの役職員のX氏とY氏との関係性の認識について、4つの類型に分けて紹介することとしたい。

2 役職員の認識に関する4類型

当社及びMAIの役職員の、X氏とY氏の関係性に関する認識は各人により異なるものの、主に以下の4つの類型に分けられる。

【4類型】

類型	内容
A	X氏とY氏の関係性につき認識がなかった類型： X氏とY氏の関係性をまったく認識しておらず、それを窺い知る機会すらなかった者
B	X氏とY氏の関係性につき何らか認識はあったが、遮断済みと認識していた類型： X氏とY氏の関係性を何らか認識する機会があったものの、一定時期以後はX氏からY氏の関係性が遮断されていると明言されるなどした結果、遮断済みと認識していた者
C	X氏とY氏の関係性につき何らか認識し遮断を進言するも、功を奏さなかった類型： X氏とY氏の関係が何らか継続していることを認識し、X氏に対してY氏との関係を遮断すべきと進言するも、功を奏さなかった者
D	X氏とY氏の関係性につき何らか認識しつつも、特段の対応を取らなかった類型： X氏とY氏の関係が何らか継続していることを認識しつつ、X氏に対してY氏との関係を遮断すべきと進言するなどの対応を行わなかった者 *なお、この類型に属すると判断された者の中には、X氏とY氏との関係性につき具体的に認識していたと思われる者から、何らかの噂を聞いたことがあるという程

度であって、具体的な関係性につき認識していなかった者まで、相当程度の差異があること、したがって、何らかの対応を取らなかったことが即その者に対する非難等につながるものではないことに留意する必要がある。

第2 事実認定の詳細

1 はじめに

以下、当社及びMAIの各役職員の認識について述べる。

2 Q氏の認識

(1) Y氏の自宅建築時の認識

Q氏は■■■■年未頃までに、出産のため、当社を退職し、その後■■■■月頃、三建興産に再就職したものの、同社は代々木にあり、当社は西荻窪に社屋があったため、Y氏の自宅(■■■■の自宅)が建築されていた2000年頃、Q氏は、■■■■で行われていた■■■■の自宅の設計につき確知できる状況になかった。また、Q氏は、三建興産が代理者、設計者及び工事監理者の建築士事務所として提出された■■■■の自宅の建築確認申請について、関与していないと述べており、他のヒアリング対象者からもQ氏の関与をうかがわせる供述は確認されていない。

(2) Y氏の自宅メンテナンス工事等に係る認識

ア 本件設計等担当従業員がY氏の担当として対応をしていた時期

Q氏は、三建興産に再就職したのちも、■■■■月から■■■■月の間は次男出産のために産休及び育休を取得し、その後三建興産が解散したことに伴い、■■■■年未頃、当社に移籍した。Q氏は、本件設計等担当従業員と同僚となったものの、Q氏自身、X氏との縁で入った一従業員との意識を持っており一步引いていたこと、及び、Q氏は小さな子供の子育て中であり残業等を行わず早く帰宅していたことから、本件設計等担当従業員を含め、他の従業員との関係性が希薄であった。

なお、本件設計等担当従業員は、頬を指でなぞるジェスチャーをしなが

ら、暴力団員を想起させる現場に行くなどと言っていたため、Q氏は、本件設計等担当従業員が暴力団員のような顧客を担当しているという認識は有していたものの、当社が建売住宅を販売した相手方がたまたま暴力団員だったのであろうと推測をしていたにとどまり、本件設計等担当従業員の業務内容が建売住宅の顧客に対する一般的対応と異なったものであることや、本件設計等担当従業員が担当している暴力団員のような顧客が、暴力団の会長であるとの明確な認識は有していなかった。また、Q氏は、その当時のみならず、その後も、この暴力団員のような顧客が「Y氏」又は「Y会長」などと呼ばれていたことも知らなかった。

もっとも、本件設計等担当従業員が暴力団員のような顧客のところに行っていることや、大変そうにしていたこともあり、Q氏は、他の従業員に対し、元従業員が大丈夫かと聞いたところ、X氏の知り合いだから大丈夫である旨教えられたこともあった。

イ 本件■■■■従業員が次の担当となった時期以降（C氏が担当となった時代を含む）について

Q氏は、本件設計等担当従業員が2003年に退職したのち、本件■■■■従業員が、暴力団員のような顧客を対応する担当となったことを認識していた。

前述のとおり、Q氏は、上場前の段階で、■■■■在住の暴力団員のような顧客がX氏の知り合いであると認識していた。Q氏は、■■■■在住の暴力団員のような顧客の自宅のメンテナンス等を行っているという程度の認識はあったが、上場前後の頃、本件■■■■従業員が、■■■■の暴力団員のような顧客から、しつこくメンテナンスをやらされているという話を聞いたため、X氏がその暴力団員のような顧客から脅されてメンテナンス等の対応をさせられているものと思っていた。

なお、Q氏は、暴力団員のような顧客の担当を、本件■■■■従業員が別の支店に異動したのち、C氏が引き継いだことを認識していなかった。

(3) X氏に対して行った関係性の確認

明確な時期は不明であるが、東京証券取引所二部上場の時期前後において、Q氏は、X氏に対し、暴力団員のような顧客の仕事をしていないのかと聞き、X氏からは、していないとの回答を得たとのことである。また、Q氏は、X氏が暴力団員のような顧客に脅されているものと思っていたので、大丈夫なのかと聞いたところ、X氏から困ったら他の会社に依頼するから大丈夫である旨の回答を得たとのことである。そのため、Q氏は、今後、もし暴力団員のような顧客からメンテナンス等を行うよう要求された場合には、X氏は他の会社を紹介するつもりであり、当社は既に暴力団員のような顧客のために業務を行っておらず、コンプライアンス上の問題も生じないと認識するに至った。

(4) その他の当委員会による調査内容

本調査の結果、Q氏が、上記(1)及び(2)以外に、X氏とY氏との関係性を認識していることを示す客観証拠及びヒアリング対象者からの供述は確認されなかった。なお、C氏も、Q氏との間でY氏に関する話をしたことはない旨述べている。

(5) 当委員会の判断

したがって、当委員会は、Q氏について、Bの類型(X氏とY氏の関係性につき何らかの認識はあったが、遮断済みと認識していた)に属すると判断した。

3 Q氏以外の当社及びMAIの現職役員及び執行役員

後述するとおり、当委員会としてDの類型(X氏とY氏の関係性につき何らかの認識しつつも、特段の対応を取らなかった)に属すると判断した者が多いが、類型別の説明箇所に記載したとおり、その認識の程度は相当程度の

差異があることにご留意いただきたい。

(1) T1氏

T1氏は、■■■■年に当社に入社し、当社では営業を担当してきた。

T1氏は、2000年に当社が■■■■の自宅の設計施工に関与したこと、本件設計等担当従業員が、■■■■の自宅の設計及び現場監督をしていたことも認識していた。T1氏は、もともと石材の仕事をしていたこともあり、職人を知っているため、■■■■の現場に職人を連れて赴いたことがあった。T1氏によれば、Y氏がX氏の知り合いの暴力団員であるということは当時当社に所属していた人たちはみな知っていると思うとのことであった。

当社が■■■■の自宅の建築に関与したことを認識していたT1氏は、戸建住宅の場合、建築後の各種保証として、2年間はクロス等の保証、10年間は防水や構造の保証がついているため、本件設計等担当従業員が退職した後も、誰かがY氏の自宅のアフターサービスの窓口担当を担うことが必要であり、その窓口をC氏が担当していたと認識していた。

また、T1氏は、Y氏から食事に誘われたという話をX氏から聞いたことがあり、両者が食事に行くような関係性があったことを認識していた。

なお、T1氏によれば、X氏がいない飲み会の席で、暴力団員の家を建てるなどすることはまずいという話が出たこともあったが、当時、T1氏は平社員であり、当社はX氏のオーナー会社であって、オーナー社長の意向には逆らえないため何ともならないということで、その話は終わったとのことである。

したがって、当委員会は、T1氏についてDの類型（X氏とY氏の関係性につき何らか認識しつつも、特段の対応を取らなかった）に属すると判断した。

(2) U1氏

U1氏は、■■■■月に当社に入社し、当社では営業を担当し、■■■■

■■■■月から■■■■月まで社長室長を務めていた。

U1氏は、正確な言い方は定かではないものの、X氏が反社会的勢力に属する人か、やくざっぽい人か、よろしくない人と関わりがあることを聞いたことがあり、C氏からもX氏から指示されてその人の対応をしている旨を聞かされたことがあった。なお、C氏は、U1氏に対し、Y氏の対応を担当していると話したことがある旨述べている。

したがって、当委員会は、U1氏についてDの類型（X氏とY氏の関係性につき何らか認識しつつも、特段の対応を取らなかった）に属すると判断した。

(3) U2氏

U2氏は、[REDACTED]日に当社に入社し、財務経理を担当してきた。

U2氏は、「Y」という名前や「Y会長」「会長」「[REDACTED]」という言葉を知ったことがあり、Y氏が暴力団員らしいしX氏の知り合いらしいということも漠然と認識していた。もっとも、X氏から反社会的勢力との付き合いがあると言われていたり、付き合いを匂わされたりしたことはなく、C氏がY氏の担当であること、及びC氏が[REDACTED]の自宅に行っていることを認識していなかった。また、U2氏は、Y氏とX氏の具体的な関わりを認識しておらず、これをX氏に確認をしたこともなかった。

したがって、当委員会は、U2氏についてDの類型（X氏とY氏の関係性につき何らか認識しつつも、特段の対応を取らなかった）に属すると判断した。

(4) U3氏

U3氏は、[REDACTED]月に当社に入社している[REDACTED]。

U3氏は、本件設計等担当従業員の下でその工事現場に何度か赴き、有刺鉄線を巻く等の作業などをしており、本件設計等担当従業員が[REDACTED]の自宅について設計及び現場監督を行っていること、建物完成後、本件設計等担当従

業員がメンテナンス等を行っていたことなどから、Y氏が暴力団員であり、当社がその自宅の設計、建築及びメンテナンス等に関与していることを認識していた。

U3氏は、上場後、X氏とY氏の関係性が終了しているものと思っていたが、2018年頃、C氏からY氏の業務を担当している旨を聞かされており、X氏とY氏との関係性が継続している旨認識した。なお、C氏は、U3氏に対し、Y氏の対応内容を話したことがある旨述べている。

もっとも、U3氏によれば、X氏に対してY氏との関係を遮断することにつき進言することは、完全にワンマンであるX氏との関係上、不可能であったとのことである。

したがって、当委員会は、U3氏についてDの類型（X氏とY氏の関係性につき何らか認識しつつも、特段の対応を取らなかった）に属すると判断した。

(5) W1氏

W1氏は、当社に 年に入社しており、
にあたる。

W1氏は、「Y」という名前や「Y会長」「会長」「」という言葉を知っていたことがあり、Y氏が暴力団員らしいことや、にはY氏の自宅があるらしくとはY氏の自宅を指すということ、Y氏がX氏の知り合いであることなどを認識していた。また、Y氏の対応について、本件従業員が担当しており、その後にC氏が引き継いで担当していたことについても認識していた。

W1氏は、MAIの代表取締役社長であり、上司としてC氏を監督する立場にあったところ、C氏がX氏から特命を受けて、Y氏の対応を行っていること、頻繁にホワイトボードに「」と記載して外出し、X氏の指示の下でY氏の担当をしていることを認識していた。

さらに、W1氏は、X氏に対し、C氏をMAIから異動させるよう申し入れ

たものの、結局異動されなかったことについて、X氏がC氏を目の届くところに置くことができ、かつ、C氏に外回りをさせることができる会社がMAIしかないからであると推測しており、C氏がX氏の意を受けてY氏の担当をしていることを認識していた。

もっとも、W1氏によれば、Y氏との関係性を是正すべきと考えて、X氏に対し、一度指摘したことがあったものの、X氏からは、メンテナンスで行っているのであり、顧客対応の一環であると言われ、それ以上の指摘をすると、X氏を激怒させそうであったため、それ以上の指摘はしなかったとのことである。

したがって、当委員会は、W1氏についてCの類型（X氏とY氏の関係性につき何らか認識し遮断を進言するも、功を奏さなかった）に属すると判断した。

(6) T2氏

T2氏は、[]月に当社に入社し、[]月より当社[]を務めている。

T2氏は、X氏とY氏の関係性について認識していない旨述べており、また、当委員会による調査の結果、T2氏がX氏とY氏との関係性を認識していることを示す客観証拠及びヒアリング対象者からの供述は確認されなかった。

したがって、当委員会は、T2氏についてAの類型（X氏とY氏の関係性につき認識がなかった）に属すると判断した。

4 2023年6月20日に当社役員を辞任した元役員の実態

(1) R氏

R氏は、[]月に三建興産に入社し、[]月に当社に入社し、[]月以降は当社[]を務め、その後に[]月以降は[]を務め、[]月以降は当社[]を務めていた者である。

R氏は、当委員会に対し、Y氏とX氏の関係性について、Y氏は昔の施主で家を建ててあげた人であるという程度の認識しかない旨述べ、C氏が行っていた業務については関与していないし何をやっているのかも把握していない、C氏が「[]」と書いて外出していることについてもY氏の対応であるとの認識はない旨述べている。

しかし、R氏は、X氏が従前勤めていた会社ではX氏の先輩にあたる地位にあり、X氏と極めて近い立場にいたこと、当委員会からの質問（その中には[]に関する質問も含まれる。）に対して覚えていない旨の供述を繰り返していたこと、当委員会の調査を受ける前に[]を削除していたこと、R氏についてX氏とかなり親しい存在である旨を述べる複数の当社役職員がいることなどを併せて考えると、R氏の上記供述を全面的に信用することはできないと考えられる。

したがって、当委員会は、R氏についてDの類型（X氏とY氏の関係性につき何らか認識しつつも、特段の対応を取らなかった）に属すると判断した。

(2) S氏

S氏は、[]月に当社に入社しており、本件設計等担当従業員の応援として工事現場に赴き有刺鉄線を巻くなどの作業等をしており、Y氏が暴力団員であること、本件設計等担当従業員が[]の自宅について設計及び現場監督を行っていたこと、また、[]支店長として[]の自宅についてC氏がメンテナンス等に関与していたことも認識していた。

もっとも、S氏によれば、X氏について絶対的な存在であって、余計なことを聞けば、お前とは関係ないことだよ、と言われてクビになってしまう可能性がある旨、また、自身は副社長ではあったものの、X氏との関係性については、R氏と異なり他の役職員と大きく変わらなかったとのことである。

したがって、当委員会は、S氏についてDの類型（X氏とY氏の関係性につき何らか認識しつつも、特段の対応を取らなかった）に属すると判断した。

5 C氏と同時期に■■■■支店で勤務していた従業員の認識

C氏と同時期に■■■■支店で勤務していた従業員（特に工事課に在籍していた従業員）の多くは、■■■■の自宅は暴力団員の家であること、C氏が■■■■の自宅のメンテナンス等に赴いていたことを認識していた。

したがって、C氏と同時期に■■■■支店で勤務していた従業員の中には、Dの類型（X氏とY氏の関係性につき何らか認識しつつも、特段の対応を取らなかった）に属する者が相当数存在すると判断した。

6 C氏と同時期にMAIに在籍していた同社本社の役職員の認識(上記2(5)に記載したW1氏を除く。)

C氏と同時期にMAIに在籍していた同社本社の役職員の多くは、C氏から個別にY氏に関する話を聞いたり、C氏が社内のホワイトボードに■■■■と記載して外出することを認識したりしていた（MAIにおいては「■■■■」とは■■■■の自宅を指し、C氏が「■■■■」に行くということは、Y氏の対応のため■■■■の自宅に行くことを指すと理解されていた。）。

しかも、C氏は、2019年に本件離れを建築していた時期等には、連日のように「■■■■」と記載して外出することが続いたとのことであり、また、Y氏と思われる者から電話がかかってくると、急いでX氏の社長室に行き、その後、「■■■■」と社内のホワイトボードに記載して外出するなどしていたことから、C氏と同時期にMAIに在籍していた同社本社の役職員の多くは、C氏がX氏の特命案件としてY氏の担当をしていることを認識していた。

したがって、当委員会は、C氏と同時期にMAIに在籍していた同社本社の役職員の中には、Dの種類（X氏とY氏の関係性につき認識しつつも、特段の対応を取らなかった）に属する者が相当数存在すると判断した。

7 当社の現職役員の認識

(1) T3 氏

T3 氏は、■■■■月より当社■■■■を務めている。

T3 氏は、X 氏と Y 氏の関係性について認識していないと述べており、また、当委員会による調査の結果、T3 氏が X 氏と Y 氏との関係性を認識していることを示す客観証拠及びヒアリング対象者からの供述は確認されなかった。

したがって、当委員会は、T3 氏について A の類型（X 氏と Y 氏の関係性につき認識がなかった）に属すると判断した。

(2) T4 氏

T4 氏は、■■■■月より当社■■■■を務め、その後■■■■月より当社■■■■を務めている。

T4 氏は、X 氏と Y 氏の関係性について認識していないと述べており、また、当委員会による調査の結果、T4 氏が X 氏と Y 氏との関係性を認識していることを示す客観証拠及びヒアリング対象者からの供述は確認されなかった。

したがって、当委員会は、T4 氏について A の類型（X 氏と Y 氏の関係性につき認識がなかった）に属すると判断した。

(3) T5 氏

T5 氏は、■■■年 ■月の警察による強制捜査後の■■■年 ■月より当社の■■■■を務めている。

T5 氏は、X 氏と Y 氏の関係性について認識していないと述べており、また、当委員会による調査の結果、T5 氏が X 氏と Y 氏との関係性を認識していることを示す客観証拠及びヒアリング対象者からの供述は確認されなかった。

したがって、当委員会は、T5 氏について A の類型（X 氏と Y 氏の関係性

につき認識がなかった)に属すると判断した。

(4) T6 氏

T6 氏は、 年 月より当社 を務めており、 年頃から X 氏個人に関する 等を担当しているとのことである。

T6 氏は、X 氏と Y 氏の関係性について認識していないと述べており、また、当委員会による調査の結果、T6 氏が X 氏と Y 氏との関係性を認識していることを示す客観証拠及びヒアリング対象者からの供述は確認されなかった。

したがって、当委員会は、他の社外役員よりも X 氏との関係性が近いと考えられるものの、他の社外役員と同様、T6 氏について A の類型 (X 氏と Y 氏の関係性につき認識がなかった)に属すると判断した。

(5) T7 氏

T7 氏は、 年 月より当社 を務めている。

T7 氏は、X 氏と Y 氏の関係性について認識していないと述べており、また、当委員会による調査の結果、T7 氏が X 氏と Y 氏との関係性を認識していることを示す客観証拠及びヒアリング対象者からの供述は確認されなかった。

したがって、当委員会は、T7 氏について A の類型 (X 氏と Y 氏の関係性につき認識がなかった)に属すると判断した。

第 8 章 当社及びそのグループ会社における反社チェック

第 1 当社及びそのグループ会社の反社チェック等に関するプロセス等の概要

当社及びそのグループ会社は、当社グループコンプライアンスガイドラインにおいて、反社会的勢力とは断固として対決する旨を掲げており、また、当社グループコンプライアンスチェックマニュアル(以下「コンプラチェックマニュアル」という。)においても反社会的勢力又はその関係者及び関係

団体との一切の関係を遮断するために、これらの活動を助長するような行為を一切行わないことを宣言するとともに、その具体的な方法を規定している。

このような宣言に基づき定められている当社及びそのグループ会社における、反社会的勢力のチェック（以下「反社チェック」という。）に関するプロセス等の概要は、以下のとおりである。

1 当社及びそのグループ会社における反社チェックに関する規程等

当社及びそのグループ会社における、反社チェックに関連する規程等は、下表のとおりである [20]。

No.	名称	制定日等
1	当社グループコンプライアンス規程	2014年3月18日施行
2	当社グループコンプライアンス委員会規程	2014年3月18日施行
3	当社グループコンプライアンスガイドライン	2014年3月18日制定
4	当社コンプライアンス規程	2007年9月1日施行 2014年3月18日改訂
5	当社反社会的勢力対応規程	2009年12月15日制定 2021年3月16日改訂
6	当社反社会的勢力対応細則	2009年12月15日制定 2021年3月16日改訂
7	当社反社会的勢力に対する基本方針	記載なし
8	コンプライアンスチェックマニュアル	2007年8月1日制定 2022年12月20日改訂

2 当社及びそのグループ会社における反社チェックに関するプロセス等

当社及びそのグループ会社（メルディア DC 及びその子会社を除く。以下この章において同じ。）における反社チェックに関するプロセス等は、基本的には、コンプラチェックマニュアルの定めに従って実施されているが、以

²⁰ メルディア DC 及びその子会社は、独自の反社会的勢力対応規程（2014年7月1日施行、2023年7月1日改正）を定めている。

下のとおり時期によって実施内容が変更されている。

(1) 2013年頃まで

当社及びそのグループ会社における、当初（2007年8月1日から2013年頃まで）の反社チェックに関するプロセス等は、概要、以下のとおりである。

ア 新規取引先登録

取引先との間で新規取引を開始する際^[21]、当該新規取引を担当する部署（以下「取引担当部署」という。）の取引担当者（以下「取引担当者」という。）は、コンプラチェック依頼書及び新規取引見込み業者面談表を作成し、コンプラチェックの申請を行う。取引担当者の上長（部長又は支店長）は、かかる申請を承認した上で、当社の人事総務部総務課（以下「総務課」という。）に提出する。

当該申請を受け、総務課は、新規取引見込み業者面談表^[22]について日経テレコン 21^[23] 及びインターネット検索を行い、新規取引先が反社会的勢力等に該当するか否か及び風評等の社会的なリスクがあるかどうかを調査し、調査結果をコンプラチェック一覧表に入力する。総務課の審査結果を受け、管理本部長がコンプラチェックに関する最終決定を行い、問題がない場合には、新規取引先に対応するコンプラ番号を付与し、問題があった場合には、取引ができないことを取引担当部署に通知する。

【フロー図】

（略）

21

²² 新規取引先が法人の場合、会社名、代表者名及び所在地に基づいてコンプラチェックの検索を行う。個人の場合、氏名、住所及び必要に応じて生年月日に基づいてコンプラチェックの検索を行う。

²³ 日経テレコン 21 において検索を行う媒体は、日経新聞（朝刊、夕刊）、産経新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日経金融新聞、日経 MJ 流通新聞、日経産業新聞、日経地方経済面、日経プラスワン、日経マガジン、週刊ダイヤモンド、日経ビジネス、週刊東洋経済、週刊エコノミスト、日経マネー、日経速報ニュース、朝日新聞速報ニュース、東京商工リサーチ信用情報、帝国データバンク信用情報、であり、検索対象期間は1991年1月1日から検索日までである。また、検索の際には、同時に「暴力団、恐喝、刑事、業務停止、傷害、訴訟」などの反社会的要素を含むキーワードで記事の絞り込みを行う。

イ 継続取引先調査

1年間を超えた継続的な取引がある取引先（以下「継続的取引先」という。）について、総務課は、年に1回の頻度でコンプラチェックを行う。

(2) 2013年頃から2022年秋頃まで

当社は、コンプラチェックの対象総数が増加し、本社の総務課だけで対応することが困難になったため、2012年頃にコンプラチェック体制を見直すこととし、具体的には、一次的なコンプラチェックを取引担当部署の事務担当者に行わせることとした。

当社及びそのグループ会社における2013年頃から2022年秋頃までの反社チェックに関するプロセス等は、概要、以下のとおりである。

ア 新規取引先登録

取引先との間で新規取引を開始する際には^[24]、取引担当者がコンプラチェック依頼書及び新規取引見込み業者面談表を作成し、コンプラチェックの申請を行う。

当該申請を受け、取引担当部署の事務担当者（以下「事務担当者」という。）は、新規取引見込み業者面談表^[25]について、日経テレコン 21^[26]及びインターネット検索を行い、必要に応じて取引担当部署へのヒアリングを行いつつ、新規取引先が反社会的勢力等に該当するか否か、風評等の社会的なリスクがあるかどうかを調査し、かかる調査結果をコンプライアンス一覧表に記入する^[27]。このとき、エビデンスとして、日

²⁴ 過去に取引を行った取引先でも、最終取引から1年間以上経過している場合は、新規取引先としてコンプラチェックを行う。

²⁵ コンプラチェックの検索方法は、基本的に2013年頃までの運用と同様であるが、対象が個人の場合には、それまで必要に応じて検索項目とされていた生年月日について、必須の検索項目となった。

²⁶ 日経テレコン 21において検索を行う媒体及び検索対象期間は、2013年頃までの運用と同様であるが、検索時のキーワードは、「暴力団、恐喝、刑事、業務停止、傷害、訴訟、警察、検挙、釈放、書類送検、送検、捜査、家宅捜査、指名手配、摘発、臨検、総会屋、脅迫、企業舎弟、フロント企業、準構成員」に拡大した（下線部が2013年頃以降に追加されたキーワード）。

²⁷ 2018年8月頃以降、用地仕入れに関するコンプラチェックについて、売主又は仲介業者が法人の場合は、当該法人の役員についてもコンプラチェックを実施する形に強化された。

経テレコン 21 による検索結果を添付する [28]。取引担当者の上長（部長又は支店長）は、かかる調査結果を承認する。

総務課は、事務担当者によるコンプラチェックの結果について、エビデンスを参照しつつ、必要に応じて取引担当部署へのヒアリングを行い、審査を行う [29]。

人事総務部長は、これまでの審査結果に基づき、取引可否の最終決定を行い、新規取引先との取引可否を取引担当者に通知する。

【フロー図】 (略)

イ 継続取引先調査

継続的な取引を行う取引先について、総務課は、年に 1 回コンプラチェックを行う。

ただし、継続取引先の総数が増加したことによって、継続取引先全件の調査が困難となったため、2017 年以降は、総務課がランダムに抽出した数十社（対象となる取引先約 1000 社中、20～30 社程度の割合）をサンプルチェックする方法となった。

かかる運用変更は、コンプラチェックマニュアルの改訂によるものではなく、継続取引先の総数が増加した一方で、総務課におけるコンプラチェック担当のリソースの拡充がなされず、継続取引先の全件調査が事実上困難となった状況を踏まえて、総務課内で部課長を含めて協議した結果によるものであった。なお、このような継続取引先調査の運用については、2022 年秋以降、現在まで継続している。

²⁸ コンプラチェックを行う際にエビデンスを添付することについて、コンプラチェックマニュアルその他の規程等には記載されていない。ただし、2017 年頃からは、コンプラチェックの結果が該当なしの場合や、キーワード

該当する記事内容と対象となる取引先が明らかに無関係であると事務担当者が判断した場合には、検索結果が添付されずに、該当なしとの結果のみ通知されるようになった。

²⁹ 取引可否の判断に迷った場合には、上長（人事総務部長又は常務取締役）へ相談した上で判定が行われており、形式的には日経テレコン 21 やインターネット検索によりキーワードに該当する結果が出た場合であっても上長に相談した結果、該当なし（取引可）と判断された事案については、コンプラチェック一覧表の備考欄に判断理由が記載されている。もっとも、当委員会が確認したコンプラチェック一覧表の備考欄の記載内容は、取引可とした判断理由が不明であるものが散見された。

(3) 2022年秋頃から同年12月20日まで

当社は、2022年秋頃、業務フローの管理方法としてジョブカン^[30]を導入した。そのため、2022年秋頃以降は、新規取引に関する一連のコンプラチェックをジョブカンワークフローで行うこととした。

具体的には、取引担当者はジョブカンワークフロー（以下「ワークフロー」という。）上でコンプラチェックの申請を行い、事務担当者はコンプラチェックの結果をワークフロー上で入力する。このとき、エビデンスとして、日経テレコン21による検索結果をワークフローにPDFで添付する^[31]。その後、ワークフロー上で総務課の審査及び人事総務部長の承認がなされる。

(4) 2022年12月20日以降

当社は、本件被疑事実に基づく警察の捜査を受けてコンプライアンス体制を見直し、2022年12月20日付取締役会においてコンプラチェックマニュアルの改訂について決議し、同月21日付で全社に対して通達を行った。当該改訂におけるコンプラチェック体制の主な変更点は、下表のとおりである。

変更点	変更前	変更後
最終判断者	管理〔本〕部長	人事総務部長
生産技術本部の取引先及び解体・造成等の業者におけるコンプラチェック	その他の業者と差異なし	新規取引見込み業者面談表に加えて、反社条項に関わる表明保証・確認書を取得し、添付して申請する
過去の取引先が新規取引先として扱われる期間	1年間	6ヶ月
コンプラチェック対象	全ての企業	原則として全ての企業だが、東京証券取引所プライム市場

³⁰ 株式会社 Dounts が運営する企業向けのバックオフィスツール。当社が導入したツールは、「ジョブカンワークフロー」というワークフロー（電子稟議）システムである。

³¹ コンプラチェックの結果が該当なしの場合等であっても、検索結果を添付することになっている。なお、かかるエビデンスの添付がなされない場合でも、システム上は次のフロー（上長の承認、総務課による審査等）に進むことが可能であるが、このような場合には、総務課による審査の際にエビデンスがない旨の指摘がなされ、フローが差し戻されることになる。

		に属する企業は省略可
--	--	------------

また、当社は、コンプラチェックの対象を一部見直し、2023年6月9日付で全社に対して通達を行った。当該見直しにおける主な変更点は、下表のとおりである。

変更点	変更前	変更後
コンプラチェックの対象	東京証券取引所プライム市場に属する企業、公的な銀行、証券会社、保険会社及び大手雑誌会社並びに土業はコンプラチェックの対象外	左記のうち、弁護士以外の土業である法人及び個人事業主 [32] はコンプラチェックの対象とする

3 メルディア DC 及びその子会社における反社チェックに関するプロセス等

メルディア DC (商号変更前の株式会社シード (以下「シード」という。)) [33] は、2013年5月、当社の連結子会社となった。シードは、当社の連結子会社となるまで独自にコンプラチェックを行っていなかったため、当社の連結子会社となった同月から2016年6月30日までは、当社においてシードの反社チェックを行っていた。同年7月1日以降は、当社担当者から、コンプラチェックに関する作業を引き継ぎ、自社においてコンプラチェックに関する作業を行うようになった。かかる引継後、当社担当者から引き継いだコンプラチェックのプロセスについて、特段の変更は行っておらず、規程類についても、当社のもので用いているため、現在のメルディア DC 及びその子会社における反社チェックに関するプロセスは、基本的に当社のもので類

³² 弁護士資格の有効性については確認する。また、個人の取引先である場合、当該個人が所属する企業がコンプラチェックの対象外である企業や土業資格を有する企業であってもコンプラチェックの対象となる。

³³ 「株式会社シード」は、2014年7月、平和建設株式会社を吸収合併し、商号を「シード平和株式会社」に変更し、「シード平和株式会社」は、2021年10月、商号を「株式会社メルディア DC」に変更した。

似している。

しかし、以下のとおり一部異なっている部分が存在する。

(1) 新規取引先登録

取引先との間で新規取引を開始する際、取引担当部署の取引担当者は、コンプラチェック依頼書及び業者調査票兼登録依頼書を作成し、内部監査室にコンプラチェックの申請を行う。

当該申請を受け、内部監査室は、全ての新規取引先について、日経テレコン21及びインターネット検索（主にYahoo!検索）を行い、新規取引先が反社会的勢力等に該当するか否か及び風評等の社会的なリスクがあるかどうかを調査する。また、新規取引先が法人であり、当該法人が建設業者又は宅建業者の場合は、国土交通省の「建設業者・宅建業者企業情報検索システム」を用いて、当該法人が許認可を有しているか、及び実在しているかを調査し、当該法人が建設業者又は宅建業者以外の法人である場合は、「国税庁法人番号公表サイト」を用いて、実在しているかを調査する。

調査の結果、①該当情報がない場合には、内部監査室において、新規取引先に対応するコンプラ番号を付与し、当該結果を取引担当部署に通知する。

他方で、②該当情報があった場合であり、当該該当情報が新規取引先について反社会的勢力等であることを示す内容や風評等の社会的リスクがあるような内容（以下「反社会的勢力等に関するネガティブ情報」）である場合には、内部監査室において、取引不可と判断し、当該結果を取引担当部署に通知する。

また、③該当情報があった場合であり、当該該当情報が反社会的勢力等に関するネガティブ情報ではなく、かつ、当該該当情報が新規取引先との取引を不可とするまでの内容であるか判断が難しい内容である場合には、内部監査室において、新規取引先に対応するコンプラ番号を付与し、当該結果を取引担当部署に通知するとともに、当該該当情報を取引担当者、取引担当者の上司及び経営管理本部長に共有する。取引担当部署は、受領した情報をもと

に、適宜、経営管理本部長と相談を行いながら、当該新規取引先と取引を行うか否かを検討及び決定する。

その後、内部監査室において、コンプラチェック一覧表を作成する。

なお、コンプラチェック一覧表の判定欄には、①及び③の場合には○と記載され、②の場合には×と記載される。

【フロー図】

(略)

(2) 継続取引先調査

継続的取引先について、内部監査室は、年に1回の頻度でコンプラチェックを行うことになっているが、網羅的な継続取引先調査は、一切行われていない。

他方、内部監査室は、継続取引先調査が行われていないことを補完するため、継続的取引先の代表取締役が交代した場合、当該代表取締役について、コンプラチェックを実施している。また、継続的取引先が建設業者又は宅建業者である場合、当該継続的取引先について、月に1回の頻度で、都道府県から開示される行政処分情報を確認し、該当があれば、取引担当者に通知している。

第2 当社及びそのグループ会社における反社チェック体制の課題

当社及びそのグループ会社における反社チェック体制の概要は以上のとおりであるが、かかる体制には、過去及び現在において、以下の課題が認められる。

1 エビデンス提出が義務付けられていないこと

前述のとおり、2017年以降、事務担当者によるコンプラチェックの段階で、該当なしの場合や、該当ありの場合でも記事内容と対象となる取引先が明らかに無関係であると事務担当者が判断した場合には、当該検索結果がエ

ビデンスとして添付されないまま、該当なしとして総務課の審査に供されていた。このような運用では、総務課による審査において、該当なしとのコンプラチェックの結果の適否の検証を行うことが困難である。

ただし、前述のとおり、コンプラチェックをワークフロー上で行う運用に変更された以降は、事務担当者は、コンプラチェックの結果が該当なしの場合等であっても、総務課への承認申請時に、エビデンスとして検索結果を添付することが求められ、当該エビデンスが添付されないまま承認申請された場合には、総務課による審査時にエビデンスの添付漏れが指摘され、差し戻される運用に改められており、上記課題は改善されていると考えられる。

2 規程に従った継続取引先調査が実施されていないこと

前述のとおり、コンプラチェックマニュアル上、1年に1回実施することが求められている継続取引先調査が、2017年頃から、総務課がランダムに抽出した数十社程度のみを対象として実施されている状況が続いている。

このような、コンプラチェックマニュアルに反する運用が5年以上継続していること自体、内部統制上の問題として指摘すべき点といえるが、取引開始時におけるコンプラチェックで取引可能と判断されて以降、長期間にわたってコンプラチェックが実施されないまま取引を継続している状況が生じていることになり、反社チェックの機能が弱まっているといえる。

3 上長判断の不透明性

前述のとおり、総務課におけるコンプラチェックの審査では、形式的には日経テレコン 21 やインターネット検索によりキーワードに該当する結果が出た場合であっても、上長に相談した上で、該当なし（取引可）と判断する場合があります。当該判断が行われた場合には、コンプラチェック一覧表の備考欄に判断理由を記載する必要があります。もっとも、当委員会が確認した限り、当該備考欄の記載内容のみでは、取引可と判断した理由が明らかでないものが散見された（例えば、「〇〇部長にて問題なしと判断頂きました」との記

載等)。

個別の事案に応じて上長が実質的な判断を行うこと自体については、問題があるとははいえないものの、そのような実質的判断の合理性を担保するためには、当該判断について事後的に検証可能な運用を行う必要がある。この点、上記現状のコンプラチェック一覧表の備考欄の記載では、上長が取引可と判断した理由について事後的な検証ができず、結果的に上長の恣意的な判断によりコンプラチェックの機能の無効化を可能にしているといえる。

第3 メルディア DC における反社チェック体制の問題点

当委員会が実施したアンケートの回答を踏まえて調査を行ったところ、メルディア DC において、コンプラチェックの際に、インターネット情報で「該当あり」となっていたにもかかわらず、取引可否としては「○」と判断している事案が認められたことから、当委員会では反社チェック体制の確認対象として、当社のみならずメルディア DC を含めることとした。

当委員会による確認作業としては、2020年1月以降のメルディア DC におけるコンプラチェックにおいて、インターネット情報か日経テレコン 21 の情報の少なくともいずれかにマニュアル上の該当情報があることで「該当あり」と判断されたコンプラチェックを全て抽出して検証した。抽出されたコンプラチェックは合計 14 件であり、このうちコンプラチェック上の取引可否の判断として「×」と判断されている 6 件は、全て取引は行われていなかった。

他方、コンプラチェック上の取引可否の判断として「○」と判断されているものが 8 件存在し、「該当あり」と判断されたにもかかわらず、なぜ最終のコンプラチェックの判断として取引可（「○」との判断）とされたのかの理由が必ずしも記録上に残っていないものが見受けられた。これらについては、事後的に当該コンプラチェックの正当性が十分に検証できないと考えられる。

第9章 発生原因

X氏とY氏との関係性が認められた本件事案を含む各種事案について、当委員会が考える発生原因は以下のとおりである。

第1 X氏のコンプライアンス意識の欠如

集团的、常習的に暴力行為を行い、あるいはそうした行為や組織を背景に不法な利益を得ようとする暴力団ないし暴力団員等の反社会的勢力を排除することは社会共通の認識であり、暴力団対策法の趣旨及び暴力団排除条例等にも明らかなとおり、企業が暴力団ないし暴力団員等の反社会的勢力と一切の関係をもたないことは、企業倫理として当然のことである。ましてや、企業が反社会的勢力に対して資金提供を行うなどということがあってはならないことは、企業コンプライアンスの概念を持ち出すまでもない常識であると言える。だからこそ、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力とは、一切の関係を断固として遮断し、裏取引や資金提供はもちろん、一切の取引を絶対に行わず、反社会的勢力に対しては、担当者任せとせず、代表取締役社長以下、組織として対応すると宣言していた。

しかしながら、当報告書の第4章及び第6章で認定したとおり、X氏は、Y氏を指定暴力団の暴力団員であると認識した上で、Y氏との関係を長年にわたり継続し、特定の従業員を窓口として、いわばX氏の特命案件として各種の便宜を図ったのみならず、当社におけるトラブル案件の交渉を委ねるなどしたほか、Y氏の紹介する業者を当社の取引に関与させ経済的利益をも供与したものであり、さらには当社の接待交際費によってY氏と飲食をともにしていた疑いも認められる。このようなX氏の行為は、当社が宣言し、また社会が求めている反社会的勢力との関係遮断と明らかに矛盾する。そしてこれらのY氏との関係性は、X氏的意思によって継続されていたものと認められる。

当社は2006年9月には上場し、上場企業としていわば公器となったので

あり、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を証券取引所に提出していたはずであり、殊に上場以降においては、その代表取締役であった X 氏が、反社会的勢力との一切の関係遮断というコンプライアンス意識を強く保持すべきであったことは当然のことである。しかしながら、前述のように長年にわたって Y 氏との関係性を継続することとなった根本的かつ最大の原因は、X 氏の当該コンプライアンス意識が決定的に欠如していたことによるものといわざるを得ない。

第 2 X 氏に対してものが言えない社内の風土

当報告書の第 7 章で認定したとおり、当社及び MAI の役職員の中には、X 氏が Y 氏と何らかの関係性を有していたことを認識していた者もいたものと認められる。

しかしながら、かかる役職員のほとんどは、X 氏に対して、Y 氏と関係を持たないように進言するなどの対応を執ることはなかった。この点、かかる役職員の中には、当委員会に対し、X 氏の意向に反した意見を述べることなどできなかつた旨述べる者もいた。

かかる状況からすれば、当社及びそのグループ会社においては、X 氏に対して反対意見を述べることができない社内の風土があったと認められる。そして、かかる社内の風土が、X 氏によるワンマンな経営体制を許し、ひいては、第 1 で記載したような X 氏のコンプライアンス意識の欠如した状態が是正されないまま放置される結果となったものと認められる。

また、かかる状態となった一因としては、反社会的勢力との関係遮断の観点で、当社取締役会の構成員たる一部取締役が X 氏に対して実効性の高い監督機能を果たしていなかったことを併せて指摘し得る (CG コード原則 4、原則 4-3 参照) とともに、第 3 章記載のとおり、当社において、長年にわたりコンプライアンス委員会が開催された形跡が認められず、X 氏の言動に関する内部監査や内部通報がなされた形跡も認められないことも、X 氏に対する牽制や統制環境が十分でなかったことを示すものとして指摘し得る

といえる。

第3 X氏以外の役職員のコンプライアンス意識が不十分であったこと

当報告書の第7章で認定したとおり、当社及びMAIの役職員の中には、X氏がY氏と何らかの関係性を有していたことを認識していた者もいたものと認められる。

反社会的勢力との関係遮断という規範意識は、殊に上場企業において、代表取締役のみならず、一般の従業員を含めた全ての役職員が保持すべきものである。

しかしながら、X氏がY氏と何らかの関係性を有していたことを認識していた当社及びそのグループ会社の役職員は、Q氏及びW1氏を除き、X氏に対し、直接、Y氏との関係性について確認したり是正を求めたりしようとしたとは認められず、また、2022年9月に警察による搜索差押がなされるまでの間、X氏とY氏の関係性について、例えば、取締役会等を含め社内でも問題として採り上げて何らか議論の俎上にあげたり、内部通報を行ったりするなどその関係解消に向けた具体的な対応をとった形跡は見当たらない。

このような点からすれば、X氏がY氏と何らかの関係性を有していたことを認識していた役職員においても、反社会的勢力との関係遮断というコンプライアンス意識が十分であったとは言い難く、そのことも発生原因のひとつであったと認められる。

第4 社外役員に対する情報連携が不十分であったこと

2022年9月に警察による搜索差押がなされた後、当社では、主に社外役員が主体となって、例えば、本件被疑事実に関する見解をX氏に問う発言がなされたり、X氏の役員退任について申し入れる意見書が提出されたりするなど、X氏が取締役として任務を継続することの可否についても取締役会において問題提起されるに至った。また、X氏が2022年11月に当社

の役員を退任した後も、当社では、主に社外役員が主体となって、取締役会において、役員全員について反社会的勢力との関係を有していない旨を宣誓する書面を提出させる旨の議案や、X氏による当社経営への影響力を低減させるためにX氏からの独立性を確保するための措置を講じる旨の議案等が提出されるなどしていた。

このように、主に当社の社外役員については、警察による捜査差押後の対応状況からして、自浄作用を発揮するための対応を採っていたと評価し得るところである。

そのため、前述のとおりX氏とY氏との関係性を認識していた当社及びMAIの役職員が、当社の社外役員に対して何らかの手段によって当該関係性に関する情報を提供し、その関係解消に向けて改善を求めていけば、当社ではより早い時期にX氏とY氏との関係性を遮断できた可能性があったと思われる。

以上の経緯からすると、役職員から当社の社外役員への情報連携の仕組みが不十分であることも、発生原因のひとつであったと認められる。

第5 反社チェック体制が不十分であったこと

反社チェック体制の概要については第8章で記載したとおりであり、同章・第2で指摘した反社チェック体制の問題点は、それ自体が本件及び別件の直接的な発生原因であったとは言えない。

もっとも、反社会的勢力の排除のためにより厳格な反社チェック体制が構築されていれば、自ずと当社及びそのグループ会社の役職員の間にも反社会的勢力との関係遮断というコンプライアンス意識が浸透することに繋がっていた可能性も考えられる。

この意味において、第8章・第2で指摘した反社チェック体制に不十分な点があることにつき、社内での見直しが十分になされていなかった点は、第3で述べたコンプライアンス意識が不十分なものとどまった遠因のひとつであったとも考えられる。

第10章 再発防止策等の提言

上記第9章で記載した発生原因を踏まえつつ、当委員会では、当社及びそのグループ会社において反社会的勢力との関係を持つ事案が今後発生することのないよう、講じるべき再発防止策や予防策の着眼点について、以下のとおり提言する。

第1 X氏による影響の排除

反社会的勢力との関係性を継続するに至った大きな原因は、X氏において反社会的勢力との関係遮断というコンプライアンス意識が全く欠如していたことにあることは上記第9章で記載したとおりである。また、X氏が創業社長で大株主であるとの影響により、役職員がX氏に対してものを言えない社内の風土があったことも上記第9章で記載したとおりである。

このような観点からすれば、当社及びそのグループ会社において反社会的勢力との関係を持たないよう講じるべき再発防止策や予防策としては、X氏による経営及び役職員に対する影響力を排除することが極めて重要であると考えられる。そのためには、当社及びそのグループ会社の役職員に対し、X氏との接触を制限するなどの措置を講じていくことが必要であると考えられる。

X氏は、既に2022年11月以降に当社及びそのグループ会社の役員を退任してはいるものの、大株主としての影響力を及ぼし得る立場にはあり続けている。長年にわたるY氏との関係性が認められるX氏がかかる立場にあり続けることにより、万が一にも当社及びそのグループ会社における反社会的勢力との関係遮断の実現に支障が生じるようなことがあれば、その存続すら危うくなりかねないと懸念される。したがって、X氏による大株主としての影響力を排除もしくは抑止するような措置についても、当社としてできる限りの対応を取ることが考えられる。

第2 役職員に対するコンプライアンス意識の醸成

既に繰り返し述べているように、反社会的勢力との関係遮断は、もはや社会常識となっており、特に上場企業の役職員としては当然に保持すべき規範意識である。

そのため、いまいちど当社及びそのグループ会社の全ての役職員に対して、反社会的勢力との関係遮断の必要性及び重要性等について意識を浸透させるような手段を講じる必要があり、例えば、経営トップからの問題意識の伝達や、研修の実施等を通じて、反社会的勢力との関係遮断というコンプライアンス意識を保持すべきことにつき周知徹底する必要があると考えられる。

第3 取締役会等の監視機能の強化等

X氏を含む役員 の退任により取締役会の構成は既に変化しているものの、上記第9章・第2で述べた状況に鑑み、取締役会の構成員たる各取締役が実効性の高い監督機能の強化を推進する必要がある。

また、コンプライアンス委員会の開催等、内部監査の対象等、及び内部通報制度の周知等についても、充実させる方向性の検討を行うことが考えられる。

第4 社外役員に対する情報連携ルートの構築

反社会的勢力との関係性が疑われる事象を含めた重大な問題について、社外役員への情報連携が十分になされる仕組みを構築することが、必要であると考えられる。

そのため、例えば、内部通報制度における通報窓口の1つとして常勤監査役が指定されているが、その周知や機能の拡充等を図るなどしたり、一般の従業員にとっても社外役員を身近に感じてもらえるような工夫を講じたりするなどを通じて、社外役員に対する情報提供ルートが実効性あるものとして有効に機能し得るよう対策を講じることが必要であると考えられる。

第5 反社チェック体制の改善

上記第8章・第2及び第3で指摘した当社及びメルディアDCにおける反社チェック体制の課題及び問題点は、本件及び別件における反社会的勢力との関係が発生した直接的な発生原因であったとは認められないものの、反社会的勢力との関係遮断を徹底し、同種事案の発生を防止するためには、反社チェック体制の改善に向けて取り組むことが望ましい。そのため、当委員会は、反社チェック体制について、以下のとおり改善案を提言する。

1 エビデンスの添付を要するシステムの構築

上記第8章・第2・1で指摘したとおり、コンプラチェックをワークフローで行う運用に移行してからは、事務担当者によるコンプラチェックの結果が「該当なし」の場合も、総務課への承認申請時に、検索結果をエビデンスとして添付することが求められるようになり、エビデンスの確認を経ずに「該当なし」と判断される可能性は低くなっている。

もっとも、現状のワークフローのシステムでは、承認申請時にエビデンスを添付しなくても、承認申請自体は行うことが可能であり、次のフローに進むことがシステム的にはできてしまう。エビデンスに基づく承認判断を徹底するためには、エビデンスを添付しない限り、承認申請が行えない仕組みとすることが望ましい。

2 反社チェック担当部署のリソースの拡充

上記第8章・第2・2で指摘したとおり、当社では、コンプラチェックマニュアル上、1年に1回実施することが求められている継続取引先調査が、2017年から、総務課がランダムに抽出した数十社程度のみを対象として実施されている状況が続いている。

このように、コンプラチェックマニュアルどおりの運用が行われていないことの要因は、当社の業容拡大に伴いコンプラチェック対象となる取引先数

が増加する一方で、総務課におけるコンプラチェック担当のリソースが拡充されなかったことにあるといえる。この点について、コンプラチェック担当者へのヒアリングによれば、継続取引先調査に限らず、コンプラチェック対象件数は年々増加しているものの、担当者の人員は補充されておらず、コンプラチェックに関する業務は、通常業務が終了した後の残業時間で対応している状況が続いているとのことであった。

規程類等のルールを整備したとしても、当該ルールを運用する現場において、ルールどおりの運用が困難な環境であれば、当該ルールは画餅に帰すことになるため、例えば、現状を把握した上で、担当者の業務内容及び業務量の調整、必要な人員の拡充及び外部業者の活用等を検討することが望まれる。

3 実質判断の合理性を担保する仕組みの構築

上記第 8 章・第 2・3 で指摘したとおり、総務課におけるコンプラチェック段階で形式的には日経テレコン 21 やインターネット検索でキーワードに該当する結果が出た場合であっても、上司の判断で「該当なし（取引可）」とされる場合があることが明らかとなっている。かかる経緯で「該当なし」となった場合は、当該判断理由につきコンプラチェック一覧表の備考欄に記載することとされているが、実際には、その記載内容のみでは取引可と判断された理由が明らかでないものが散見され、当該判断の合理性の検証が困難な状況となっている。同様の問題は、上記第 8 章・第 3 で指摘したとおり、メルディア DC においても生じている。

かかる運用は、コンプラチェックマニュアル（当社及びメルディア DC において共通）の「なお、取引において、懸念があるものの、取引可能の可能性がある場合は、取引担当部門の所属長（役職部長代理以上）に確認の上、取引可否について決定することがある。」との定めに基づくものといえるが、どのような場合に「取引において、懸念があるものの、取引可能の可能性がある場合」といえるのか基準が明示されておらず、また、前述のとおりコンプラチェック一覧表の備考欄の記載によっても判断理由が明らかでない事

例（当社）や、インターネット情報か日経テレコン 21 の情報の少なくともいずれかにマニュアル上の該当情報があることで「該当あり」と判断されたにもかかわらず、なぜ最終のコンプラチェックの判断として取引可（「○」との判断）とされたのかの理由が必ずしも記録に残っていない事例（メルディア DC）が少なからず存在しているため、最終判断権者である上司による恣意的な運用も可能な状況にある。

このような懸念を払しょくするためには、日経テレコン 21 やインターネット検索の情報で該当ありの結果が出たものの、上司判断で取引可能と扱う場合には、例えば、当該判断理由を明確にして、コンプライアンス委員会の確認を経た上で取引可否の最終判断を行うことや、取引の実行が取締役会決議事項である場合には、取締役会の付議資料として前述のコンプラチェックの判断経過を添付することなどをマニュアル等において明確化することが望ましい。また、上司による恣意的な運用を排除するためにも、上記 2 で指摘したような外部業者の活用も検討することが望ましい。

4 直接の取引先以外に対する反社チェック

本件事案は、当社及び MAI の直接的な取引先が反社会的勢力であったという事案ではなく、反社会的勢力から紹介された取引先を関与させたという事案であり、別件事案の中にもそのような事案が認められるところ、一般的に反社会的勢力による関与は直接的な取引先以外に生じることが考えられる。そのため、反社会的勢力との関係遮断を徹底し、同種事案の発生を防止するためには、直接的な取引先以外、例えば、新規取引先の紹介者や、当社及びそのグループ会社の下請業者にとっての取引先等についても、反社チェックの対象としたり、直接的な取引先からその取引先や関係者が反社会的勢力に該当しない旨を誓約させたりするなどして、反社会的勢力を排除する措置を検討することが考えられる。

第6 その他の社内体制の見直し（口頭発注防止等の社内ルール順守の徹底、契

約書チェック体制の見直し及び書類管理体制の見直し等)

1 口頭発注防止等の社内ルール順守の徹底

前述のとおり、本件事案においては、本件解体工事の発注時には、当社や MAI から J 社に対する発注書は発行されず、C 氏による口頭での発注により工事が進められ、工事完了後の段階で初めて当社による発注書が発行された。

しかし、当然のことながら、発注書は、工事発注段階で発行されるべきものであり、口頭のみで外部業者に工事が発注される場合、発注内容等について社内でのチェックがなされず、不正な工事発注の温床となり得るため、本件を機に、改めて社内ルールに従った着工前段階における発注書の発行について、周知徹底すべきである。

2 契約書チェック体制及び書類管理体制の見直し

前述のとおり、本件事案においては、C 氏が MAI の押印をしたことにより、J 社及び K 社の 3 社が当事者となった「工事請負契約書」を、n 案件及び o 案件のそれぞれにつき締結されているが、実際の工事代金は、締結された金額から変更されている。しかしながら、かかる契約金額の変更に関する契約書等は締結されないままであり（但し、F 氏の指示に基づき、J2 氏により契約金額が変造された契約書は存在する。）、しかも、工事代金は、これら 3 社による「工事請負契約書」のような MAI による支払いは行われず、別途、当社が発行した発注書に基づき、当社からの支払いがなされている。本件事案は特別な状況下で生じた事象といえるものの、同種事案を防止する観点から、契約締結に関する社内ルールの周知徹底を図るべきである。

また、本調査においては、本件事案における工事請負契約書の原本を確認することができなかった。締結から 3 年にも満たない現時点で、契約書の原本が保管されていない状況は、契約書類の管理体制として欠陥があるといわざるを得ないため、本件のような不正事案の発生を防止する観点からも、契約書書類等の管理体制を見直し、社内ルールに従った契約書類等の管理を徹

底すべきである。

第 11 章 結語

殊に上場企業にとって、反社会的勢力を排除するために、反社会的勢力との一切の関係を遮断することは当然に要請されることであり、だからこそ当社でも「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力とは、一切の関係を断固として遮断し、裏取引や資金提供はもちろん、一切の取引を絶対に行わず、反社会的勢力に対しては、担当者任せとせず、代表取締役社長以下、組織として対応すると宣言していた。また、上場企業である当社は、上場時に反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を証券取引所に提出していたはずである。

それにもかかわらず、当社の経営トップであった X 氏自らが反社会的勢力との間で長年にわたり本報告書において認定した関係性を継続し、秘密裏に担当者を定めてその対応をさせるなどしてきたことは、上場企業のトップとして決して許されるものではない。

また、かかる関係性を一定程度認識しつつも、その解消に向けて行動できなかった役職員がいた事実は、当社グループにおける X 氏の影響力が絶大であったことを考慮に入れたとしても、コンプライアンス上の問題がなかったと評価することはできない。

当社は、1993 年に有限会社三栄コーポレーションとして設立されたのち、役職員数 10 名前後の規模から、その後 30 年間で連結ベースの売上は約 1390 億円、役職員数は 1200 名超（いずれも第 29 期・2022 年 8 月末時点）の東京証券取引所プライム上場企業に成長したものであり、かかる成長を推進したのは、X 氏の手腕によるところが大きいと社内外から評価されていた面もあるだけに、本報告書を読み、衝撃を受けるとともに残念に感じるステークホルダーが多いのではないかと推察する。

今後、当社及びそのグループ会社の役職員は、かかるステークホルダーからの信頼を取り戻すべく行動しなければならない。そのためには、今回の事態に

ついて X 氏のみ原因がある特異な事案であり、X 氏が当社及びそのグループ会社の役員を辞任し、取締役会の構成も変わったことをもって足りると安易に考えるのではなく、反社会的勢力との関係を持ってしまふことが企業としての存立を危うくしかねない極めて深刻なリスクであることを痛感し、将来にわたり反社会的勢力との一切の関係遮断を実現しなければならないという強い意志を持ち続けていく必要がある。

当委員会としては、当社及びそのグループ会社の役職員が、そのような強い意志を持って反社会的勢力との関係遮断の実現に取り組むことにより、今まさに直面しているであろう未曾有の危機を乗り越え、ステークホルダーからの信頼を取り戻せる企業となることを期待したい。

以上